

平成22年9月6日 開 会

平成22年9月24日 閉 会

平成22年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月6日(月曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会(午前10時00分).....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 諸般の報告について.....	4
日程第4 報第6号及び日程第5 報第7号.....	4
日程第6 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について.....	4
日程第7 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について... 5	
日程第8 議員派遣の件.....	5
日程第9 議第47号から日程第21 議第57号まで.....	5
平野市長提案説明.....	6
散 会(午前10時35分).....	12

9月13日(月曜日)第2号

議事日程.....	13
本日の会議に付した事件.....	14
出席議員.....	15
欠席議員.....	16
説明のため出席した者の職氏名.....	16
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	16
開 議(午前10時00分).....	17
日程第1 質 疑(議第47号から議第57号まで).....	17
5番 横山哲夫議員質疑.....	17
林総務部長答弁.....	17

5番 横山哲夫議員質疑.....	17
船戸産業建設部長答弁.....	18
5番 横山哲夫議員質疑.....	18
林総務部長答弁.....	18
5番 横山哲夫議員質疑.....	19
恩田教育委員会事務局長答弁.....	19
10番 影山春男議員質疑.....	19
松影市民環境部長答弁.....	20
10番 影山春男議員質疑.....	20
松影市民環境部長答弁.....	20
10番 影山春男議員質疑.....	21
松影市民環境部長答弁.....	21
10番 影山春男議員質疑.....	22
笠原保健福祉部長答弁.....	22
10番 影山春男議員発言.....	22
4番 尾関律子議員質疑.....	22
林総務部長答弁.....	23
4番 尾関律子議員質疑.....	23
林総務部長答弁.....	23
4番 尾関律子議員質疑.....	23
林総務部長答弁.....	23
4番 尾関律子議員質疑.....	24
恩田教育委員会事務局長答弁.....	24
4番 尾関律子議員質疑.....	24
恩田教育委員会事務局長答弁.....	24
4番 尾関律子議員質疑.....	25
恩田教育委員会事務局長答弁.....	25
4番 尾関律子議員質疑.....	25
恩田教育委員会事務局長答弁.....	25
4番 尾関律子議員質疑.....	25
休 憩（午前10時31分）.....	25
再 開（午前10時32分）.....	26

14番 小森英明議員質疑.....	26
林総務部長答弁.....	26
14番 小森英明議員質疑.....	26
松影市民環境部長答弁.....	27
14番 小森英明議員質疑.....	27
笠原保健福祉部長答弁.....	27
14番 小森英明議員質疑.....	27
笠原保健福祉部長答弁.....	28
1番 上野欣也議員質疑.....	28
林総務部長答弁.....	28
1番 上野欣也議員質疑.....	29
笠原保健福祉部長答弁.....	29
1番 上野欣也議員質疑.....	30
林総務部長答弁.....	30
1番 上野欣也議員質疑.....	31
林総務部長答弁.....	31
1番 上野欣也議員質疑.....	31
林総務部長答弁.....	32
1番 上野欣也議員発言.....	32
休 憩（午前11時00分）.....	32
再 開（午前11時20分）.....	32
13番 藤根圓六議員質疑.....	33
笠原保健福祉部長答弁.....	33
13番 藤根圓六議員質疑.....	33
笠原保健福祉部長答弁.....	33
13番 藤根圓六議員質疑.....	33
笠原保健福祉部長答弁.....	34
13番 藤根圓六議員発言.....	34
12番 寺町知正議員質疑.....	34
船戸産業建設部長答弁.....	34
12番 寺町知正議員質疑.....	35
船戸産業建設部長答弁.....	35

12番 寺町知正議員質疑.....	35
船戸産業建設部長答弁.....	36
12番 寺町知正議員質疑.....	36
船戸産業建設部長答弁.....	36
12番 寺町知正議員質疑.....	36
船戸産業建設部長答弁.....	37
12番 寺町知正議員質疑.....	37
船戸産業建設部長答弁.....	37
12番 寺町知正議員質疑.....	37
船戸産業建設部長答弁.....	37
12番 寺町知正議員質疑.....	38
船戸産業建設部長答弁.....	38
12番 寺町知正議員質疑.....	38
船戸産業建設部長答弁.....	38
12番 寺町知正議員質疑.....	38
恩田教育委員会事務局長答弁.....	39
12番 寺町知正議員質疑.....	40
恩田教育委員会事務局長答弁.....	40
12番 寺町知正議員質疑.....	40
船戸産業建設部長答弁.....	40
12番 寺町知正議員質疑.....	41
船戸産業建設部長答弁.....	42
12番 寺町知正議員質疑.....	42
船戸産業建設部長答弁.....	43
12番 寺町知正議員質疑.....	43
林総務部長答弁.....	43
12番 寺町知正議員質疑.....	43
林総務部長答弁.....	44
12番 寺町知正議員質疑.....	44
休 憩（午前11時54分）.....	44
再 開（午前11時55分）.....	44
林総務部長答弁.....	44

12番 寺町知正議員質疑.....	44
林総務部長答弁.....	45
12番 寺町知正議員質疑.....	45
林総務部長答弁.....	45
11番 後藤利利議員質疑.....	46
笠原保健福祉部長答弁.....	46
11番 後藤利利議員質疑.....	46
笠原保健福祉部長答弁.....	47
11番 後藤利利議員質疑.....	48
笠原保健福祉部長答弁.....	48
12番 寺町知正議員質疑.....	48
林総務部長答弁.....	49
12番 寺町知正議員質疑.....	50
林総務部長答弁.....	50
12番 寺町知正議員質疑.....	52
林総務部長答弁.....	52
日程第2 議第58号及び日程第3 議第59号.....	53
平野市長提案説明.....	53
日程第4 質 疑（議第58号及び議第59号）.....	54
12番 寺町知正議員質疑.....	54
船戸産業建設部長答弁.....	55
12番 寺町知正議員質疑.....	55
船戸産業建設部長答弁.....	55
日程第5 委員会付託（議第47号から議第59号まで）.....	55
恩田教育委員会事務局長答弁.....	56
散 会（午後0時37分）.....	56
9月21日（火曜日）第3号	
議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	57
出席議員.....	57
欠席議員.....	57

説明のため出席した者の職氏名.....	57
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	57
開　　議（午前10時00分）.....	59
日程第1　一般質問.....	59
2．10番　影山春男議員質問.....	59
（1）小学生に対する熱中症対策は万全か.....	59
森田教育長答弁.....	60
影山春男議員質問.....	61
森田教育長答弁.....	61
（2）地域福祉推進計画とは.....	62
笠原保健福祉部長答弁.....	62
影山春男議員質問.....	64
笠原保健福祉部長答弁.....	64
影山春男議員発言.....	64
3．6番　宮田軍作議員質問.....	64
（1）河川等草刈委託事業について.....	64
船戸産業建設部長答弁.....	65
宮田軍作議員質問.....	66
船戸産業建設部長答弁.....	66
宮田軍作議員質問.....	67
平野市長答弁.....	68
4．2番　石神　真議員質問.....	69
（1）安全な生活の確保（防災・消防対策）は.....	69
土井消防長答弁.....	70
石神　真議員質問.....	71
土井消防長答弁.....	72
石神　真議員質問.....	72
林総務部長答弁.....	73
休　　憩（午前11時06分）.....	75
再　　開（午前11時25分）.....	75
5．9番　武藤孝成議員質問.....	75
（1）保育料等について.....	75

笠原保健福祉部長答弁.....	76
武藤孝成議員質問.....	77
笠原保健福祉部長答弁.....	77
武藤孝成議員発言.....	78
6 . 3 番 杉山正樹議員質問.....	78
(1) 自主運行バス(ハーバス)補助金について.....	78
林総務部長答弁.....	79
杉山正樹議員質問.....	81
林総務部長答弁.....	82
杉山正樹議員発言.....	82
休 憩(午前11時58分).....	83
再 開(午後1時00分).....	83
7 . 4 番 尾関律子議員質問.....	83
(1) デマンド交通システムについて.....	83
林総務部長答弁.....	83
尾関律子議員質問.....	85
林総務部長答弁.....	86
(2) 女性の健康を守る支援について.....	86
笠原保健福祉部長答弁.....	87
尾関律子議員質問.....	88
笠原保健福祉部長答弁.....	89
(3) デイジー教科書について.....	89
森田教育長答弁.....	90
尾関律子議員発言.....	91
8 . 1 番 上野欣也議員質問.....	91
(1) 平和都市宣言について.....	91
嶋井副市長答弁.....	93
上野欣也議員質問.....	94
嶋井副市長答弁.....	95
(2) 市民相談室の利用状況と充実強化について.....	96
松影市民環境部長答弁.....	97
(3) 児童虐待防止の取り組みについて.....	98

笠原保健福祉部長答弁.....	99
上野欣也議員発言.....	100
休 憩（午後 2 時13分）.....	101
再 開（午後 2 時30分）.....	101
9 . 12番 寺町知正議員質問.....	101
（ 1 ）随意契約相手方選定理由を公開しないことの違法.....	101
平野市長答弁.....	102
（ 2 ）予算編成過程の情報公開で市民参加の実現を.....	103
嶋井副市長答弁.....	105
寺町知正議員質問.....	106
嶋井副市長答弁.....	108
寺町知正議員質問.....	109
嶋井副市長答弁.....	109
（ 3 ）公務員人件費の削減と労働・賃金の分かち合い.....	110
林総務部長答弁.....	112
寺町知正議員質問.....	114
林総務部長答弁.....	114
寺町知正議員質問.....	115
林総務部長答弁.....	115
散 会（午後 3 時16分）.....	115
9月24日（金曜日）第4号	
議事日程.....	117
本日の会議に付した事件.....	120
出席議員.....	122
欠席議員.....	123
説明のため出席した者の職氏名.....	123
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	123
開 議（午前10時00分）.....	124
日程第 1 常任委員会委員長報告.....	124
日程第 2 委員長報告に対する質疑.....	127
日程第 3 討 論（議第47号から議第59号まで）.....	127

日程第4	採 決 (議第47号から議第59号まで)	127
日程第5	発議第3号 保育制度改革に関する意見書について	131
	横山哲夫厚生常任委員会委員長提案説明	131
日程第6	質 疑	131
日程第7	討 論	132
	4番 尾関律子議員反対討論	132
日程第8	採 決	133
日程第9	発議第4号 障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について	133
	横山哲夫厚生常任委員会委員長提案説明	133
日程第10	質 疑	134
日程第11	討 論	134
日程第12	採 決	134
日程第13	発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について	134
	横山哲夫厚生常任委員会委員長提案説明	135
日程第14	質 疑	135
日程第15	討 論	135
	4番 尾関律子議員反対討論	136
	12番 寺町知正議員反対討論	136
	13番 藤根圓六議員賛成討論	137
日程第16	採 決	138
日程第17	議員派遣の件	138
閉 会	(午前10時41分)	138
会議録署名者		138

平成22年9月6日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月6日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成22年9月6日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第6号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第6 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第6号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第5 報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第6 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君

15番 村瀬伊織君

16番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 杉山正樹君、11番 後藤利丸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月24日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より9月24日までの19日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について

議長（久保田 均君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第6号及び日程第5 報第7号

議長（久保田 均君） 日程第4、報第6号及び日程第5、報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（久保田 均君） 日程第6、報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第7 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
議長（久保田 均君） 日程第7、報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第8 議員派遣の件

議長（久保田 均君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

日程第9 議第47号から日程第21 議第57号まで

議長（久保田 均君） 日程第9、議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第12、認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第14、議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第15、議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第21、議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

去る7月11日に、第22回参議院議員通常選挙が執行された結果、与党が議席を減らし、参議院で政権与党が過半数の議席を確保していない、いわゆるねじれ国会の状態となっており、法案等の成立がおくれた場合、国民生活にも深刻な影響を及ぼすことが危惧されるところでございます。

内閣府が8月16日に発表いたしました4月から6月期の国内総生産の実質成長率は0.1%と、前期の1.1%を下回り、景気の減速感を示しているところでございます。

国には、遅滞なくより一層の景気対策を講じていただくとともに、地方分権改革の推進、国民が安心・安全に暮らせる社会の構築をしていただくことを期待するものでございます。

さて、8月29日には山県市総合防災訓練を開催し、多くの関係機関の御協力のもと、伊自良地域を中心とした多数の市民の方々に御参加いただき、大地震を想定した避難訓練や救助活動訓練を実施いたしましたところでございます。地元自治会を初め、御協力をいただきました皆様方に改めて感謝申し上げますとともに、議員各位におかれましても、大変暑い中、御出席を賜りまして御指導、激励を賜り、厚く御礼申し上げますところでございます。

また、8月1日に揖斐川町で開催されました第59回岐阜県消防操法大会には、第5分団が出席され、迅速で見事な操法を披露していただきました。惜しくも敢闘賞という結果ではございましたが、連日の厳しい訓練に励んでこられました選手を初め関係者の方々の御努力は、本市の消防・防災力を強化するものと確信いたしましたところでございます。

7月15日に起きました梅雨前線による豪雨災害では、岐阜県内八百津町での土砂崩れ、可児市では鉄道高架下での冠水した市道で男女3人が流されるなど、死者・行方不明者を出す被害が発生しております。幸い山県市では大きな災害もなく安堵したところでございますが、梅雨明け後も各地で台風などによる災害が発生しており、これから本格的な台風シーズンに入りますので、大雨や土砂災害時の避難などにつきまして、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

また、7月28日には、ぎふ清流大会キャラバン隊を招いて、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会800日前イベントを美山中央公民館において開催いたしました。西武芸保育園の園児

の皆さんとミナモと一緒にミナモダンスを踊るなど、国体開催の機運を盛り上げていただきました。魅力ある大会となりますように今後も準備などを滞りなく進めてまいります。議員各位におかれましても、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、8月17日から31日にかけて、自治会連合会との共催によりまして、市内6カ所の会場にて市政座談会開催させていただきました。合計323名の市民の皆様にご参加をいただきました。市民の皆様よりちょうだいいたしました御意見、御要望は今後の市政に反映させ、本市のまちづくりの基本理念である豊かな自然と活力ある都市の調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向け、職員が一丸となって進めてまいりますので、皆様方のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件4件、条例案件3件、決算案件2件、補正予算案件7件、その他案件1件の計17案件でございます。

ただいま上程されました13案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、乾保育園へ通園する児童数は年々減少傾向にあり、今後も増加が見込めない状況でございます。こうした状況を踏まえ、同保育園の今後のあり方について、地域特性を配慮しつつ、平成19年度より保護者や自治会の皆様方の御意見をお聞きし検討してまいった結果、平成23年4月1日より乾保育園と西武芸保育園を統合し、現在の西武芸保育園をみやま保育園に名称を変更し運営することとなり、このため関係規定を改正するものでございます。

次に、議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い、引用条項を整理するため、関係規定を改正するものでございます。

次に、議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、国の関係省令が改正され、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池が位置づけられたことに伴い、これに準じた措置を講じるため、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、一般会計及び特別会計のいずれも実質収支は黒字となり、水道事業会計では純利益が約1,868万3,000円となっております。一般会計につきましては、厳しい財政運営を強いられる中、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の

実施に当たっては、効率的な予算執行方法等を模索しつつ経費の削減に努めたところにより、予定しておりました財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果の説明、決算の分析等を別冊の資料ナンバー 4 2、決算の成果説明書にまとめ提出させていただきます。

また、当決算につきましては、当市の監査委員により慎重な決算審査を行っていたとき、その結果につきましても、別冊の資料ナンバー 4 1、決算審査意見書として提出をさせていただきます。

今後につきましては、監査委員から御指摘を受けました事項等を十分検討いたしますとともに、適正かつ効率的な行財政の運営に引き続き最善の努力をしていく所存でございます。

続きまして、資料ナンバー 6、議第50号 平成22年度山口市一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から5,540万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を122億5,960万円とするものでございます。今回は、すべての費目において職員給与費等の補正を行っており、一般会計における給料は3,536万3,000円の減額、職員手当は2,688万2,000円の減額、共済費は857万7,000円の減額、退職手当組合負担金は380万5,000円の減額で、給与費等の合計としましては7,462万7,000円の減額となっております。財源に余裕が生じたので、前年度繰越金を3,366万8,000円減額するよう調整しております。

それでは、費目ごとに概要の御説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、総務管理費で、指定管理者候補者選定委員会の外部委員謝礼として報償費4万4,000円、市勢要覧の増刷のための印刷製本費50万4,000円、庁舎の雨漏り、空調設備の修繕等471万円、美山支所の浄化槽の修繕費67万8,000円を追加補正するものでございます。

また、民生費につきましては、社会福祉総務費で、地域福祉等推進特別支援事業が事業採択されましたので、事業主体となる社会福祉協議会への補助金を312万3,000円増額、老人福祉費では、職員の異動等による給与費の減額分として介護保険特別会計繰出金を555万円減額し、福祉医療費では過年度の福祉医療助成事業費が確定いたしましたので、県への補助金返還のための366万9,000円を増額いたしております。

このほか、障がい者福祉費では、臨時特例特別対策事業費で総合体育館トイレ改修が追加採択されましたので工事費280万円、過年度の障害者自立支援給付費国庫負担金、岐

岐阜県障害者自立支援給付費負担金等の額が確定しましたので、国、県への補助金返還のために480万7,000円、福祉センター費では、保健福祉ふれあいセンターの庭園灯の修繕費48万9,000円、後期高齢者医療費では過年度の療養給付費負担金の事業費が確定しましたので、岐阜県後期高齢者医療広域連合への負担金707万1,000円をそれぞれ追加補正しております。財源といたしましては、社会福祉総務費では、セーフティネット支援対策等事業補助金156万1,000円、福祉医療費では、臨時特例特別対策事業補助金280万円を計上いたしております。

次に、児童福祉費では、子ども手当のうち児童手当受給者の児童手当相当分につきましては、6月支給分までは児童手当給付事業として予算計上しておりましたが、10月支給分からは子ども手当給付事業として支給する制度の変更がありましたので、このため、児童手当1億7,496万円を減額するとともに、子ども手当に6月実施に基づいた1億4,315万1,000円を予算計上しております。財源につきましても、児童手当分の国庫負担金を減額し、子ども手当の国庫負担金等を増額するなどの調整を行っております。また、過年度の児童手当給付費が確定しましたので、国、県への負担金返還のために93万1,000円、保育園費でインフルエンザ対策のための加湿空気清浄機を昨年度に引き続きまして購入するため備品購入費227万8,000円、児童館費では新児童館の光熱水費として需用費87万9,000円、児童館周辺で土地を寄附していただきましたので、これを駐車場として活用するための整備費108万5,000円をそれぞれ追加補正しております。財源としましては、保育園費において安心こども基金事業補助金より227万8,000円を計上いたしております。

生活保護費では、生活保護医療扶助に係るレセプトが電子化されることに伴いまして、システムの対応やオンライン化の工事費等437万2,000円を計上いたしております。財源といたしましては、セーフティネット支援対策等事業費補助金など380万2,000円を計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、健康増進事業費で過年度の女性特有のがん検診事業費が確定しましたので、国への補助金返還のために88万3,000円を計上いたしております。

また、労働費につきましては、緊急雇用創出事業費において図書館資料整備事業及び生涯学習施設管理事業が新規に事業採択されましたので、249万6,000円を計上いたしております。財源といたしましては、国の緊急雇用創出事業補助金249万6,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、農業委員会費で農地法改正に伴い農業委員会事務の円滑化を図るため、農地基本台帳システムの更新や農業委員会議事録の作成として委託料46万5,000円を計上しております。財源といたしましては、県の農地制度実施円滑

化事業費補助金46万5,000円を計上しております。

次に、商工費につきましては、商工振興費で企業立地推進のための候補地の工業用井戸水の調査費といたしまして332万7,000円、観光振興費では、観光パンフレット増刷のための印刷製本費4万7,000円をそれぞれ追加補正しております。

次に、土木費につきましては、都市計画総務費で職員の異動等により、給与費の増額分として公共下水道事業特別会計繰出金を267万9,000円増額するものでございます。

次に、教育費につきましては、中学校費で伊自良中学校の厨房ボイラーが設置後26年を経過しており修理ができない状況となり、取りかえる必要が生じたので130万円、社会教育費では、ちびっこ運動会及びちびっこ音楽会が地域子育て支援拠点イベント開催事業に採択されましたので、事業費といたしまして43万4,000円、図書館高富分館への図書館情報システムの導入経費といたしまして75万9,000円をそれぞれ追加補正しております。

そのほか、保健体育費では、平成24年度のぎふ清流大会に向けまして、総合体育館の会議室、観客席の増設、玄関及びトレーニングルームの改修などを予定しておりますが、来年度にスポーツ振興くじ助成金の交付申請を行うこととしておりますので、このため、設計委託料642万円を今回計上するものでございます。財源といたしましては、社会教育費で安心こども基金事業補助金43万4,000円を計上いたしております。

次に、議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に553万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を35億896万8,000円とするものでございます。後期高齢者支援金で118万6,000円を増額し、老人保健医療費拠出金で512万1,000円の減額、過年度の退職者医療療養給付費が確定しましたので、社会保険診療報酬支払基金への交付金返還のために、償還金946万6,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、前期高齢者交付金が434万7,000円の増額となりましたので、財源充当し、さらに不足する118万4,000円は前年度繰越金にて調整をいたしております。

次に、議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に102万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を132万8,000円とするものでございます。過年度分の老人医療費の交付金が確定しましたので精算をし、国、県、社会保険診療報酬支払基金への償還金102万8,000円を追加補正するものでございます。歳入は、前年度繰越金102万8,000円を計上いたしております。

次に、議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に5,928万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額

を21億7,628万8,000円とするものでございます。一般管理費で職員の異動等により給与等を555万円減額し、過年度分の介護給付費負担金、地域支援事業費等が確定しましたので精算をいたし、国、県、社会保険診療報酬支払基金へ償還金6,483万8,000円を追加補正するものでございます。歳入は、一般会計繰入金を555万円減額するとともに、前年度繰越金6,483万8,000円を計上いたしております。

次に、議第54号 平成22年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に29万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億7,599万円とするものでございます。過年度分の後期高齢者医療費で死亡、転出による保険料還付金29万円を追加補正するものでございます。歳入は、岐阜県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金29万円を計上いたしております。

次に、議第55号 平成22年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に267万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を11億4,267万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、一般管理費で職員の異動等により給与等を267万9,000円増額するものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金267万9,000円を計上するものでございます。

次に、議第56号 平成22年度山口市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、職員の異動等により給与等に係る補正を行うものでございます。予算第2条に定めた主要な建設改良事業の予定量を220万8,000円減額、第3条の収益的支出を212万円増額、第4条の資本的支出の額を220万8,000円減額し、不足する額が変更となりますので、補てん財源の変更を行うものでございます。第5条では、予算第6条で定めた職員給与等の額が変更となりますので、あわせて改正をいたします。

収益的支出では、水道事業費用の総係費の損益勘定支弁職員の給与等212万円を増額し、資本的支出では、資本的支出の設備改良費の資本勘定支弁職員の給与等220万8,000円の減額を計上いたしております。

以上、各会計ごとの補正予算の概要を御説明申し上げます。

続きまして、資料ナンバー7、議第57号 山口市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、平成22年度から平成27年度までの6年間の新たな山口市過疎地域自立促進計画を策定し、本市の過疎地域の自立に寄与しようとするものでございます。この計画の根拠である過疎地域自立促進特別措置法につきましては、本年3月末をもちまして失効することとなっておりますが、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、新たな特別措置として過疎対策事業債の対象をソフト事業にまで拡充することなどを盛り込んだ上で、失効期

限を平成28年3月末まで延長する改正が行われておりました。これを受け新たな計画を策定するものでございますが、本計画につきましては、県との協議も終わりましたので、同法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切な御議定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案精読のため、あす7日より12日までの6日間、休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、あす7日より12日までの6日間、休会とすることに決定をいたしました。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時35分散会

平成22年 9 月13日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月13日(月曜日)

議事日程 第2号 平成22年9月13日

日程第1 質疑

議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について

日程第2 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第3 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第4 質疑

議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第5 委員会付託

議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第49号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第50号	平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
議第51号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第52号	平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議第53号	平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議第54号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議第55号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第56号	平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
議第57号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
議第58号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第59号	平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第47号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第48号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第49号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第50号	平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
議第51号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第52号	平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議第53号	平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議第54号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議第55号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第56号	平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

	議第57号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第2	議第58号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第3	議第59号	平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第4	質 疑	
	議第58号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第59号	平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第5	委員会付託	
	議第47号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第48号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
	議第49号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第50号	平成22年度山県市一般会計補正予算（第4号）
	議第51号	平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第52号	平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第54号	平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議第55号	平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第56号	平成22年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第57号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
	議第58号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第59号	平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君

11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、6日に議題となりました議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順序によりまして順次発言を許します。

通告順位1番、横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず最初に、決算認定についての成果説明、18ページの文書広報費についてですが、広報やまがた発行の決算が予算額より245万3,000円減額となっております。いろいろな要因があってこれだけ縮小になったというふうに思いますけど、その差額が大きくなった理由をお聞きしたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの成果説明の文書広報費でございますが、その中の広報やまがたの発行ということで、予算額と決算額で250万円ほどの差額が生じた原因といたしましては2点ほどございますけれども、一番大きな原因といたしましては、当初予算に、これは1ページ当たりの単価で入札いたしますので1万9,326円と予算化しておりましたのが、入札の結果1万3,314円で、請負率で申しますと68.9%と非常に安価な請負率になりまして、これが1つの大きな原因でございますし、もう一点は、予算の段階では1年間の総ページ数が344ページを予定しておりましたが、決算では20ページ少ない324ページとなりまして、ここでも40万円ほどの減額となったわけでございます。そういったことから、245万3,000円の差額、決算と予算の差額が生じたわけでございます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。よくわかりました。

次、同じく決算認定の成果説明の69ページの観光振興費ですが、香り会館とハーブレンド管理運営実績を見てみますと、平成20年8月からの売り上げ、利用者数ともに順調

に伸びてきていると感じておりますが、管理者の評価と今後についての考え方をお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 香り会館及びハーブレンドの運営は、平成20年の8月から指定管理者制度を導入しております。平成20年度と平成21年度の月平均での売り上げ並びに利用者数を比較してみますと、大幅に伸びております。香り会館におきましては、リースやアロマキャンドルづくり等の各種体験、また、ハーブレンドにおきましては、ニンニクを活用しての元気玉バーガー等の開発、こういう企画力とか集客力というのが民間ならではのアイデアが生かされております。指定管理者制度を導入した効果の1つと考えておりますし、来年の23年3月で一応指定管理者制度の区切りでございますので、引き続き指定管理者制度を導入していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 民間の活用のいい例が出ておりますので、引き続き指定管理を行っていくというお答えでありました。また、来年3月末で切れるということになります。また新しい入札を行って業者さんを決められると思いますけど、できましたら引き続き今の人に受けていただいて、続けてほしいなという感想を持っております。

それでは、続きまして、議第50号の補正予算4号の関係で、総務管理費、報償費で、ページは10ページになりますが、今後の指定管理者の選定に関して、公正を期すため指定管理者候補者選定委員を選任するということではありますが、その内容についてお伺いをいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの補正予算の10ページでございますが、指定管理者候補者選定委員の謝礼でございますが、これは、これまで指定管理者候補者の募集から選定に至りますまで、すべて内部の職員で構成されました選定委員会でそうした審議を行ってきたわけでございますが、このことをより適正かつ公正な選定を行うとともに、また、市民の皆様からの意見も反映させるといったことを目的といたしまして、全体で委員さんは5名でございますが、その中の5名のうちの4名の外部委員を新たにこの指定管理者の委員に依頼したいということでございます。そのための経費で、1回当たり5,500円の4名の2回分の予算でございます。4万4,000円を計上させていただいているわけでございます。

議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） ありがとうございます。

公平を期すためということですので、またこれからの指定管理もふえてくると思います。適正に処理をしていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、最後に、議第50号の同じく補正予算4号の29ページ、社会教育費の委託料で、図書館情報システム導入委託料75万9,000円の内容についてお伺いをいたします。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

今回補正をお願いしております図書館情報システムの導入委託料75万9,000円につきましては、高富中央公民館内にあります図書室のシステムを改修しようとするものでございます。

高富中央公民館図書室には現在約2万2,000冊の図書がございまして、旧高富町当時の職員が作成しました簡易なシステムで、パソコンに手入力で打ち込み、貸し出し等を行い、管理をしておりました。現在工事で休館中でございますので、来年度再開に向けまして点検をしておりましたところ、そのシステムが壊れ、現在修理不能となっております。現在、市の図書館で使用しているシステムの端末を1台追加しまして、高富中央公民館図書室の収蔵図書を識別して取り込むシステムとしようとするものでございます。こうしてシステムをつなげることによって、両館の図書を一体的に管理できるようになるものでございます。

導入委託料の内容につきましては、システム追加ライセンス使用料、高富図書室対応環境設定費用、ネットワークサーバー環境設定費用、識別プログラム修正費用、この4点が主な内容で、75万9,000円の予算を計上しております。

なお、システムの導入につきましては、現在、高富中央公民館が耐震工事等で休館中であり、今年10月より、今回の補正にも上がっております緊急雇用創出事業により図書資料整理作業員を1名雇用する予定であり、図書の整理やバーコードの張りかえ作業等を行いながらパソコンに入力し、新しいシステムに移行しようとするものでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上で横山哲夫君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、影山春男君。

10番（影山春男君） それでは、御指名いただきましたので、市民環境部長にお尋ねをいたします。

資料4 1の7ページでございますが、一般会計の市税について、前年度の市税が、収納額31億9,087万5,754円と比較すると、21年度ですが、1億463万7,634円と、これは

比率にすると3.3%だと思いますが、減少しておりますが、その要因と、それと今後の見込みはどのようなのかお尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず1点目の市税収入が前年度対比1億463万7,638円減少した要因でございますが、内訳としまして、個人の市民税が前年度に対して6,412万6,215円、それから法人市民税が1,473万5,800円、それから固定資産税が2,177万5,111円、それからたばこ税が559万1,889円減少しました。また、軽自動車につきましては161万2,677円の増加でございます。減少した要因につきましては、個人の市民税、法人税につきましては、景気の悪化に伴う給与収入の減や、それから業績不振によるものだと思います。

また、固定資産税につきましては、土地の下落修正措置などにより標準額が引き上げされたことと、3年に1度の評価がえに伴い在来家屋の経年減点によるものと思います。

それから、2点目の今後の見込みにつきましては、先ほどお答えしましたように、景気の悪化とか業績不振が来年も続くのではないかと予想しておりますので、税収は余り見込めないと予測しております。

以上であります。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 景気悪化にというようなことかと思いますが、それはよくわかりましたので、2点目の質問に入らせていただきます。

資料4、決算書の3ページですね。それと資料4 2です。成果説明書の26ページでございます。

市税収納率と不納欠損一覧表について、不納欠損せざるを得なかった具体的な内容というか、内訳と理由の説明、また、差し押さえの件数と収納額の説明をお願いします。

議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） まず最初に不納欠損の関係でございますが、1つ目には、地方税法の15条の7の4項というのがございます。それに基づきまして内容を説明させていただきますと、納税者に滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3年間の滞納処分の執行を停止しますが、その間に納税義務者の納税額の改善を眺めながら、改善が見られるものについては停止を解除し徴収を行います。改善が見られず、そのままの状態のものについては、その執行の停止が3年間継続したときに、納付または納入する義務は消滅します。これにつきまして、10件で667万4,280円行いました。

それから、2番目に、地方税法の15条の7の5というのがございます。内容につきましては、納税義務者に滞納処分する財産がないことにより、執行停止を行った場合において徴収金が非相続人の財産の範囲内で非相続人の債務を弁済し、これ以上の債務を消去しないものであるとき、その他徴収することができないことが明らかであるときは、納付または納付する義務を直ちに消滅することができる。これについて、一応15件で562万4,281円行いました。

最後に、地方税法の18条でございます。地方公共団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、原則として法定納期限の翌日から起算し5年間徴収しないことにより、時効によって消滅する。これにつきましては、149件で1,262万3,474円を行いました。合わせまして、174件、2,491万2,135円が平成21年度で不納欠損を行いました。

続きまして、差し押さえの件数と収納額でございますが、生命保険で3件で857万4,924円、預貯金が152件で1,597万7,232円、それから売掛金が2件で131万6,562円、給与が2件で179万2,900円、それから、毎年2月、3月に行います確定申告で還付が発生しますが、還付の差し押さえでございますが、25件で82万3,569円、それから動産が2件で8万8,000円でございます。それから、不動産につきましては、10件差し押さえしましたが、まだ収納は行っておりません。

それから、差し押さえの競売による交付金でございますが、21件で、21件のうち換価できたのは3件で、43万9,942円行いました。合わせまして、217件で2,901万3,647円を行いました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 不景気のあおりかと思えますけれども、数字は控えさせていたいただきましたが、そこで再質問としてお伺いをいたします。

景気の悪化と業績不振等のために税収が余り望めないということであるようですが、不納欠損の今後の推移はどのようなのか、それともう一つ、収納未済額がふえているのでありますが、今後どのように収納率をアップしていくのか、お答えを願います。

議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

1点目の不納欠損の今後の推移でございますが、先ほどお答えしましたように、地方税法に定めてあります18条の関係とか、15条の7の4とか、15条の7の5につきまして、そういうのをよく調査しまして、不納欠損が少なくなるように収納率のアップに努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の、収納未済額がふえるが、今後どのようにして収納率アップに努めるかにつきましては、滞納者につきましては、戸別訪問とか、毎月25日に徴収対策室とか、そういうので夜間納付相談を9時まで行っておりますので、そういうので納税相談を行ってまいりますし、それからあと、納付とか相談のない人につきましては、分納誓約を守らない悪質滞納者に対しましては、先ほどお話ししましたように、差し押さえ等の滞納処分を実施して収納率の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 内容的には大変難しいことかと思いますが、今後、よき指導のもとに徴収に努めていただきたいと思います。

そこで、次に、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

資料4の21ページであります。保育園の滞納額の数字が大きいのですが、そのうち不納欠損額があるのでございますけど、そのままこれは何の処置もしないのか、処置をどのようにして進めているのか、お答えをお願いいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 保育料に関しましては、5年で時効により消滅するために、平成15年度における滞納額を不納欠損として処理させていただきました。内容的には、一応4名の方で、お二人の方は再建不能ということで、差し押さえ等で配当がなかったということと、お二人の方は母子家庭で何とかお願いはいたしましたがお支払いできなかったというような御事情でございます。

今後につきましては、子ども手当の一部を充てていくなど、滞納整理の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） よくわかりました。母子家庭の方も含まれておるということで、大変難しいことかと思いますが、一応納得させていただきました。よろしく。

ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で影山春男君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番は武藤孝成君でありましたが、本人の取り下げ申し出がありましたので、通告順位4番、尾関律子君。

4番（尾関律子君） そうしましたら、通告しております順に質問させていただきたいと思います。

まず初めに、21年度の決算認定ですが、決算の成果説明書のほうですけれども、18ペ

ージ、職員の研修事業の中で資格取得研修というところがあるんですけども、この研修の内容を教えてください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの資格取得研修、受講者数3名でございますが、内容につきましては、社会福祉主事の研修で1名と、それから衛生推進員、これは調理員さんでございますが、2名の研修で、3名の資格取得研修費でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 昨年度、21年度ですが、22年には5名の方が研修をされて資格を取得されておりますけれども、この取得に対する費用、あるいはまた、この取得に対する、今後毎年こういった取得をしていくのでしょうか。そういうところを教えてください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 研修にかかります費用につきましては、市のほうで負担いたしますし、それぞれこれは研修の予算化、枠の中で予算化してございますが、その中で毎年それぞれの担当部署からそういった申し出があれば、研修費用の範囲内での取得ということになりますので、その年度によりまして、また、担当者の異動などによりましてそれは変わってくると思いますが、本人の申し出によりましての研修の実施というような形になってくるかと思えます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございました。

続きまして、通告しております2番目ですが、成果説明書の23ページになります。

第1次山県市総合計画の後期計画ですけれども、予算額と決算額の差額が130万ほどあると思いますが、この差額の理由を教えてください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの総合計画の予算と決算の大きな差額、130万円ほどでございますが、理由といたしましては2点ございまして、まず、当初の予算の段階では、総合計画の審議会の委員の報酬を41万3,000円計上いたしておりました。これは、1回1人当たり5,500円で15人分、そして5回分を予定いたしておりましたが、実際には、14名で3回の審議会でございます。また、その中には欠席された場合もございました。結果的には、この41万3,000円が17万6,000円となりました。

また、計画書の印刷製本費でございますが、本冊を600部、そしてダイジェスト版を1万3,000冊で、予算額で119万7,000円を予算化いたしておりましたが、この印刷製本につ

きましても手づくりとすることといたしまして、用紙代、インク代、製本テープ代等の消耗品のみの支出となりました。この支出金額が19万5,000円でございます。119万7,000円が19万5,000円でございます。そういったことから、結果、予算現額が全体で130万円ほどの安価となりました。

この2つの要因が大きな予算と決算の差額の理由でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

職員の手でつくったという部分があるのかなというふうに思いますけれども、今後のこういった作成にはぜひ職員の皆さんの力を出していただければと思います。

次に行きます。3点目ですけれども、成果説明の82ページです。

私立幼稚園の就園奨励費補助事業ですけれども、ここの減免の基準の部分を教えてください。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

基準内容につきましては、市内に住民登録があり、私立幼稚園に通園している園児の保護者が対象となります。市民税の所得割に応じ、国庫補助基準に従って補助金を交付しております。国庫補助基準の区分につきましては、市町村民税が非課税の世帯、市町村民税が所得割の非課税の世帯、均等割のみの世帯です。それと、市町村民税所得割課税額が3万4,500円以下の世帯、そして、所得割課税額が3万4,500円から18万3,000円までの世帯、この4区分に分かれておりまして、なおかつ小学生1年生から3年生までの兄、姉を有する、有しない及び当該園児が第2子か第3子かで補助限度額が定められております。

以上のような基準となっております。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 基準はわかりました。それで、その中に児童扶養手当給付世帯というのは含まれているんでしょうか。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

児童扶養手当給付世帯につきましては、給付世帯であっても、市内に住民登録があり、私立幼稚園に通園し、今申し上げました国の補助基準に沿っていれば、支給、交付はされる、受けられるということになっております。

以上です。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、給付世帯の方はこの中にはどのくらい入っていらっしゃるということになるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 済みません、ちょっと扶養手当の受給者の人数は把握しておりませんので、すぐ調べさせていただきますので。後ほどお願いします。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 続きまして、4番目に移ります。

成果説明の83ページと、そして87ページの両方にまたがるんですが、学校医の報酬ということで、小学校、中学校の学校医の報酬があるんですが、薬剤師の方の報酬について御説明をお願いします。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

学校薬剤師の報酬につきましては、小中学校1校につき年額8万円でございます。

薬剤師の業務内容につきましては、1点目が学校給食施設等定期検査を年3回実施。給食施設等の衛生管理や給食食品の検収や給食調理過程の状況、食品の温度管理、保管状況、廃棄物処理等の検査を見ていただいております。

2点目が、弗化物洗口剤保管状況調査を年1回実施。弗化物は劇薬扱いとなるため、保管状況の確認をしております。

3点目が、学校保健委員会の開催時に出席し、学校保健に係る現状等を把握し、学校への指導等をいただいております。

最後、4点目でございますが、学校薬剤師としての相談業務ということで、学校において各種事例等ございました場合、随時相談業務を行っていただいております。

以上が主な業務でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

今の決算の中で20年度と21年度を比較させていただいたんですけども、生徒数も減っているということで全体には減額になっているんですが、中学校の薬剤師報酬は20年よりもそこだけが上がっているんですが、その理由は何でしょうか。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

尾関君の質問につきましては、後ほど回答をいただくということで、通告順位5番、小森英明君。

14番（小森英明君） 発言通告書に従って質問をします。

まず最初に、資料の4-2の23ページ、定額給付金の事業についてですが、不用額が486万1,000円ございます。それで、給付対象者と辞退人数について、辞退をされた人数の中にはいろいろ理由があると思うんです。例えば、収入が多いから要りませんよとか、この事業に反対だから要りませんとか、知らなかったという方はないかもわかりませんが、知らなかったもんでもらわなんだとか、そういうようなことがあると思いますけど、そういう場合に、その理由がいろいろあると思うんですが、その理由を聞かれたかどうかというようなことをお聞きします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの定額給付金の給付事業で、全体で申しますと、辞退された方は日本人では87名で、外国人で11名で、全体で98名でございますが、理由につきましては、外国人につきましては帰国された方が多いのではないかと思います。また、収入のいかん、あるいは事業に反対というような、ただいまの御質問でもございましたが、そういった事実と申しますか、問い合わせ等、申し出はなかったわけでございます。ただ、私どもから連絡をさせていただきまして、それが郵送でございますから返ってきてまして、そういった場合には、電話等によりましてそれぞれの御親戚の方ですとか、そういった方に問い合わせをしたり、また、広報での周知の徹底を行ってきたわけでございますが、そうした中でも先ほど申しましたように87名の方が受給されなかった、結果的に受給されなかったわけでございます。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

14番（小森英明君） ありがとうございます。

それでは、次に、27ページの住基ネットワークシステム事業についてですが、この中で保守委託料というのがございますが、保守委託料というのは窓口にあります機械が三、四種類あるわけですけど、そういうものの保守委託料だと思いますが、これは定期的に行っているのだと思いますが、定期的であっても、例えば1年に1回とか、何年に1回とか、そういうようなことはあるのかどうかということと、次に、住基カードの利用状況についてですが、住基カードというのは氏名と住所、年齢、性別だけなわけなんですけど、21年度については前年に比べて83枚の発行がふえたというようなことですが、電

子証明書の発行についても45枚ふえたというようなことですが、カードを使ってほかに何か利用する方法といいますか、今まで行っておるだけのことでなしに、何かこういうようなことに使えるんじゃないかというような方法は検討されましたかどうかをお聞きます。

議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

まず1点目の住基ネットの機種の保守委託料でございますが、これは毎年行っております。それから、ここの27ページに書いてございますのは、21年度におきまして、住民基本台帳を83枚と電子証明を45枚発行しました。この住基カードの制度につきましては、平成15年8月から始まりまして、15年から21年度までには住基カードを413枚、それから電子証明を272枚発行しています。このカードを持っていただくことによりまして、全国共通でございますが、本人確認が容易になること、それからあともう一点ですが、電子証明によりまして、インターネット上で確定申告ができるようになります。

したがって、こういうようなことを今後も広報等で普及促進に努めてまいる予定でございますので、よろしくをお願いします。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、次に、48ページについてですが、生活保護費について、平成22年の3月末と21年の3月末ということで、20年度と21年度なんですけど、生活保護世帯が前年に比べてふえているということなんですけど、この件については、2年前のリーマン・ショックがあったというようなことで、仕事が少なくなったとか、なくなってしまったというようなことでふえたのかなとも思いますが、例えば生活保護者でそういう方を緊急雇用政策で雇用できないのかどうかということをお尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） そういった方に関しましては、市の緊急雇用対策のほうで実施しておりますので、そちらのほうに個人的に就労支援するために働きかけをしております。現実的には、22年度に1名採用されておまして、21年度に関しましてはゼロ件でございます。主な理由といたしましては、やっぱり体力的にその労働についていけないというのが主な理由だったというふうに聞いております。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 生活保護費だと、市の費用が4分の1必要なわけですね。それで、緊急雇用の費用だと100%国のほうで出してもらえるとというようなことでもんで、それで、そういうことなら、緊急雇用政策というのは今までどうしても必要なことをや

っておるばかりやとは思いません。こういうようなことをやることによって、市民の皆さんがボランティアとか何かでやってみえる仕事まで奪われるというようなことも出てくるんじゃないかなと思っております。

それで、どうしてもできない方はともかくとして、できるだけ弱者といいますか、そういう方に仕事を与えて、市の経費も浮かすというようなこともできないかなと思いますが、いかがですか。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 私どももそういった観点で個人個人の就労支援をしていくために、市の行っております緊急雇用対策については、個々に広報等で掲載されている記事を担当者がお持ちし、就労のそういった応募に応募するように働きかけておりました。そういう応募をかけたとしても、先ほど申し上げたように、相手側の雇用をする側といたしましては、少し現場の仕事が多いということで、非常に体力的なことも問題だということで、ちょっと体力的な能力に欠けるというあたりで、少し採用から落ちたというような現状でございます。

議長（久保田 均君） 以上で小森英明君の質疑を終わります。

通告順位 6 番、上野欣也君。

1 番（上野欣也君） それでは、資料ナンバーで申し上げますと、4 2、決算の成果説明書のほうで 4 点まず質問をいたします。

13 ページ、財政分析指標の経常収支比率、20 年度と 21 年度を比較しますと、うれしいことに 1.2 ポイント下がっておりますけれども、この要因分析はどのようにされておりますか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの財政分析指標の経常収支比率が 92.5% から 91.3% へ 1.2 ポイント下がったということでございますけれども、これは昨年も議員からは 9 月の議会で経常収支比率の御質問をいただいておりますが、この経常収支比率の算出方法を簡単に説明させていただきますと、経常収支比率につきましては、いわゆる支出でございます人件費ですとか扶助費、公債費、物件費などの毎年度経常的に支出する経費でございますが、また、地方税ですとか普通交付税、地方譲与税など毎年経常的に収入される財源で除したものでございます。

そうしますと、今、1.2 ポイント下がったということでございますが、実質的には数字の上では下がったという表現になろうかと思っておりますけれども、実質的には 1.2 ポイント改善したということになります。これは、低ければ低いほど財政状況の弾力性が確保され

るものでございます。

そこで、1.2ポイント改善された理由といたしましては、21年度と20年度と比較いたしますと、主な内容でございますが、人件費で約6,300万円ほど減額となりました。なったものの扶助費では約7,600万円の増額となっておりますし、公債費では約2億4,500万円ほどの増加となりまして、支出につきましては約2億6,360万円の増額となりました。それに対しまして、収入でございますが、主なものは地方税が約1億500万円の減収となりました。それと、普通交付税が約2億8,500万円の増額となりまして、臨時財政対策債におきましても約2億3,000万円ほどの増加となりまして、これを合計いたしますと約3億9,400万円ほどの増加となりました。

以上のようなことから、経常的収支が、経常的な入りが経常的支出よりも増額が大きくなったという、出で2億6,360万円、入りで3億9,400万円と、この収支の差によります1.2ポイントの改善となりました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 次の2点目の質問に移らせていただきます。

同じ資料4 2の4ページでございます。

介護保険特別会計につきまして、歳入総額が21億6,000万円強、それに対して歳入歳出の差額が3億9,000万円強というふうになっております。これを22年度で比較しますと、22年度も同じように21億円ほどの歳入が予算化されているわけでございますけど、そのあたりの理由、給付金が大きくなったということであれば、その内容についてお尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 年々高齢化が進んで介護認定者もふえておりますので、サービス給付費が増加するという予測のもとで予算編成をさせていただいております。この3億9,000万円のうち、実質的には国や県へ支払い基金に返還する金額が6,000万円ぐらいありまして、3億ぐらいの繰り越しになるわけなんですけれど、この3億円は、保険給付費の状況で見ますと2カ月分に相当いたします。給付費が上がった場合は1号保険者の分の20%を繰越金で運用していくこととなりますので、このぐらいの金額は必要だというふうに考えております。特に、最近是在宅福祉のデイサービス等、その辺がふえてきておりますし、施設給付費もかなりふえてきておりますので、そういった部分が今後どの程度ふえていくかによって変わるかとは思いますが、ふえる要因といたしましては、小規模多機能に関する施設整備の部分及び在宅サービスのデイサービスを中心

とした通所サービスの分だというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 3点目、14ページでございますけれども、人口1人当たりの指標ということで、地方債残高、全会計のほうが7万6,000円ほど前年度と比較して上がっているわけでございますけれども、人口減少の中で少なくとも1人当たりの指標としては多くなっていくかと思っておりますけれども、この辺、市民の側からいうと、地方債残高がどんどんどんどん上がっていくということは大変将来的には不安なことではございますが、この辺、地方債の上限といいますか、そういったものを明示するとか、あるいは聖域を設ける必要があるのではないかと思いますけれども、考え方をお聞きしたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの人口1人当たりの地方債残高についての御質問でございますが、議員が御発言してみえますこの地方債の先ほどの御質問からしますと、聖域と申しますか、上限の数値がどのようなものかよくわかりませんが、地方債の借り入れにつきましては、県の同意、あるいは許可が必要でございますが、先ほどの御質問の、前のページの13ページの財政分析指標をごらんいただきますと、例えば3行目の公債費負担比率がございますし、次に4行目の起債制限比率がございます。また、7行目には実質公債費比率がございますし、次の8行目には将来負担比率として地方債関係の比率がございますので、これ以上の数値を設ける必要はないと考えております。

また、皆様には地方債の残高が増加しており御心配をかけているところでございますが、前回と申しますか、これまでもこの場におきまして他の議員さんから10年間ほどの市民の1人当たりの地方債の残高につきまして質問がございました。この数値を述べさせていただきますと、今後10年間の経年の見込みでございますが、21年3月31日の人口3万198人で計算をいたしますと、21年度には約112万円、22年度には108万円、23年度には103万円、24年度には97万円、25年度には91万円、26年度には84万円、27年度には約78万円、28年度には約72万円、29年度には66万円、平成30年度、10年先でございますが、60万円となりまして、21年度がピークでございますが、その後徐々に減少いたしまして、平成30年度には約半分の60万円ほどに下がる見込みでございます。こういった回答をさせていただきます。

人口が20年度の3万198人から先ほども減少するということがございましたけれども、21年度の2万9,898人に減少いたしましたので、21年度決算では113万3,910円と1万円ほどの誤差が生じますが、今後につきましては、全体で眺めてみますと減少していくこと

となりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 10年間の見込み数字を挙げていただきまして、よくわかりました。

次に、20ページでございますが、自治振興費でございます。私、ずっと読ませていただいて、ここの主要な施設の成果説明及び実績という中で、内容的には非常に今日的なものを踏まえてきちんと理念も書いてあるのですばらしいと思うんですけども、実質の予算規模でいいますと、これがどのぐらいの成果が上がったというふうに踏まえておられるのか、そのあたりを具体的に説明をお願いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの自治会等の活動補助金でございますが、成果といたしましては、市の自治会連合会は14地区ございますが、この自治会連合会長で構成しております毎月1回の会議で議題の協議や市からの依頼ですとか報告事項などを持ち帰っていただきまして、それぞれの地区の自治会長さんに報告するなどを行っていただきまして、行政と自治会の重要なパイプ役を担っていただいておりますところでもございます。

また、具体的には、それぞれの自治会、あるいは連合会におきまして、クリーン作戦の実施ですとか、地区での祭りの開催ですとか、市民運動会の開催ですとか、交通安全の街頭指導など、それぞれ各地域でさまざまな地域のコミュニティー活動を展開していただいているところでございます。

特に近年、地域の連携と申しますか、結びつきが希薄になってきたというようなことも言われておりますけれども、こうした補助金によりまして、地域のそうした意識の希薄化を少しでも削減といえますか、従来のような隣近所のつながりの活動を積極的に進めていただく重要な活動助成金であると考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ぜひ内容的に充実するように、今後も予算規模を下げないようにお願いをしたいと思います。

最後の質問でございます。

資料4のほう、分厚いほうでございますけど、57ページから135ページをずっと見させていただきますと、印刷費の総額が概算1,800万円強となります。財政難の上に、費用対効果の問題から私はこういうのはきちんと見直して、あるから次年度も行くんだということではなくて、必要最小限のものにしていく必要があるのではないかと思います。

その辺の先の見通しについてお伺いをいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの印刷製本費の見直しにつきましてお答えをいたします。

平成21年度の一般会計の印刷製本費を見ていただきますとわかりますように、文書広報費では428万1,886円、賦課徴収費では362万4,234円、文化施設費では121万2,000円、健康増進事業費で92万6,246円、議会費で80万4,600円が主な科目でございます。合計をいたしますと1,823万9,073円でございます。

この文書広報費は広報やまがたの印刷代でございますし、賦課徴収費は市税の収入台帳ですとか納税通知書の印刷代でございます。文化施設費では講演会などのチラシの印刷費でございますし、健康増進事業費では各種のがん検診の受診票ですとか結果通知の印刷代でございます。議会費では議会だよりの印刷代でございます。こうしたいずれの経費につきましても、今後削減することには多少困難な経費であるかとも考えております。

また、経費の削減につきましては、平成19年度の当初予算編成方針におきまして、経常経費は保健医療費などの義務的経費を除きまして15%の削減を行ってございまして、その19年度の削減計画によりまして、印刷製本費も大幅に減額となっております。お手元でございます決算の成果説明書ですとか、広報と一緒に配布してまいりました環境衛生カレンダーですとか、ふれあい健康カレンダーなども19年度に職員での手づくりといたしておりますし、本年度の決算でございます昨年、21年度の、ことしの決算でございます、先ほどの尾関議員からの御質問にございましたように、総合計画につきましても120万円ほどを職員の手づくりということで印刷製本いたしてございまして、削減には極力努めてまいっております。

そういったことから、ただいま御説明申し上げましたこの1,800万円につきましては、削減につきましては、少し難しいのではないかと考えております。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） よくわかりました。質問を終わります。

議長（久保田 均君） 以上で上野欣也君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時20分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 7 番、藤根圓六君。

1 3 番（藤根圓六君） それでは、議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その中で 2 点について保健福祉部長に質問したいと思います。

来年度から乾保育園が廃園になりまして、みやま保育園に統合するということなんですけれども、その中で、まず園児の通園方法ですね。当然、延長保育の園児もいると思うんですけれども、通園方法についてということと、現在の園舎は撤去になるのか、再利用になるか、その辺、わかっている範囲内でいいですので、お願いします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 通園方法につきましては、雪の多いところでもあり、当初からほとんどの親様から通園バスの要望は上がっておりました。それにつきましては、私どもも前向きに検討するという事で検討を重ねてきておりますが、現在、5 名ほどの方に変わってきております。今後その辺を含めて協議していきたいというふうに考えております。

2 番目の、園の後の利用方法ですけれども、跡地のことですが、底地に関しましては、乾地区の財産区になっておりますので、当面の間は取り壊す方向でお返ししたいというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

1 3 番（藤根圓六君） もう一度確認しますが、園児は通園バスということなんです。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 基本的にはどこの保育園も親の保護者の責任のもとで保育園のほうの送迎を行っていただいておりますが、乾に関しましては、こちらの都合ということもありますので、それと雪の多い地域ということもあって、親様からの要望もあったということで、通園バスを出すという方向で動いてきておりますが、現時点では、18名ぐらいの方が御希望されておりましたが、現在では5名弱というふうに聞いております。その辺につきましては、今、協議を重ねているところでございます。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

1 3 番（藤根圓六君） わかりました。

それでは、2 点目ですけれども、資料 4 2 の34ページの老人福祉費についてですけれども、きのう、おとといと敬老会があったわけなんですけれども、20年度より21年度、昨年度は参加者がふえているんですけれども、最近特に少なくなっているような気もす

るんですけれども、出席者の把握というのはどのような方法で把握されているのか。それと、該当者の確認ですね。今、よく問題になっております戸籍上生存者とか、そういう点もあるんですけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 基本的には、住民基本台帳に基づき対象者を把握いたしまして、往復はがきにて出欠をとっております。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 特に私どもが参加させてもらいまして、大勢の中で余興等もありまして、効率的であるかわかりませんですけれども、どうか今後できるだけ多くの方が参加できるような方法も考えていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

議長（久保田 均君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位8番、寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず、資料の6ですけれども、補正予算ですね。議第50号、この20ページですけれども、20ページの上段のほうの緊急雇用創出事業費ということで、臨時雇用者賃金ですね。これについてその事業の詳細、それから、今9月ですけれども、9月の補正として出てきた理由、そして今後の継続性、このあたり、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、緊急雇用創出事業についてお答えいたします。

詳細につきましては、図書館における図書システム導入作業を本年の10月1日から来年3月31日まで、1人を雇用して行うということから、共済費、賃金、消耗品等を計上させていただいております。

今の時期につきましては、今回、後期につきまして2次の追加要望がございましたので、この事業ともう一点でございますが、生涯学習施設の補助管理と清掃業務ということで、こちらにつきましても10月1日から来年3月31日まで1人を雇用するというところでお願いするというので、補正をお願いするものでございます。

今後につきましては、緊急雇用創出事業は来年度も一応1年あるということでございますので、一応また県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

なお、労働費でございますので産業振興課のほうで予算計上はいたしておりますが、実施につきましては、それぞれの担当課のほうで運用しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） いろんなメニューが示されて、その中で市が選ぶのかどうかというところですね。今、部長の答弁では担当課が主体的にやっていますという趣旨でしたけれども、いろんなメニューの中で選んでいくのか、市がこれをやりたいと言ってやっていくのか、そのあたりはどういうことかということですね。

それから、緊急雇用ということで昨年からぼつぼつと出てきて、市はいろんな形でこの事業をやっているんですけど、実際それが市、あるいは市民にとってどういう形で反映しているかという検証なしに手を挙げていく、あるいは要求していくというのはちょっと不合理な部分もあるかもしれないという懸念があります。それで、過去の人たちが今どうなっているのかという検証済みで効果があったというふうに考えているのか。それとも、もう過去のことは済んだ、単発でやる。どちらの姿勢でいるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） メニューにつきましては、各種のメニューがございますが、県のほうと協議しまして、それで認められれば要望していくものでございます。

過去につきましては緊急雇用で公園の草刈り等も行いましたが、これは当初は半年限りの雇用ということで、当初は失業者対策の一環から事業を行っておりまして、市が行わなければならない公園管理等々、また、いろんな学校の関係等もこの費用を使って事業を行わせていただきましたので、市としても大変ありがたいと思っておりますし、また、市民の皆さんの中には失業対策の一環として雇用された方もあると思いますので、喜んでいただけるものと思っております。

また、先ほど申し上げましたが、あと1年間使うことができます。ただ、来年度はまた予算が減ると思いますが、できる限り活用していったって、市民の皆さんに利用していただきたいと思っております。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再々質問で最後ですけど、お聞きしたかったのは、過去の事業、あるいは今回の人でもそうですけど、期間が済んだ後、どうなっていくかということが将来的には一番大事なわけですね、この半年はそれでいいとして。そうすると、過去の人半年の仕事があったとして、その後、別の職につくことができたのか、生活が改善されたのか、その関連が見えてこない行政としてはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの検証をされているのかどうか。あるいは、していなければ

今後は必要ではないかということをお尋ねします。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） すべて把握いたしておりませんが、私どもで、産業建設部で管轄している分につきましては、半年後に別の会社のほうへ採用していただけたということを確認いたしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次に行きますけど、同じく補正予算の20ページの下のほうですけれども、農業委員会費というところで、委託料関係ですね。議事録作成委託料という部分、あるいはその前のファイルの作成委託料というのが上がっています。これについて、その事業の詳細と今の時期に補正として出てきた理由や背景、そこはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） まず、システム関係につきましては、農地法改正に伴う農家基本台帳のシステムの更新ということで、これは全国的に必要ということで補正を26万3,000円お願いするものでございます。特にその中の利用状況が今度追加されたということからのシステム更新ということ聞いております。

そして、農業委員会の会議録につきましては20万2,000円をお願いしているところでございますが、今までは要点筆記で行っておりましたが、県の農業会議等の指導がございまして、全部記載の会議録ということでテープ起こしをするということで、今回、この10月以降の分、今年度につきましては計上をお願いするものでございますが、今の時期ということにつきましては、県のほうから照会等がありましたのが6月の時期で、最近になって決定が来たということから、今回この補正を出させていただいております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 従来の要点筆記、これが全文になるということで、例えば議会のこの本会議も全文の会議録ということで、これはしかも法律で公開原則ですね。だれでも閲覧できるということになっていますが、じゃ、農業委員会もどういうふうになるのかということとは当然気になります。農業委員会の委員というのは選挙で選ばれて、法律で定められた委員会ですので、議会と同じように公開原則が適用されるのか、あるいは市としては裁量の中で公開するのか、どういうふうに行くんでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 会議録につきましては、議員発言のとおり、全部記載でございます。それと、開示は行います。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどお聞きしたかったのは、自由にだれでも閲覧できるようにするのかということの再確認ですね。それから、市は、市議会はインターネットにも出しています。農業委員会はインターネットに会議録を出すのでしょうかという点。

もう一点ですけど、個人情報ですね。この議会でもいろんな、例えば交通事故などの場合、個人の氏名とか住所も出てくるんですけど、公的な会議の場合どうしても個人情報が正式な議題になってくるということは時々あるんですね。農業委員会の場合はもっと個人の財産に関係する部分が多いと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えているのか。再々質問だから、私の見解は公的な会議だから公開すべきであるですけども、その辺、どういうふうに考えているのでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 議員発言のとおり、農地の移動で個人名が特に出てまいりますので、そこら辺につきましては、県の農業会議のほうで指導をいただきながら、開示できる分につきましては開示をしていこうという方針でございます。

以上です。

〔「インターネットは」と呼ぶ者あり〕

産業建設部長（船戸時夫君） インターネットもすべてです。閲覧につきましても、自由に閲覧ができるようにしたいと思いますが、県の農業会議の指導ということで御理解賜りたいと思います。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次ですけども、補正予算の22ページです。

22ページの商工振興費というところで、企業立地促進、工業用水井戸掘削調査というのがありますが、この詳細、場所とか内容ですね。それから、今9月に出てきた事情、理由などはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） まず、場所につきましては、伊自良の大森地内の、字名では恋洞というところでございます。

詳細につきましては、企業誘致のための工業用の井戸を掘削調査するというところで、一応予定としましては、掘削深を30メートル予定いたしておりますし、一応、口径とし

ては20センチの鉄管を打ち込むという計画でございます。

それと、今の時期ということでございますが、実は企業進出の打診がございましたので、こちらは市有地でございますが、その企業の水を必要としていることから、今回、工業用水の必要調査を行いたいということで、今回、この補正に計上させていただきました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 当然、何らかの動機があってということでそういう申し出があったのかなと想像したんですが、企業の側から話があったというときに、まず調査という形で市が井戸を掘る。水が出なかったらどうなるのかというのが1つ。十分な水がね。あるいは、十分な水が出たときに、では、その後、その調査の井戸は企業が使う井戸になるのか、どういう形になっていくという展望を持っているんでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） これから調査いたしますので、水が出るか出ないかというのはちょっとまだわかりませんが、何とか出るんじゃないかと私は思っております。それと、当然、井戸として調査して、後はもう使えますから、その企業に使っていただくという予定ではおります。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、今、具体的に大森という、しかも洞の名前まで出ましたけど、それは市がそこが適当ではないかというふうに説明をしたのか、希望する業者のほうでここでという場所指定で来た結果なのか、どちらでしょう。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） この場所につきましては、旧の伊自良村当時から企業誘致ということで、一時、県のほうの情報にも記載しておりまして、そういうこともありまして、企業のほうから山県市内でということもございましたので、一応紹介したところでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、一応通告では図書館の情報システムということでしたけど、先ほど他の議員の方への答弁がありましたので、これは省いたというふうにします。

その次ですけれども、補正予算の29ページ、一番下ですね。教育費の保健体育施設費というところで、これは国体の関係だと思いますが、総合体育館の改修工事設計委託料という形で642万円が上がっています。会議室とか観客席というような説明もあったというふうに受けとめていますけど、その詳細ですね。それから、設計委託ということになると、その後の本体の事業があるのかなと考えるんですが、その先に続く本体の事業の費用とか財源の内訳、あるいは時期の見込み、このあたりはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

市総合体育館は、平成24年ぎふ清流国体・ぎふ清流大会のバレーボールの会場となっており、県内外から多くの方々が来場されると予想されます。本市体育館は、県内の4バレーボール会場の統括管理会場となっており、会議室に不足を生じております。また、現在トレーニングルーム利用者が年々増加し、選手控室を第2トレーニングルームとして解放し、現在利用している状況でございます。そうしたことから、平成23年度に改修工事を行いたいため、今回、設計委託料の補正をお願いするものでございます。

改修の内容につきましては、大きく分けまして、4点ございます。

1点目が、手狭になった市民からの要望の多いトレーニングルームを玄関の2階部分に増築し、現在のトレーニングルームを会議室として利用するものでございます。

2点目が、現在、北向きの玄関で市外利用者がわかりにくいということもあり、国体開催時にも多くの来館者に対応するため、総合体育館の前の駐車場の正面に玄関を設け、2カ所での入り口で対応しようとするものでございます。

3点目が、現在約400席の観客席を200席程度増設したいということでございます。

4点目が、空調設備でございますが、現在、会議室については完備されておりますが、アリーナ及び1階、2階のロビーや銃剣道場には完備されていないため、ロビー及び銃剣道場へのエアコンの設置を計画しております。

工事費につきましては、概算でございますが、9,500万円程度を見込んでおります。財源としましては、トレーニングルームの増築につきましては、スポーツ振興くじ・t o t oの助成金3分の2を予定しております。助成金の申請が今年度となっておりますので、今回補正をお願いするものでございます。

工事の時期につきましては、来年度、国体バレーボール競技のリハーサル大会が23年7月16日から3日間行われますので、それが済みました8月初旬から順次工事を行い、施設の利用に影響が少ないよう配慮し、23年度中には完了したいと考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 再質問ですけれども、トレーニングルームなどのことはわかりましたが、観客席、現在400を5割増しの200ふやして600にするという説明ですね。現在までの400では足らなかったのかということ。あるいは、国体だからふやさざるを得ないのか、何となくふやしたいという希望的観測なのかということ。そのあたりの400を200ふやすというところの理由ですね、そこはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 現在固定席が400ほどございます。それで、総合体育館での現在までの大会等、中体連の大会とか県の大会、スポレク祭等国の大会もございましたけれども、そういう場合には立ち見も含めて足りないという状況が今までありましたので、今回、国体もあるということで、200ぐらいふやしたいということでございます。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、決算書の本体のほうですけど、担当課に説明を聞いたんですが、23ページの中段あたりですけど、観光施設の使用料ということで農産物の直売場等使用料157万何がしがあって、この中に伊自良のてんこもりの部分が含まれているというようなことでしたけれども、そこで確認ですが、てんこもりの分は幾らでということ、あるいはその施設の面積など明細ですね。

それから、99ページにはもう一つの関連があるわけですけど、99ページの14、使用料ですね。ここに69万2,644円、これが上がっているんですが、ここにも一部てんこもりの分があるというところで、このてんこもり関係の明細と借地の面積はどのようなことかということ。

それから、不用額が9,356円ありますが、通常、借地などは不用額は出そうにないと思うんですが、その事情はいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） まず1点目のてんこもりの使用料のほうでございますが、年額63万円、1カ月5万2,500円の12カ月分でございます。建物の面積としましては、295.25平方メートルでございます。

2番目の賃借料でございますが、面積が3,018平方メートルでございます。賃借料につきましては49万7,585円ということでございます。

不用額の9,356円につきましては、てんこもりの賃借料だけではなく、他の施設のコピ

ー使用料、またコピーのリース代等が入っておりますので、それらの不用額でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、今、通告したうちの前のほうだけお聞きしましたので、通告してある後半をお尋ねしますけれども、市の条例ですね。市の生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例という条例があって、ここの1条でてんこもりなどの目的が書いてある。つまり、農業の振興による地域特産品の開発及び地域農産物の販売の拡大を図ることにより、雇用の確保と都市との交流を目的とするというふうに書いてあります。実際の、現在のてんこもりの実態ということについて考えますと、ここは今は運営の法人と生産者団体、この2つが分かれているように見受けられるわけですね。これが、この条例の1条が対象としているというのはどちらなのかというところ。例えば、両方であるとするなら、そこにどちらの団体が上でどちらが下とか、そういった関係はあるのかなのかというところですね。

それから、次ですけど、市はその2つの両者の関係が順調、あるいは良好だと認識しているのかどうか、あるいは改善の余地というのはどう考えているのかというところですね。

それから、次ですけども、この決算書の、つまりことしの3月の年度までの間のことですけども、複数の者から使用の許可申請があった。これに対して市は許可をしたということを知っていますが、これは将来に向けて適切な選び方であったのかどうかですね。先ほどの条例の1条に照らして懸念があるという気もしますが、いかがでしょうか。

それから、最後ですけど、この条例の規則、使用許可書というのがあって、そのの様式というところに細かく書いてありますけれども、使用者はいわば経理、その明細を整理し市長に報告すると、きちっと文言が書いてあります。これは5年間保存というふうにも定めてあるわけですね。こういった条例がきちっと定められている、規則が定められているということから考えると、市がこの施設の所有者であり、土地の賃貸側ですね。そういう市の立場を考えたときに、この経理の関係を十分精査し、把握していなければならぬというふうには考えられます。

私は以前、情報公開請求をしたわけですけども、その中の書類には細かい経理関係の書類はなかったですね。規則に言う経費明細、これも当然なけれども見当たらないし、市が建物を所有し、土地も借りているという条例で決めている月額、

先ほどの5万2,500円ですね。こういった貸し付けをしているわけですから、その法人、あるいは団体の事業明細、損益計算書、貸借対照表、これらは当然市が保有し点検すべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

そして、市は今までこの経営の内容などに疑問というものを考えたことはなかったのか、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） まず1点目の運営でございますが、第1条関係に関するものにつきましては、運営法人に許可を与えております。もう一つ、出荷組合につきましては、その別な組織として設けられております。

続きまして、運営法人等の組織の理解されていない一部の組合員の方が疑問をお持ちでありましたので、そういう話し合いの場を持っていただきました。市としましては、互いに協力して運営していただくよう考えております。

許可関係でございますが、22年度の申し込みにつきましては2件の申し込みがありまして、審査の結果、また現在の運営法人に許可いたしておりますが、適切に審査を行っております。それと、懸念はございません。

最後の営業関係、また、土地の賃借関係でございますが、土地につきましては3名の方から借地をしておりますので、当然市との方たちとの賃貸借契約を結んでおります。営業状況につきましては、毎年度決算状況の営業状況報告書を提出いただいておりますので、そちらを点検させていただいております。健全な経営がされていると認識いたしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市のほうは健全だと認識しているようではけれども、これは市民と市役所の関係と一緒に、市役所があって市民があるわけじゃないね。市民があって、そのための市役所なわけでしょう。ということですね。この生産物もそうですよ。生産して出荷する団体、農家の人たちがいるから、てんこもりという施設を運営する法人が成り立つわけでしょう。だれも出荷しなければ、法人も何もないわけですね。そういう関係なんだから、私は一番意見が尊重されなければならないのは生産者団体ではないかと。そこなくして法人もあり得ないと思うんですが、どうも市は運営法人寄りに思えて、現状も問題がないというふうになる、そういう懸念を持っているんです。まだ始まって年数も少ないから、まだ改める余地は十分あると思うんですが、その意味で、本来つくる人たちが主ではないのかと。そのあたりのことについて改めてお伺いします。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 先ほど申し上げましたように、運営法人与自然者の出荷組合がございますので、両方ともそれぞれ私どもとしては対等の立場でお話をさせていただいております。運営法人寄りということはありませんので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、通告に従って次に行きますけど、決算書の53ページの真ん中からちょっと下ですけど、ホームページの広告掲載料金19万2,000円というのが計上されています。これについて、掲載期間、あるいはその単価、それから過去の件数ですね。そして、申請から実際の掲載までどういった流れでいわゆる人の見える形で掲載となるのか、そこを説明してください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ホームページの広告の掲載の料金について御説明させていただきます。

掲載の期間といたしましては、1年の12カ月でございます。単価につきましては、1枠8,000円でございます。月8,000円でございます。この件数が2件でございますので、12カ月の8,000円の2件ということで、19万2,000円になります。

また、申請から掲載までの流れでございますが、掲載する月の前月の15日までに申請をしていただきまして、この申請が上がってまいりますと、広告審査会にて審査を行います。内容が掲載可能な場合は、掲載料金を前納していただきまして、入金の確認後に掲載をいたしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市の広告として行うように錯覚される。市が行っているようにね。これは全国のこういうことを進めている自治体がどこも持つ懸念ですけども、市のほとんどの広報の横にあるということで、一定の信用性が高まるという側面はあります。そこで、注意しなければならないということは当然、今、広告審査会とおっしゃったように、そういったものでチェックをするんでしょうけれども、具体的にどういう基準をもってそこで審査をしているのか。単なるいろんな情報から議論をして、はい、いいんじゃない、これはちょっとというふうになるのかということですね。具体的に基準がないのかということです。

それから、過去に、これはお断りしますと言って断った例はないのでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 審査の基準につきましては、審査基準を設けておりますので、その基準にのっとって審査を行っておりますし、過去におきましては、1件もしくは2件だったと思いますが、お断りした例がございました。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） これは3月までの決算年度の分ということで、今、2件ということでしたけど、例えば、現在のホームページを見ると、五、六件出ていますね。それを見て私はちょっと懸念を持ったんですが、それは、まさに市が多重債務の問題を重要視してずっと対策を考えてきているのに、多重債務の処理をしますという法律事務所の広告が出ている。それを見た市民の人は多分、これは市が多分協調してやっているんだろうなと思うのが普通だと思うんですよ。他の広告とは性質が違う。多重債務であるからとね。当然市はそこを考えたと思うんですが、この決算年度の後に、夏までにその申請があって今掲載中なんですね。それで、先ほど聞いたように、審査がどうであったのかということ非常に気になります。多重債務関係、そこは今載っていて大丈夫なんですか。

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの個別の案件でございますが、多重債務の関係ということでございましたけれども、私どもの審査基準の適用範囲に入るという考え方で掲載をいたしております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ちょっと懸念がありますが、再々質問でしたので次に行きますけど、決算書の関係に広い意味でなると思って質問するんですけども、決算の関係でずっと市のインターネットのデータを見ていました。そうしたら、秘書広報課のデータだと思うんですけども、職員の分限及び懲戒処分の状況と。平成20年度、分限処分4人、休職、心身の故障によるとありました。それで、職員人件費、この決算の中にそれなりにあると思います。21年度も多分4人ですね。私が漏れ聞く情報では4人休職があ

と思います。それがこの人件費という形で決算にも計上されているわけですが、それはどこに含まれている、決算のどこを見たらその分限処分の人たちの人件費が出てくるのかなと、その説明をお願いしたいということですね。とりあえずそこを聞きます。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 職員の分限処分の関係につきましては、毎年広報やまがたにも掲載させていただいておりますが、分限処分の対象は4名でございます。内容といたしましては、心の病ということで3名ございますが、支出につきましては、商工総務費で13万7,293円、水道事業会計で17万8,058円、小学校学校給食費で97万525円でございます。

また、身体の病気1名でございますが、総務の一般管理費で79万8,536円を支出いたしております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、商工、水道とか小学校とか具体的に身体ということでしたけど、そうすると、そのことから大体どの部署の所属なのかなということを経推せよというふうな意味でしょうかということですね。

それから、これは通告にも書きましたけれども、市民の方から何件か質問とか、あるいはおしかりに近い部分があって、休んでいるという実際の職員が昼間ぶらぶらしているんだけど、おかしいんじゃないという素朴な意見が実際聞こえてくるわけですね。そのあたりについて市民の人に、先ほど広報にもあるとおっしゃったけれども、市民の人が納得できるような伝え方をしていけないと、ただでさえ行政が厳しい風を受けている中で、休職して遊んでいるんじゃないととられてはまずいと思うんですね。そのあたりの市民に対する現在の説明状況が足りないのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 休職の中でも、身体の病気につきましては当然それなりの対応をいたしておると思いますが、特に心の病につきましては、先ほどの言葉の中に町なかでぶらぶらしているという指摘があるという御発言でございましたけれども、そういった心身の疾患につきましては、家の中に閉じこもっておいたら、ある一定のところ隔離されておったり、そういったことでの心のケアというものはならないと思いますので、そういった点につきましては、それぞれの専門的な医師のアドバイスを受けまして、ケアになるような方法で各個人が対応しておると思います。

ただ、そのことにつきまして、市のほうから具体的に市民に対するPRということですが、この具体的なPRの手法等につきましては現在特に考えておりませんが、一般的な他の行政におきましても、そういった方法があれば、また今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（久保田 均君） 以上で寺町君の質疑を終わります。

ほかに通告書は出ておりませんので、全部終わりましたが、質疑はございませんか。後藤利丸君。

11番（後藤利丸君） 発言通告書なしで発言させていただきますことを、まずもってお許しを願いたいと思います。

私が質問いたしますのは、昨日、敬老会がございました。非常に盛大に行われておりますので、その点はよかったなというふうに思っております。

そこで、私の質問は、成果説明書の34ページにございます老人福祉費でございますが、その中で平成20年、21年度の事業実績が出ております。その中でも、余興委託費150万円と出ておりますが、これについて、ただ150万円では私どもはちょっと理解がしにくいというふうに私は思いましたので、申しわけございませんが、その辺の明細を教えてくださいたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 150万円の内訳につきましては、余興関係でゲストにかかわる方2日間ということで大体65万円程度。それから、それにかかわる音響、照明関係で3会場、47万6,000円。それから、司会が延べ3人ということで11万4,000円。それから、交通費、宿泊費で9万円。あと、看板等で9万3,000円。その他食費とか会場設定、花等で8万5,000円というふうな状況でございます。

議長（久保田 均君） 後藤利丸君。

11番（後藤利丸君） 今、詳細について教えていただきましたが、今までもこういった件につきまして他の方からも質問はあったかに思いますが、私は、きのうも参加していただいている中で、もちろんここの中に出ております車の件、あるいは記念品の件、こういったものはまずまず理解はできると思いますが、この余興委託費の中で、特に司会とか照明、あるいは音響、こういったものについて、きのう参加している方の中からも、詳しくは言われなかったですが、司会はなぜ、あの程度のことなら職員でできないのかと、こういうお話がありました。事実にはそれがありましたので、私は、当然私どもも聞いておまして、やはり私は優秀な職員の皆さんが大勢みえるわけですから、ああ

いったことについては職員の方で十分できるというふうに判断をいたしましたわけでございます。

照明についても、音響についても、私はこれだけの費用を使わなくても普通のやり方で十分ではなかるうかと、こんなふうに思ったわけでございますが、もちろん22年度につきましても、当然私は同じような形で同じような金額でやられたんだらうというふうに思いますが、もしそういったことを、私は、市民の皆様ももちろん見ております。そういったことで、来年こういったことをやはり同じようなことをやっていかれるのか。部長さんからなかなか今、即答は難しいのかもしれませんが、私はこれは非常に無駄なところが多いというふうに思います。ですから、その辺をやはり今後、今後というか来年度ですね、来年度多少考えていくつもりがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 敬老会に関しましては、高齢者の方を敬うということに関して、私どもといたしましては、地域の中で高齢者がそれぞれの居場所をつくりがてら地元の方々からそういった敬老の誠をいただくのが最もだと思ひまして、3割程度になった2年前だと思ひますけど、こういった出席率の状況から、できれば地域の中で少しやっていただけないかというようなことで、2年前だったというふうに思っております、自治会関係者の方々とも協議させていただきました。

その中でいただいた内容に関しましては、全自治会の中でその受け入れ態勢ができるかどうかといったときに、それはちょっと不可能だというお返事をいただきまして、そういった場合、地域格差が出てきてもいけないということで、今現在は地区の中でそれぞれ地区を支え合っているようなリーダーの研修、リーダーの育成、もしくは組織の育成等の強化を図ってきております。

今後、そういった受け入れ態勢が可能になった場合には、地域の中へそういったイベントとして補助金をおろすことは可能だというふうに考えております。時間的にはもう少しかけてまいりたいと考えております。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長、今は答弁の内容が違うんじゃないですか。先ほどの質疑は、要するに、150万のうちで、例えば司会とか、音響とか、照明というものについてという質疑だったんですが、地元へおろすとか、自治会とかという話じゃないので、もう一度答えなさい。

保健福祉部長（笠原秀美君） 司会に関しましては、職員でもというお考えもあるかと

いうふうに聞いております。音響と照明に関しましては、一応、業者ともその辺のお話しはさせていただいたんですけど、ゲストとなる方の歌手さんのお考え等があって、音響と照明に関しては、ひっくるめてセットだというふうな業者側の考え方でございますので、別々にということは考えておりません。

議長（久保田 均君） もう一つ、今後はどうなのかという質疑。

笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 今後に関しましても、先ほど申しました理由で、地域というよりは、むしろ少し敬老会のあり方自体を検討する必要性はあるかというふうに思いますが、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 後藤利丸君。

11番（後藤利丸君） 今、部長からお話がありましたように、私は先ほどちょっと勘違いのような形で説明いただいたが、それも非常におっしゃるとおりだと思ひまして、今後も敬老会は非常に立派にやっていただくことが大事だと思っております。ただただ私が思いましたのは、先ほど言いました司会とか、もちろん音響なんかはそれは歌手さんか、私はちょっとおらなかったですが、そういう人たちの希望があったのかもしれませんが、それはそれとして、特に私は司会などはそんなにベテランの方じゃなくても、職員の方で私は十分できると。敬老会ばかりじゃないです。ほかのいろいろ大会を開かれるのも、職員の方がやっておられます。また、福祉のほうの方でももちろんやられたこともあります。非常に立派にやっておられます。そういうことから見たら、私はそんなプロの方に来てやっていただかなくても、職員でできると思っておりますので、今後十分その辺も検討をしていただきたい、そういうふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 承知いたしました。来年度に向けてまた検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 通告に間に合わなかったので、お尋ねしたい要点は総務部のほうにメモは渡してあります。

決算書の70ページですけれども、衆議院の選挙費ということで、昨年の決算ですから、昨年の夏に行われた衆議院選挙ということの経費が出ています。この中で何点かですが、まず、当初予算1,529万円ですか、これが2万円減額されている理由。

それから、報酬から備品購入という、ずーっと見ていくと不用額がそれぞれかなり出ているわけですね。不用額が99万1,604円というふうですけど、この不用額というのはどういうふうにその後処理されたんでしょうか。

それから、備品購入費、支出済み額ですね。151万586円があり、不用額が44万8,414円出ています。この不用となった理由、あるいはその概要はいかがでしょうか。

それから、職員手当の657万7,054円と。不用額が946円というところですけど、この手当の内訳はどのようでしょうか。

それから、2009年、この衆議院の選挙のときの市の職員の通常勤務、いわば定時の勤務時間中の国政選挙、衆議院選挙のためにいろんな事務があったと思います。そのための職員の給与、いわゆる人件費はどれくらいと概算されるのか、そのあたりをお答えください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問の70ページの衆議院議員の選挙費で、まず1問目の予算で2万円の流用でございますが、この流用につきましては、21年度に全国市区選挙管理委員会の連合会の理事会及び研修会が沼津市で開催されることに伴います特別負担金として2万円が必要になりましたので、2万円の流用をさせていただきました。

また、2点目の備品購入費の不用額44万円ほどでございますが、この理由といたしましては、備品購入費につきましては、当初予算では、投票用紙の自動交付機ですとか投票箱、記載台などのそれぞれの事務用品を更新する経費を見込んでおりましたが、過去の選挙で使用したものですとか、市で保有しているものを有効に活用したことなどによりまして、この備品の購入を抑制いたしております。

次に、職員手当の不用額の内訳でございますが、内訳といたしましては、選挙当日の投票事務に係る分として約380万円。この内訳は、時間外手当で360万円、管理職特金で16万円。次に、期日前投票の事務に係る分としまして約170万円ほど、開票事務に係る分としまして60万円ほど、その他準備等の事務に係る分といたしまして50万円ほどとなっております。

また、通常勤務中の衆議院の総選挙に……。今の御質問の中で、通常の勤務時間の御質問もございましたかね。

〔「はい。平日の定時の」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 通常勤務中の衆議院議員の総選挙の事務に要した人件費の額につきましては、概算で約120万円ほどを見込んでおります。前回の選挙と比較いたしま

すと20万円ほどふえておりますけれども、これは期日前投票所を4カ所ふやしたことによる20万円ほどの増でございます。

また、国から委託費に、先ほどの120万円でございますが、通常勤務中の人件費は含まれているのかということでございますが……。

〔「そこはまだいいです。今はお聞きしていません。次でお聞きします」と呼ぶ者あり〕
総務部長（林 宏優君） それともう一点は何でしたね。

〔「そこまででいいです」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 複雑な質問なので一応メモをお渡ししてあって、今、その中の一部をお聞きしました。

別の部分ですけれども、これは実は最近の新聞で、9月8日の朝日新聞に出ていたんですけれども、会計検査院は2007年の参議院選挙、2009年の今の決算の衆議院選挙、これについて調査をした。職員人件費の不用額について全国の118の市町村を調査、そのうち35の市町村は2億円を国に返した。しかし、他の市町村の40億円分は国に返されていないと、そういう指摘を検査院がしたという報道がありました。山県市はこの検査院の調査の118に含まれている団体なのか。含まれているのなら、返したのか、返していないのかというところですね。

それから、法律によって、例えば公職選挙法の263条は、衆議院、参議院の選挙の費用は国が持つと書いてある。投票事務のための選挙管理委員会の費用、これも持つと書いてある、法律にね。それで、264条では、地方自治体の選挙、長、議員の選挙は自治体が出すとはっきり書いてある。ということは、国の選挙の費用は全部国が出しますよ、でも、国は選挙事務を市町村に任せているから、そこに手当しますよという意味ですね。そして、地方財政法10条の4も同じように、国の選挙の費用は国が全部持ちます、しかもそれは基準もつくりますと。それから、枠組みをきちっとするので他に流用したらだめですよという法律が財政法できちっと定められているわけですね。それを考えたときに、先ほどの平日の選挙管理委員会の職員、この費用、通常は市の事務をするわけですが、国の選挙があるということで、その勤務中に国の選挙のための事務、あるいは期日前投票のいろんな手続、立ち会いですか、そういったこともするわけですね。そういったことの人件費というのは国の選挙費用として交付された中に含まれていたのかどうか、含まれているなら幾らでしょうか。そこはお願いします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問でございますが、国政選挙におけます経費

につきましては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により算定されますが、この同法の基準により算定されました人件費の額と実際に要した人件費の額を比べますと、実際に要した人件費は法律の基準より算定された額を下回っております。また、しかし、この法律は個々の地方公共団体について妥当な額を算定することが困難であることから、標準的な地方公共団体の実態調査や諸般の事情を踏まえ、標準的な額を算定したものであり、算定された総額の範囲内で融通して使うことが認められております。

したがって、例えば本市におきましては、投票受け付け事務ですとか、開票作業の迅速化、適正化を図るために投票受け付けシステムや投票の用紙の自動読み取り機を導入しておりますので、人件費を抑制、削減いたしました一方、機械の保守点検などの費用を要しているという、こういった事情がございます。

そういったことから、基準額どおりの用途とはならない場合もございますので、適切な経理をしております、先ほどの朝日新聞での指摘で、会計検査院の中で指摘されて返還金額の対象となったような団体では、山口市はございません。

また、先ほどの返還請求しなければいかんという……。

〔「そこはまだ聞いていませんので。国からおりてきた分の中に昼間の職員の人件費は入っているんですか、入っていないんですか」と呼ぶ者あり〕

総務部長（林 宏優君） 国からの交付される中には超過勤務等の時間は含まれておりますが、平常の昼の勤務時間の費用につきましては、先ほど120万円ほどと申し上げましたが、その費用については含まれておりません。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

〔「再々質問」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） いや、もう3回今終わったでしょう。

〔「違いますよ。再々質問です」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 終わっていますよ。

〔「終わっていないですよ」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 終わったよ。

〔「何ですか。再々質問ですよ。テープを一遍聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 個人的に1度やられているじゃないですか。3回目になるんじゃないですか。

〔「何で。指名もしていないでしょう、起立もしていないでしょう。部長がわからない、どこまでですかと言ったから答えただけじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 個人的にやられるからおかしくなる。

寺町知正君、最終。

12番（寺町知正君） 再々質問です。

まず、朝日新聞の報道した会計検査院のというところですけど、山口市は対象じゃないとおっしゃった。でも、その指摘は、検査院は118の団体を選んだだけであって、全国の千七、八百の団体についてどうか調べるよという前提でもあるわけですね。すると、そのときに山口市は職員人件費の不用額を流用したかどうかをそのまま問われる。山口市はその流用がないんですかということをして今度はストレートに聞きます。指摘はそういう団体があった。返還したところもあったけど、返還していないところもたくさんありますという指摘だった。山口市は不用額が出たとして、それを流用したのかどうかというところですね。

それから、もう一点ですけど、120万円ぐらいとおっしゃった昼間の職員の人件費、これが国からはおりてきていないわけですよ、時間外しかないから。これを、じゃ、返還請求しなければならないのではないかな。なぜかといえば、先ほど言った公職選挙法263条とか地方財政法10条の4で、国の費用で国政選挙をやり、地方の選挙は地方でやりなさいということは明確なんだという場合には、やっぱりそれぞれが手当し合わなければならないわけでしょう。その分は、ふだんの勤務でやりましたからいいですわねというおおらかさはいけないわけですよ。例えば、市民から監査請求して120万円損じゃないのと言われたら、もたないと私は思うんですが、そのあたり、市はどういうふうに対処するんでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず1点目の不用額の流用についてでございますが、これは総額の中での流用と。具体的には流用いたしておりませんが、総額の中での請求をいたしておりますので、制度上にも合った請求をいたしております。

また、2点目の、先ほどの昼間の人件費につきましては、これは国からの法定受託事務として位置づけられておる選挙事務でございますが、寺町議員からる御説明はございましたが、国から地方への財政措置の間に不一致が生じておりますが、これはあくまでも財源措置が不十分ではないという国と地方の制度上の問題であると思っております。違法なものではないと考えております。そうしたことから、国に先ほどの120万円を請求しなさいという御質問でございますけれども、今の時点ではそういった気持ちは持っておりませんし、特にこの法定受託事務につきましては、全国市長会などを通じましても、そういった国への要望も過去に出しておりますので、そういったことから、今後につきましても制度上の不一致につきましては問題解決に向けまして国への市長会を通

じました要望事項等に取り入れていきたいということを考えております。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これもちまして、議第47号から議第57号までの質疑を終結いたします。

日程第2 議第58号及び日程第3 議第59号

議長（久保田 均君） 日程第2、議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第3、議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、提案説明を申し上げます。

まず、その前に、先週の9月8日の台風9号の豪雨につきましては、美山地域を中心に短時間で記録的な大雨となり、一部で人家の浸水やがけ崩れ等が発生するなど、大変御心配をおかけしましたが、大きな被害はなく、関係の皆様方の御協力に感謝を申し上げますところでございます。市におきましては、直ちに災害対策本部を設置し情報収集に当たるとともに、自主避難所の開設や葛原地域への避難勧告などを行いましたが、こうした経験を踏まえまして、今後とも迅速かつ適切に対応ができる防災体制づくりに努めてまいりたい所存でございます。

また、一昨日と昨日にかけては、山県市敬老会が開催され、今年度の対象者は3,278名でございました。御長寿の皆様方の今後ますますの御健勝をお祈り申し上げます次第でございます。議員各位におかれましては、大変御多忙の中、御臨席を賜りましたことにつきまして、厚く御礼申し上げますところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー9の、議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第228条第1項におきまして、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定めると規定されている事務につきまして、その手数料の額を定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されまして平成22年10月1日から施行されることに伴いまして、既定の消防法関係の特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額を政令に準じて改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー11の、議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第

5号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に720万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を122億6,680万円とするものでございます。

まず、衛生費につきましては、国の新たな新型インフルエンザワクチン接種事業として、10月から新型、A香港型、B型の3つを一度に接種できる3価ワクチンの予防接種が始まり、低所得者に対する接種費用の助成が行われることとなりました。このため、インフルエンザワクチン接種費用助成金として計上するため、当初予算で計上しております高齢者インフルエンザ予防接種に係る医療機関への委託料1,069万円を助成金に組み替え、重複する分を除いた1,378万3,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、県からのインフルエンザワクチン接種助成費補助金として275万2,000円を計上し、さらに不足する額は前年度繰越金にて調整をいたしております。

次に、農林水産業費につきましては、昭和59年度にぎふ農業協同組合、当時は伊自良農業協同組合でございますが、国の間接補助事業により整備した伊自良育苗センターを財産処分制限期間内35年でございますが、のうちに処分したため、県及び市へ補助金の一部を返還することに伴うものでございます。補助事業者である県と協議した結果、残存簿価相当額である541万9,948円について、県へ410万6,214円、市へ131万3,734円を返還していただくことが決定いたしましたので、県への返還金として市で予算に計上する必要があるため、410万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、ぎふ農業協同組合からの補助金返還金541万9,000円を雑入で計上いたしておりますが、市への返還金につきましては、そのまま雑入に収納するため財源に余剰を生じますので、財政調整基金繰入金の減額に充てることといたしております。

以上、追加提案といたしました2案件について御説明を申し上げますが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第4 質疑

議長（久保田 均君） 日程第4、これより、議第58号、議第59号の2議案に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、説明いただきましたが、補正予算ですけれども、農協の関係ということで返還金があるということですが、何かお金がぐるぐると回るような説明

だったんですが、きちっと理解し切れなかったのでわかりやすく説明してほしいんですが、農協が持っていた施設を補助金の年限が切れる前に廃止するというので、返還する部分が出てきたんですね。そのもとのお金がどこからどういうふうに動いているのか。単純に農協から全部すつと返ってくる、それが県と市の明細なのか、それとも何かややこしい流れがあるのか、わかりやすく説明をしていただきたいんですけども。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 昭和59年度に整備しました伊自良の育苗施設でございますが、それ以降、35年間の耐用年数があるわけでございますが、現実にはことしの4月に解体処分されましたが、それ以前、もう平成11年度から育苗センターとしての活用をされていなかったということで、平成11年度以降の分についての残存価格の返還ということになりました。それで、残存価格が541万9,000円でございますが、そのうち県のほうへ410万7,000円、当時の伊自良村も補助しておりましたので、130万ほどが市のほうの収入になるということでございます。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そこは先ほどのことでわかったんですが、雑入ですよ、歳入の。それに541万9,000円があり、歳出のほうで410万7,000円があるわけですよ。この関係ってどういうふうに理解したらいいのかなということです。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 当時、県の補助金と村からの補助金ございましたので、その率はちょっと今ここではわかりませんが、それに対して県へ返す分、当時は村ですが今の市へ返す分ということで、農協としましては、県と市からの補助金を合わせた540万ほどでしたかを市のほうへ返還しまして、市は県から来た補助金相当を、四百何十万を県のほうへ返還するというので、歳入と歳出の違いがあるということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第58号、議第59号の質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第5、委員会付託。

議第47号から議第59号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第47号から議第59号までは、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14日は総務文教委員会、15日は産業建設委員会、16日は厚生委員会、それぞれ午前10時より第2委員会室にて開催をされます。

なお、21日は午前10時より会議を再開いたします。

恩田教育委員会事務局長より、先ほどの尾関議員の質疑に対する答弁を行います。

恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 先ほどの尾関議員の質疑についてお答えします。

幼稚園就園奨励費の中に児童扶養手当の受給者の人数はということでございますけれども、これは幼稚園就園奨励費の市への申請書の中に児童扶養手当の受給の有無という項目がございますので、国の基準に合っていればの支給ということで、人数は把握してございません。

それから、もう一点、薬剤師の報酬でございますが、平成20年度につきましては20万5,000円ということで、本年度は、21年度につきましては24万円ということでございました。平成20年度につきましては、中学校費が20万5,000円、それと小学校費が91万5,000円支出してございます。合計しますと112万円になるわけですが、112万円で1校8万円ということになります。それにつきましては、平成20年度につきましては、薬剤師として小学校での業務が大変多くあったため、小学校費で3万5,000円を支出しておりますので、小学校費がふえて中学校費が減っているということになっておりました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 本日はこれにて会議を閉じ、散会をいたします。御苦労さまでした。

午後0時37分散会

平成22年 9 月21日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 9月21日(火曜日)

議事日程 第3号 平成22年9月21日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 梅 田 敏 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（久保田 均君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 小森英明君でしたが、本人の取り下げ申し出がありましたので、次の2番 影山春男君を指名いたします。

10番（影山春男君） それでは、議長に御指名をいただきましたので、2問ほど質問をいたします。まずもってお断りを申し添えておきますが、質問原稿の提出がちょっと早かった都合上、ずれというか、内容に不備が生ずるところもあるかと思いますが、お許しを願って質問に入ります。

まず、教育長に、小学生に対する熱中症対策は万全かについてお尋ねをいたします。

9月になっても記録的な猛暑が続く中、県内でも郡上八幡で最高気温が全国ランキング第1位となる39.1度を観測されましたということです。県内各観測地点38カ所あるうちの16地点で最高気温を更新され、全国ランキング10位以内に6地点が入っているということです。内容は、多治見市で38.5度、美濃加茂市38.4度、下呂、高山市、揖斐川町、美濃市がおのおの38.2度、岐阜市が37.7度と報道をされ、県内でも前年度の8.6倍の137人が搬送をされたということです。

対策としまして、一部ですが、多治見市では、一般向けにマスコットキャラクターのうちわが多治見の駅前に、今年度9回目という数を数え、配布をされ、内容は配布前から列をなしておられたということです。また、全部で8,300枚ものうちわを配り終えたと言われております。

一般の人たちへの気配りも大切ですが、特に自分たちの防衛対策も難しく、わからない子供たちにどう対処するのか。間もなく運動会が行われるに当たり、猛練習もされていることと思いますが、子供たちへの熱中症対策としてどのように指導をされているのか。

ある高校では、体育大会中、十数人が倒れ、熱中症で病院に搬送をされ、中には重症者もあったということで、急遽体育祭が中止されたということです。また、静岡の伊東市ということですが、小学校で運動会の行進後わずか15分間終わった後に、34人

も搬送をされた。また、恵那市では運動会の練習後23人が搬送されたと、いろいろ数は報道されておりますが、ある学校では、熱中症対策として水分は十分にとらせ、1日1個ずつの塩あめを配っていると、そして万全を尽くしているというのでありますが、これは体育の授業や汗をかいた後に食べさせて、塩分、水分を補給しながら残暑を乗り切りたいということでもあります。この塩あめの資金は、資源回収の収益金から購入しているということです。

以上、さまざまでございますが、当市ではどのような対策をしているのか、お答えを願います。

議長（久保田 均君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

異常とも思われる7月、8月、9月の猛暑でございましたが、本市の小中学校でこの夏に熱中症等で搬送された子供は、幸いなことにごさいませんでした。2学期が始まるに当たりまして、8月の下旬には、教育委員会からその予防について各学校に通知を出しまして、適切な水分補給をすること、野外での活動では着帽し、しっかり休養をとること、緊急時に備え学校医と相談し、適切な対応ができる体制づくりをすること等、予防についての対応を指導してきました。

各学校では、これらを踏まえ校医と相談するとともに、地域の実情に即し、次のような対応をとってまいりました。

屋内の活動では、各教室の室温を下げるために扇風機を効果的に活用し、室内の空気を循環させるよう心がけてきました。また、特に気温の高い時間帯はエアコンの設置してある特別教室や近隣の公民館等を利用させていただき、授業を行ってまいりました。

運動会の練習など、屋外の活動では着帽をさせるとともに、15分ないし20分に1回は日影で給水、休息、休憩をとるようにしてまいりました。

また、保健室にスポーツドリンクや2%以下の食塩水、冷えたタオル等を準備いたしまして、緊急時に適切な対応ができるよう配慮をしたり、伊自良校区の学校では、学校医、学校薬剤師と相談をいたしまして、3校すべてで塩分を補給するための食塩錠、あめのようなものでございますが、錠の摂取を行ってまいりました。また、さらに、小学校の中には授業時間の休み時間、外で遊ぶ子供も多いために、グラウンドにテントを常設し、教師が外で児童の様子を観察しながら休憩をとることや水分を補給するように指導をしてきたところでございます。

涼しくなったとはいえ、残暑の厳しい日はまだこれからもあるかと思いますが、市内の小中学校に児童・生徒の体調管理と緊急時の対応について、引き続き留意をするよう

指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） それでは、再質問をいたします。

当市では、本当に万全を尽くされて、搬送された児童もなかったということで、当局に対しては敬意をあらわし、一安心をいたしました。今後、各教室の室温を下げるために、扇風機を効率的に活用し、室内の空気を循環させるよう心がけているということであり、特に気温の高い時間帯は、エアコンの設置してある特別室や近隣公民館を利用して授業をしているということではありますが、これでは移動時に熱中症の危険が生ずるおそれもあると思うのですが、そんな思いから、各学年の教室にクーラー設置をすとか、夏休み、冬休み等の調整、運動会の日の設定等々の方法を考えておられるのか否か、お答えをお願いします。

議長（久保田 均君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

近年の異常気象に伴い、来年度もこの夏のような猛暑になることは十分考えられます。児童・生徒が安心・安全に学習できるためにも、施設面の整備や休日の変更は重要な課題であると考えております。

施設面の整備につきましては、現在、クーラーが設置されている部屋は、学校ごとに多少違うんですけども、職員室、校長室、保健室、図書室、パソコン室等でございます。普通教室及び小学校でいいますと、6校のランチルームにはクーラーが設置されておりません。クーラーの設置が進まない理由といたしましては、非常に多額な設備費がかかるという問題点があるわけでございます。

しかしながら、この夏の気温の状況を考えますと、子供たちの学習や生活の環境の改善を図るためには、空調設備など喫緊に検討する時期になっているというふうに考えております。

次に、休業日の変更につきましては、山県市小学校管理規則で定めており、管理規則の変更をすることで、夏休み、いわゆる夏季や冬季の休業日を変更することは可能でございます。

しかし、授業時間の確保や学校の諸行事とのかかわりなど、さまざまな観点から研究をし、適切な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 今後、特に市内の小中学校に対して熱中症対策を再指導していただくことを要望して、次の質問に入ります。

保健福祉部長にお伺いをいたします。

地域福祉推進計画とはについて。地域福祉は、少子高齢化社会になり、環境も大きく変化されてきました。市民の生活の安心と幸せを実現のため、地域住民とのつながりを持ち、ともに助け合い支え合うという、ともに生きるまちづくりの精神が生かされることが必要だと言われております。

もともとは、公的機関主体の社会福祉に、すべての市民の方たちが安心して暮らせるよう、住民の方と社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の課題の解決に取り組むべき考えが重要となったためと思うのでありますが、そこで、平成20年3月、山県市地域福祉推進計画が策定されております。この目的は、市民が主体となって進める、市が主体となって進める、市民が協働して進める等々方策が示されております。これを進めていくのに、地域福祉推進市民会議が設置され、実現に向けて進められていると思うのですが、どのような形で進められているのか、お尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、行政による福祉サービスには限界がありますが、少子高齢化の進展と社会の成熟化により、福祉需要はますます増加し、多様化してきております。こうした中で、地域福祉推進の根本的な目的は、すべての人がお互いに尊重し合いながら、地域社会の中で暮らすことのできる社会を構築していくことにあると考えております。

すべての住民が幸せに暮らしていくためには、与えられる福祉から、助け合い、支え合いの福祉へとシフトしていかなければなりません。すなわち、地域社会の中で安心して暮らしを支える総合的、横断的なサービスのあり方を考えることで毎日の生活を見詰め直し、課題があるのであれば、解決に向けて、そのためには何が必要なのか、何を行う必要があるのか、何ができるかについて考え、行動を起こしていくことが必要となります。本市の地域福祉推進計画には、そうした理念とそのための手段として、地域振興を考える上でも欠かすことのできない5分野、50の重要項目が掲載されておりますが、この計画は多くの市民の方が参画して策定されたものです。

さて、議員御発言のように、この計画推進の具体的な方策として、それぞれの項目ごとに市民ができること、市民と行政が協働で進めること、行政の果たす役割というカテゴリーが設けられております。

行政の果たす役割については、基盤整備や各種の事業の実施などで各部局が主体となって推進していますが、その進捗状況につきましては、社会福祉課から学識、有識者を含む地域福祉推進協議会へ毎年度報告し、御意見をいただいているところでございます。特に、市民ができることと協働で進めていくことについては、これらを推進していくことはなかなか難しいわけですが、最も重要なことと思っております。こうした中、市民ができることと協働で進めることの計画の推進に関しましては、地域福祉推進市民会議が主体的にかかわっていただいております。前年度の後半からは、同市民会議を3つのグループ、市民計画推進グループ、情報収集・広報グループ、企画・連携・調整グループに機能分けし、計画の進捗状況を各分野別で把握したり、課題等の検討がなされてきました。

今年度においては、より詳細な計画進捗と進捗度合いの原因を把握するために現場へも足を運ばれ、実践していくための具体的な行動を起こされようとしております。同市民会議は、今年度になってから既に2回開催され、これを経て、今は4つのグループ、市民計画実施・検証グループ、実態調査・研究グループ、情報発信・啓発グループ、企画・連携・調整グループに編成され、各グループが月1回以上のペースで参集されている状況にあります。なお、これらの市民活動につきましては、計画の推進役である社会福祉協議会が主体的にかかわっていただいております。

行政といたしましては、先ほどの行政の果たす役割の推進のほかに、市社会福祉協議会とともに地域福祉推進市民会議の支援をさせていただいておりますが、地域福祉への認識には市民ごとに温度差があるのが実態であり、より多くの市民の方々への意識啓発に努めなければならないと考えております。地域福祉推進フォーラムというものを、過去2年間継続して実施してきておりますが、幸い今年度はこうした本市の思いが反響を呼び、来年3月21日には、NHKのハートフォーラムと一体となったフォーラムを開催できる運びとなっているところでございます。

また、自助、共助を推進していくため、家具等転倒防止機具の助成による設置推進をしたり、住宅用火災警報器の設置も推進しております。そして、支え合い、助け合う社会づくりの基盤の1つともなる災害時要援護者台帳を整備してきております。今後は、こうした台帳をさらに活用し、ふだんから地域での見守りにも活用できるような体制整備を進めようとしているところでございます。

今後とも持続可能な地域福祉社会の構築を目指してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） それでは、再質問として、地域福祉市民会議には3つのグループによって進められてきたということではありますが、そこで、平成23年3月21日、伊自良花咲きホールにて、NHKのハートフォーラムと市の地域福祉推進フォーラムが合同で開催される計画があるということですが、その主たる内容というか、進め方というか、それを説明願います。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

NHKのハートフォーラムは、福祉キャンペーンのNHKプロジェクトの一環として実施されております。本市では、市と社会福祉協議会と連携しながら進めてきております。今回のテーマはボランティアで、本市で過去2年間実施してきた地域福祉推進市民フォーラムと一体となった形で実施していきたいと考えております。

具体的には、ボランティア団体等の発表と、NHKのアナウンサーによる質疑、講演の2部構成で実施する予定であります。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 影山春男君。

10番（影山春男君） 地域福祉推進市民会議、地域福祉推進計画という多くの会に対して大変疑問を感じることもありますが、今後、市民各種団体との整合性等を図りながら進めていっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の質問許可をいただきましたので、通告しております河川などの草刈り委託事業についてお尋ねをいたします。

本市は、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な住みよいまちづくりを目指して、全市民が英知を結集し、取り組んでおられるところであります。

しかしながら、本市は自主財源が乏しく、厳しい財政運用を強いられている中で、合併当時の予想以上に少子高齢化が急速に進み、人口減少に歯どめがきかない状況であります。該当地域においては、本当に安らかで快適な住みよいまちづくりができるのかと心配をされるところでもあります。中でも、毎年自治会ごとに実施をされております河川や道路の草刈り業務は、危険箇所も多く、大変な労働負担となっております。今後、ますますの高齢化を考慮しますと、作業に支障を来すことが予測をされます。

次の4点についてお尋ねをいたします。

市内の1級及び普通河川の数と管理者と管理内容について、2点目、河川及び道路除草規定とその費用額について、3点目、現状の問題点、4点目として、今後の課題について、産業建設部長に質問をいたします。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

河川及び道路の草刈り作業につきましては、自治会や水利組合及び導水路の隣接土地所有者の方々のボランティア活動により、地域の環境美化を図るため、地域ぐるみで実施していただき、感謝申し上げる次第でございます。

御質問1点目の、市内の1級河川や普通河川の数及び管理者や管理内容についてでございますが、まず、河川法の適用を受けるものとして1級河川、2級河川、準用河川があり、1級河川は原則国が管理します。一部の区間については、都道府県に管理を委任しております。また、都市部や源流部の小河川などでは、市町村が準用河川として管理をしています。なお、県内には、2級河川の指定はございません。

さらに、河川法の適用を受けない河川は、普通河川として扱われています。普通河川は法定外公共物であり、字絵図でいわゆる青線として表示してある水路や、土地改良施工後の排水路、さらに、川幅20メートルほどの川も普通河川として位置づけられています。

市内の河川につきましては、県管理の1級河川が17本、市管理の準用河川が7本、普通河川は国より譲与を受けた河川数で、旧の高富町が2,265本、旧伊自良村が856本、旧美山町が1,535本で、計4,656本となっており、河川の合計としましては4,680本となっております。

維持管理の内容については、県が指定している河川の維持管理計画によると、河道内の土砂が著しく堆積し、通水断面が阻害されているときは、緊急性の高い箇所から計画的にしゅんせつを実施したり、堤防等の河川管理施設に異常があるかないかを確認するための堤防除草等があります。

御質問2点目の、河川及び道路除草規定と費用額については、河川及び道路の除草に関する条例等の規定は特にございません。

河川除草費用としましては、1級、準用河川を中心に、堤防ののり面及び一部の河川で集草、処分などを実施しており、平成21年度決算では、除草面積36万3,577平方メートルで、委託金額が1,265万8,800円、うち県からの委託金が845万2,500円となっております。また、平成22年度予算では、除草面積36万3,600平方メートルで、委託金額は1,400万9,000円、うち県からの委託金は850万円を予定しています。

道路などの危険箇所を中心としたその他除草委託料は、平成22年度予算において5,000平方メートルで、74万1,000円となっています。

御質問3点目の現状と問題点につきましては、現状は県からの委託を受け、鳥羽川、伊自良川、武儀川ほか14河川の堤防除草を年1回実施しておりますが、予算にも限界があり、すべての河川の堤防除草が実施できないことでもあります。

御質問4点目の今後の課題についてでございますが、災害の発生防止と災害場所の早期発見及び河川の環境美化には堤防除草等が重要であると考えておりますが、地域社会のまとまりが弱まって地域における活動が低調となれば、行政の予算の範囲内で危険箇所を重点的に実施する方向となり、今のような河川環境保全等ができなくなる可能性もありますので、何とぞ地域のボランティアの皆様などの御協力を重ねてお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 市内の河川が4,680本という、この数には驚きではありますが、土地改良など基盤整備が整ったことで、普通河川の数が大幅に増加したと考えます。こういう土地改良などの河川は、組合員で組織をされ、割かしまとまって補修保全の管理体制が今のところ整っておりますが、以外の普通河川や道路の草刈り業務に今後支障を来してくることを懸念するものであります。

こうした情勢において、自分たちの地域は自分たちで環境整備していくと、大変な草刈り業務も自治会の恒例行事として実施をされていることに対し、行政は感謝し、高く評価されなければならないと考えます。こうした作業が地域の方々の善意と郷土愛と連帯感によって維持管理してもらえるよう、場当たりの対応ではなく、社会情勢やそれぞれの地域の事情を十分考慮し、持続可能な制度や助成を含めた支援の充実が必要と考えます。

答弁でも、何とぞ地域のボランティアの皆さんなどの御協力を重ねてお願いいたしますとあります。次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、地域のボランティアの方々に協力してもらえる市の働きは、2点目、アダプトプログラムなどの支援内容の充実と推進について、3点目、これは国の推奨事業であります。農地・水・環境保全向上事業の積極的な推進について、市の考えを再質問いたします。

議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えいたします。

1点目の、地域のボランティアの方々に協力してもらえる市の働きかけにつきまして

は、自治会連合会、交通安全協会、水利組合等の各種団体へお願いしたいと考えております。

2点目の、アダプトプログラムの支援の内容充実と推進の考え方につきましては、身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を支援する山県市まち美化パートナー制度実施要綱を設けており、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進することとしておりますので、市民の皆様の積極的な制度活用を期待しております。なお、詳細につきましては、生活環境課へお問い合わせをお願いしたいと思います。

3点目の、国の推奨事業、農地・水・環境保全向上対策事業の積極的な推進につきましては、この制度は、集落の資源・環境を守ろうをテーマとしておりまして、今、全国の集落では高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守るまとまりが弱まっていると言われております。そのため、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い協働活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、平成19年度から平成23年度までの5年間の制度であります。

本市としましては、平成18年度に各自治会等に対し説明会を開催し、事業推進を図りましたが、その結果、5地区が支援を受け、営農活動、協働活動に取り組んでいただいております。この協働活動の中で、堤防や導水路の除草にも取り組んでいただいております。

なお、この制度につきましては、5年間の活動成果が求められておりますことを申し添えまして、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ただいまの市や国の制度などの有効活用をされておられる実例とございますか、その地域は確かに成果が出ておると思います。例えば、アダプトプログラムに河川や道路の草刈り業務もその中に入っておるということは、なかなか周知されていないと思うんですね。だから、詳しいことは尋ねよということではありますが、むしろ積極的にそういうものを伝えていくということが必要ではないかと思えますし、国の推奨事業であります、確かに取り込まれる範囲が広いということもあって、以前と比べると格段の環境整備がされているということは皆さんの認めるところでもありますし、参加されている方もそういうふうの評価をされております。この事業は来年で一応5年の区切りがあり、また、以後も続くということも聞いておりますので、来年度中には多くの周知をしていただいて、大勢の方に参加していただき、住みよい環境づくりの整備

に努めていただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

国は、各自治体へのひもつき補助金制度を改めて、今後は地域主権が政治の主流になると予測をされている市民も多くあります。地域主権というのは、国の権限と財源の一部を地域へ移譲し、みずからの地域のことはみずからの意思で決定をする。そしてまた、その責任もみずからが負うこととまとめられております。

一方、受けるほうとしても、今までのひもつきではなくて、自由に使えるお金が交付されるということは、その自治体の実情に応じて予算配分ができるとして、新しい制度を評価し、期待をされている自治体も多くあります。山県市もこうした政治の潮流といえますかを参考にし、地域は地域で助け合い、支え合い、また、防災対策や対応も含めた安全・安心な地域づくりの充実、これには自治会の組織強化、これが最も重要だと思います。それには、従来から行っている慣例を改めて、他市に先駆けてミニ版地域主権的な制度の導入などの考えを市長に最後に御質問をし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 自治会の組織強化、地域主権型の制度導入、自治会助成制度の見直しなどについての議員の再々質問にお答えをいたします。

全国市長会など地方6団体では、基礎自治体を重視した地域主権改革を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律案、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案の、地域主権関連3法案の早期成立を政府に強く求めているところでございます。

この3法案は、本年4月28日に参議院で可決され、衆議院に回付されているところでございます。また、政府においては、地域主権戦略の行程表に基づき、平成23年度から一括交付金を導入するための議論を重ねておるところでございます。地方6団体におきましても、地域主権に向けて一括交付金制度のあり方について幅広く議論を重ねているところでもございます。地方における財源総額が大幅に削減され、地方権限、裁量の拡大につながらなかったかつての三位一体改革の二の舞いになるのではないかと強く懸念しておるところもあります。一括交付金の制度設計に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものとなるよう、強く求めているところでもございます。

さて、山県市における自治会への助成制度につきましては、御案内のとおり、全自治会に均等割と戸数割により自治会運営補助金を交付しているほか、自治会の集会施設の

建設修繕等の事業に対しましても、自治会集会施設建設事業補助金を交付してあるところでもございます。

このほかにも、自主防災会の防災訓練に必要な消耗品等の購入費に対する補助や、身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行うボランティア活動を支援するまち美化パートナー制度によりまして、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進しております。

また、御指摘の中にも、地域は地域で助け合い、支え合い、防災対策や対応を含めた安全・安心に暮らせる地域づくりの充実につきましては自治会の組織強化が重要との御意見がございましたが、このためには、市民の皆様が自分たちで地域経営に積極的に関与されることが重要であるというふうにも思っております。自治会と行政、お互いに自立した立場をとりつつ、対等なパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境づくりのためには、協力する関係にあると私も思っております。行政の役割としましては、自治会活動が活発に展開されるための条件づくりや環境づくりを積極的に支援するものであると考えております。

国の地域主権改革や一括交付金に関しては、現時点ではまだ未確定なところがたくさんございます。そんなところでございますが、財政的にも厳しい状況にある中で、助成制度の内容について自治会から具体的な御提案があれば、そういったものについても検討させていただきたいというふうにも思っております。

いずれにしましても、今後とも自治会とは密接な協調関係を図りながら、推進を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位4番 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、通告に従い質問を行います。

安全な生活の確保、防災・消防対策はということで御質問しますが、平成22年4月1日現在、常備消防は54名、非常備消防は9分団で570名の団員で、現在、山県市は構成がなされております。これも市民の安心・安全な生活を確保するための活動を行っているとは思っておりますが、そこで、今回お尋ねしたいのは、火災が発生したときに、消防関係機関の初動態勢はどうなっているのか、また、防災無線のサイレンと地域に設置してある消防団が鳴らすようになっていたサイレンは、今どのような運用となっているのか。

私は、火災の場合、初期段階で迅速な対応が一番重要と考えております。聞くところ

によりますと、消防団にはメールで火災発生連絡を行っているそうでありますが、火災発生した地域住民が協力し、119番通報と地域でサイレンを鳴らし、消火栓などで初期消火を行い、その間に消防署、消防団が駆けつけ、消火活動を交代するのが理想と考えておりますが、火災が発生したときから地域のサイレンをもっと早く鳴らしてくれれば初期消火に協力できたのだといった市民の声を聞きますが、これについても消防長のお考え、また、現在、火の見やぐらなどを撤去しておりますが、なぜ残さないのか。これは、岐阜県の消防の歌に火の見やぐらも高々とというような歌詞の部分もあり、消防のシンボルのように歌っておるところがあります。この点についてもどのようなお考えか、消防長にお尋ねします。

議長（久保田 均君） 土井消防長。

消防長（土井誠司君） 御質問にお答えします。

平成21年中の消防本部の出動件数は、火災12件、救急968件、救助が17件、警戒が122件の合計1,119件でございます。この中で御質問にあります火災発生サイレンを吹鳴した、この吹鳴したと申しますのは、サイレンを高く吹き鳴らす行為を吹鳴というふうに表示させてもらいます。このサイレンを吹鳴した出動は火災12件中、建物火災で7件、林野火災で2件の、合計9件発生しました。現在の火災発生時の初動態勢は、近年の急速な情報化の進展による生活環境の激変や高齢化社会の到来により、昭和56年の山県消防組合設立時から使用してきた通信指令台を平成19年に更新し、高機能消防指令センターとして運用を開始し、このシステムを軸に態勢をとっております。

この指令センターでは、市内の119番通報受け付けから事案終了までを行います。旧来のシステムに比べ、少しでも迅速に対応すべく、119番通報により消防署の出動車両を決め、勤務職員の館内放送、非番職員及び消防団員には一斉メールで火災発生と出動区分を連絡するとともに、緊急車両と消防無線で情報共有するなど、最新の通信体制となっております。

また、平成17年度に整備しました防災行政無線の同報系システムを使用して、市内に110カ所設置してあります屋外拡声器から火災発生サイレンを吹鳴しております。消防団の出動と火災現場付近の市民への警報として使用しますので、すべての火災に対して鳴らすわけではございませんが、火災発生地区を所管する消防団の地域に対し、屋外拡声機と御家庭に設置してあります戸別受信機の両方でサイレンを鳴らしております。

御質問の市民が直接サイレンを鳴らすことができないかについてでございますが、平成19年度以前の方法ですと、消防署の現場到着隊から消防団出動の要請を受けてサイレンを吹鳴しておりましたが、消防本部の指令センターで防災無線を操作することで迅速

に吹鳴させることができるようになり、時間は大幅に短縮されております。携帯電話、または一般加入電話で119番通報していただければ、消防車の出動と同時にサイレンを吹鳴させますので、地域住民の方がサイレンのスイッチの場所まで行かなくても迅速に吹鳴することができると考えておりますので、御理解をお願いします。

なお、屋外拡声機にはサイレン吹鳴機能がついておりますので、その場でも手動で操作できるようになっています。必要に応じて使用できる操作ボックスのかぎをその地区の自治会と消防団が管理しております。自治会におかれましても、自治会内でだれもが使用できるように対応していただいております。

防災行政無線同報系システムの整備完了以降、地域ごとに設置されていますモーターサイレンは屋外拡声機へと切りかえたことによりまして役目は交代しましたが、使用できる施設は予備施設として残し、それでも不要になった施設は地域の皆様に御理解をいただいた上で撤去しております。しかしながら、一部地域で屋外拡声機の補助施設としてモーターサイレンを整備して維持管理している地域もございますので、その地域地域の実情に適した施設及び体制を検討しながら最善の運用を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、火の見やぐらでございますが、平成22年4月1日現在で、市内の火の見やぐらの数は7カ所あります。本来の火の見としての役割は低く、何も使用されていないのが現状であります。一部でホース乾燥塔やモーターサイレンの設置場所として使用していますが、これも老朽化で危険と判断したものについては、消防団及び地元自治会と協議後、撤去もしくはホース乾燥塔へのつくりかえを行っています。

議員御指摘のとおり、消防のシンボリックな要素であり、長年見なれた施設として市民の方には愛着があるかと思いますが、必要とする施設へ更新することで、よりよい防災体制の強化及び消防団活動の充実を努めてまいりますので、どうか御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 火災時のサイレンは、消防本部にある指令センターで119番通報後に防災行政無線同報系システムの屋外拡声機で運用しているとのことですが、今後も操作訓練等を重ね、少しでも早く確実に運用していただくようお願いいたします。

さて、消防署の初期態勢はわかりましたが、市民からの最初の119番通報によって屋外拡声機のサイレンを吹鳴させるまでの時間に大きく左右されると思いますが、火災現場付近の住民は、最初のサイレンで火災を知ります。そのため、市民の方がだれでもサイ

レンを鳴らすことができるような体制づくりが必要ではないかと今でも私は思っておりますが、まだ屋外拡声機にサイレン吹鳴機能はついているとの説明でありましたが、市民の方がどれだけそのシステムを把握し操作できるか、とても心配でなりません。そこで、地域の消防団がその役目を果たすと思っておりますが、消防団はどのような体制になっているのか。それと、事後検証で消防署、消防団及び一般市民の方々の消火活動に従事した方の対応の改善点が見つかると思っておりますが、その対策も含めて、全体を通じて再度消防長にお尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 土井消防長。

消防長（土井誠司君） 再質問にお答えいたします。

消防本部にございます高機能消防指令センターでは、119番通報から災害種別の決定、災害地点の確定、出動車両の編成から出動の指令、現場活動、そして事後の事案の記録から報告書作成までの業務を行います。迅速かつ確実に出動できる体制を365日、24時間整え、定期的に指令センターの通信訓練を実施して、消防本部の初動態勢の充実に向け努めております。

先ほどの答弁でも述べさせていただきました、前年に出動した建物火災においても、119番通報後出動指令しました緊急車両が想定している時間内で現場到着し、消火活動に当たっております。市民の皆様から正確な情報をより早くいただくことがすべてでございます。そのことが到着時間の短縮にとっても重要となりますので、多くの方になれていただくために、119番通報訓練を積極的に実施していくことを考えております。そのために、今まで以上に地域の自主防災会や自治会に協力をしていただき、訓練を実施できるように働きかけていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、消防団では、屋外拡声機の操作説明会を毎年3月の入退団式後に、新入団員と団の役員に対して実施しております。また、毎月1回開催しております団の役員会におきましても、定期的に屋外拡声機のかぎの確認及び操作方法を行い、周知徹底を図っております。そうした中、各分団におきまして屋外拡声機の操作訓練を実施する際、本番同様にサイレンを吹鳴させる場合がございますので、屋外拡声機周辺の市民の皆様には、どうか御理解のほど、お願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、再々質問を行いますが、消防署、消防団及び自主防災会や自治会を連携してこそ最良の初動態勢が確立すると思っておりますので、市民の方が理解できるよう、積極的な訓練の実施をお願いしたいと思います。

そこで、消防長の答弁でも確認したとおり、火災でも風水害でも一般市民からの通報や初期段階の活動がとても重要であり、市民の方も年々防災意識が高くなっており、災害に備えてみんなの地域はみんなで守ると、この共助をスローガンに自主防災会を自治会単位で結成しておりますが、そうした取り組みの一環としても、もっと市民の力を活用すべきではないかと考えます。

そのためには、屋外拡声機の使用方法など、市民の方が知らないという意味がないのではないかと思います。現実として、余り周知されていないと思いますが、それと地域に配備してある防災倉庫の備蓄品や資機材も同様で、整備することも重要ですが、屋外拡声機と防災倉庫が有事の際、効率よく機能するための周知や訓練を、自主防災会、または市民の方とどのように行っているのか、自主防災会を所管する総務部長にお聞きしたいと思えます。

また、先般、台風9号が上陸した際には、本市の葛原地域に避難勧告が発令されました。市内各所でがけ崩れなどの被害が発生しておりますが、その被害状況と今後の災害復旧対策については産業建設部の所管かと思うところがありますが、総括として総務部長にお尋ねし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、再々質問でございますが、屋外拡声機や防災倉庫が有事の際に効率よく機能するための周知、訓練についてどのように行っているかとの再々質問にお答えをいたします。

まず、屋外拡声機の使用方法などの周知につきましては、毎年市で行っております総合防災訓練の開催日に、防災訓練のメイン会場となる地区を除きますすべての全自治会長さん、消防団員、女性防火クラブ員を対象といたしまして、市内数箇所におきまして市職員によります屋外拡声機の取り扱い説明会を実施いたしまして、屋外拡声機の操作説明及び通信訓練を行っているところでございます。

また、各自主防災会が消火訓練、救命訓練、避難訓練などを実施される際には、必要に応じて総務課の防災担当職員と消防本部職員が訓練の指導、助言等のために出席をいたしておりますので、この操作説明等につきましては、各自主防災会が実施される防災訓練の際に計画に組み入れていただければ、さらに地域に浸透することができるものと考えております。

なお、来年度からは、できるだけ早い時期に自治会長の皆様を対象といたしました屋外拡声機の取り扱い説明会を実施したいと考えております。

次に、防災倉庫が有事の際に効率よく機能するための訓練につきましては、現時点で

は実施をいたしておりませんが、先ほど申し上げました各自治会での自主防災会の訓練の際に防災倉庫の資機材を使用していただくことも有事に備えて大変有効であると思いますので、それぞれの訓練の計画に組み入れていただき、御活用をお願いしたいと思っております。

なお、自主防災会が訓練を実施される際には、必要な消耗品等を購入された場合、10万円を限度といたしまして費用の一部を補助しておりますので、訓練を予定される際には、職員の派遣を含めまして、事前に御相談をいただきたいと思います。

次に、さきの台風9号による被害状況及び災害復旧対策につきましては、台風の接近に伴いまして、市内でも降り続く大雨のため、被害の危険度が高まったことから、9月8日、午前9時45分に、市では市災害対策本部を設置いたしました。その後、山県市に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、午前11時18分に葛原地域全域307世帯、896人に避難勧告を発令し、葛原公民館と谷合公民館を避難所といたしました。葛原地域の市民の皆様へは、防災行政無線により避難を呼びかけましたが、幸いにも台風の移動とともに天候が回復いたしまして、災害が発生するおそれが少なくなったことから、午後3時には避難勧告を解除したところでございます。この両避難所への避難された方はございませんでしたが、富波地区におきましては、武儀川の増水を心配されたグループホームの入所者と職員の方、13名の方が一時富波公民館に自主避難をされました。

この台風によります9月8日、午前5時から11時までの6時間の葛原の雨量につきましては、253ミリでございました。大桑地内では、午前10時から1時間に88ミリの猛烈な豪雨となりました。この葛原の253ミリの雨量でございますが、一昨日だったと思いますけれども、県のほうで可児の豪雨の検証をされておりまして、130年ぶりの豪雨だという雨量が二百三十数ミリでございましたので、同じ6時間当たりの雨量でございますけれども、いかに葛原での降雨量が多かったかということが想像されます。

このため、特に美山地域において、谷から市道への土砂の流出や倒木による通行被害が各所で発生をいたしました。地域住民の皆様方や建設業者の御協力によりまして、迅速な対応ができました。御協力いただきました皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

幸いにも、この台風による人的被害はございませんでしたが、判明しております被害状況は、床下浸水が住家で5件、非住家で2件、河川の護岸の一部崩壊が7カ所、がけ崩れが25カ所のほか、長滝地内の農業用のため池、伊自良湖に大量の流木等が流入するなどの被害が出ております。災害復旧対策につきましては、主に産業建設部が所管しておりますが、県が管理する河川の護岸等の被害につきましては、既に県へ連絡済みでござ

ざいまして、また、林道のり面崩壊等つきましては、補助金の対象での災害復旧事業で対応するよう、ただいま検討、協議中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時25分に再開をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時25分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 武藤孝成君。

9 番（武藤孝成君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

少子化が深刻な社会問題になり、国を挙げてさまざまな対策が図られております。確かに少子化は将来国力に影響をも及ぼしかねない重大な問題であります。

そうした中、保育所に入りたくても入れない待機児童問題の解消がなかなか進まない少子化対策、そして、女性の社会進出促進などの観点から、保育体制の充実が必要と叫ばれております。そこで、全国の自治体では、民営化や規制緩和による保育所増設や保育サービスの向上が図られています。

一方、本市では、待機児童はゼロと聞いております。また、一時保育及び時間外保育を実施して、保育ニーズにも対応されております。

さて、今定例会に平成21年度歳入歳出の決算認定が提出されております。長引く景気低迷により、失業、リストラによる生活困窮者が増加し、市税並びに各種使用料も未納額が増加しております。

そこで、今回は、保育料について5点ほど質問をします。

1点目です。平成21年度分保育園運営費負担金収入未済額152万5,220円の未納者数と最高未納額は。そして、平成21年度分未納者中で、過年度分未納者数とその未納額はどれだけありましたか。

2点目に、保育対策等事業負担金3,430円の未納者数は何人ですか。

3番目に、滞納繰越分246万9,450円の各年度ごとの人数と金額、そして滞納繰り越しをしたまま卒園している人数は、また、金額はどれだけですか。また、不納欠損額26万9,000円についての内訳をお尋ねいたします。

4点目に、山県市時間外保育に関する規則第8条、時間外保育のうち、「早朝保育並びに長時間保育に係る保育料は無料、延長保育に係る保育料（以下『延長保育料』とい

う。)は、月額3,500円とする。」と定められているが、決算書及び附属書の51ページの雑入に長時間保育 7万5,600円とあるが、これは規則に違反しているのではないか。なお、滞納分はありませんでしたか。

5点目に、時間外保育の実施状況と、それにかかわる保育士の勤務体制はどのようになっていますか。また、一般職員は正午から1時までの1時間、休憩時間となっているが、保育園はその時間も園児を預かっていますが、保育士の休憩時間はどのように対応されていますか。

以上、質問いたします。

議長(久保田 均君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) 御質問にお答えします。

まず、1点目でございますが、平成21年度分の保育園運営費負担金、すなわち保育料でございます未納者数は21名で、最も多い未納額は31万9,000円でございます。また、平成21年度分の未納者の中で、平成20年度以前の未納者数は7名、未納額は150万7,400円となっております。

2点目でございますが、平成21年度保育対策等事業費負担金の未納者数は2名です。これは、一時保育事業に係る利用料でございますが、既に2名とも納入されております。

3点目の、保育園運営費負担金の滞納繰越分の年度ごとの人数と金額ですが、平成17年度分が1名で11万2,000円、平成18年度が6名で22万500円、平成19年度分が12名で86万4,700円、平成20年度分が10名で127万2,250円となっております。次に、滞納したまま卒園している人数と金額ですが、16名の126万8,150円です。また、不納欠損額の内訳でございますが、平成15年度分の4名の保育料です。

4点目でございますが、時間外保育料のうち午後6時30分から午後7時までの延長保育に係る保育料につきましては、山県市時間外保育に関する規則で定めております。規則の第8条第1項には、延長保育に係る保育料は月額3,500円、第2項には、臨時利用の延長保育料は1回200円と定めております。決算書51ページ、雑入の欄に記載されております長時間保育料7万5,600円は、臨時利用者の延長保育料でありますので、規則には違反しておりません。また、延長保育料の滞納分でございますが、平成21年度分の延長保育料2,000円の未納額を平成22年度に繰り越しましたが、既に納入されております。

5点目でございますが、時間外保育としまして、月曜日から土曜日の午前7時30分から午前8時30分までの早朝保育、月曜日から金曜日までの午後4時30分から午後6時30分及び土曜日の正午から午後0時30分までの長時間保育、月曜日から金曜日の午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施しております。時間外保育に係る保育士の勤務

体制であります。午前7時30分からの早朝保育に携わる保育士の勤務時間は午後4時15分までというように、各保育園ごとに早朝保育の開始時間によって勤務時間が7時間45分になるよう、就業時間を調整しております。また、長時間保育及び延長保育で勤務時間を超えた場合は時間外勤務で対応し、土曜日勤務の場合は代替休で対応しております。

次に、保育士の休憩時間でございますが、食事時間の1時間を休憩時間としながら、各保育士が子供たちを見守っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） それでは、再質問をいたします。

先ほど保育園運営費負担金、いわゆる保育料の滞納状況について詳細にお答えをいただきましたが、昨今の経済状況、不況によりリストラ等により公共料金の未払い、困難者が増加していると思われませんが、負担の公平性からも、5年間で時効により不納欠損とならないように対応は必要と思っておりますが、どう思われますか。

また、去る13日に、同僚議員の保育料滞納分に対する質疑に対する回答で、子ども手当からの徴収並びに徴収強化を図るとお答えしていましたが、インターネットで、横浜市が保育料滞納者に対しまして滞納処分として財産の差し押さえを現在、実施していることを知りました。そこで、本市滞納分徴収はどのようにされるのか、また、今後は悪質滞納者に対しては財産の差し押さえもやむを得ないと思っておりますが、部長は徴収強化を図るとのことですが、どのような徴収方法を考えられているのか。

次に、決算書及び附属書の51ページの雑入の長時間保育7万5,600円は、臨時利用者の延長保育であるから規則に違反していないと回答でしたが、これは、延長保育7万5,600円と記載するべきではないでしょうか。

次に、時間外保育にかかわる勤務体制については、勤務時間を7時間45分に調整されていることは理解できましたが、休憩時間については、食事時間の1時間を休憩時間としながら、各保育士が子供を見守っているとの回答でしたが、これは休息にはならないと思っておりますが、もし部長が保育士であったら、これをどう理解しますか。何らかの改善を講じるべきではないかと僕は考えますが、どうですか。

以上、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） まず最初に、先ほど休憩時間を休憩時間と申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

滞納分の徴収につきましては、滞納者に督促状を発行するとともに、各保育園から保育料滞納者に納付を促したり、担当職員による電話での納付督促や家庭訪問を実施しております。今年度に入りまして、滞納繰越金額399万4,670円のうち119万4,950円納入されており、さらに、滞納分の徴収につきましては、子ども手当の支給時期をねらいまして、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

また、保育料の滞納者には市税の滞納者も多いことから、税務課、徴収対策室と連携を密にしながら、督促及び滞納処分を実施していきたいというふうに考えております。

次に、決算書に記載されております長時間保育であります。議員御指摘のとおり、延長保育料でございますので、訂正させていただきました。

次に、保育士の休憩時間についてですが、大切なお子様をお預かりしている関係上、現場の保育士の先生方には、一時たりとも心も体も休まらない状況であるということを知り、労働環境の改善は必要であると考えております。今後、職員の交代制を含めて、休息がとれるよう検討していきたいというふうに思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

9番（武藤孝成君） 再質問に対する答弁をいただきましたが、まず、保育料の滞納については、保育料は所得に応じた負担金をいただいておりますので、負担の公平性からも、未納者は、やっぱり卒園されたり不納欠損にならないように、今後また徴収には努力していただきたいと思っておりますし、また、保育士の休憩時間につきましては、労働基準法でもやっぱり1時間の休憩を時間の途中でとれというふうな、与えなければならないという規定がありますので、検討されることをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位6番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、自主運行バス補助金と今後のあり方について総務部長に御質問をさせていただきます。

現在、自主運行バスは、路線は伊自良線、大桑線、循環線、乾線、岐北線、塩後行きでございますが、その支線として神崎線、板取線の計7路線を運行しておりますが、それぞれに補助金を出しております。21年度においては、このうち乾線を除く6路線にお

いて補助金を出しておりますが、21年度決算において補助金総額約1億4,000万円であり、うち県の補助金3,000万円を引きましても、約1億1,000万円という大変高額な支払いをいたしました。

そこで、この自主運行バスの次の事柄についてお尋ねをいたします。

まず、1点目でございますが、7路線それぞれの運行便数と1便当たりの利用客数はどれだけでしょうか。

2点目でございますが、先ほどの補助金1億4,000万円の各6路線への支払い配分の明細はどのようになっていますか。

乾線につきましては、昨年9月の定例会で運行開始の話があり、21年11月1日から運行を開始し、1年間様子を見るとのことでございます。ほぼ1年が経過をいたしました。その結果と結論はどうでありましたでしょうか。

4点目でございますが、循環バスは、20年8月1日から東回りを1日4便、そして西回りを4便といたしておりましたが、21年11月1日から各2便ずつと変更をいたしました。この2年間の実績を見まして、その感想と、そして何かお考えがあればお願いをしたいと思っております。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） お答えをいたします。

まず最初に、平成21年度の自主運行バスの補助金につきましては、平成20年10月1日から21年9月30日までの1年間の運行実績を基礎といたしまして算出しておりますので、それに基づきまして答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、1点目の御質問につきまして、まず、7路線の運行便数についてお答えをいたします。

伊自良線につきましては、平日は伊自良地域から市役所方面へ5便、市役所から伊自良地域方面へ4便、土曜日、日曜日、祭日につきましては、伊自良地域から市役所方面へ3便、市役所から伊自良地域方面へ2便となっております。

大桑線につきましては、毎日5往復の計10便となっております。

循環線につきましては、毎日西回り、東回りとも各4便、計8便となっております。

岐北線につきましては、平日は美山地域から高富方面へは、始発点が塩後発が13便で、そのうちの1便が美山中学校とまりとなっております。谷合発が5便で、そのうちの1便が美山中学校とまりとなっております。山県高校前発が2便、水品発が1便で、合計をいたしますと計21便となっております。土曜日、日曜日、祭日につきましては、塩後発が9便、谷合発が5便、山県高校前発が2便で、計16便となっております。また、高

富地域から美山方面へは、平日は塩後着が7便、谷合着が7便、山県高校前着が1便で、計15便となっております。土日、祝日につきましては、塩後着が5便、谷合着が9便、山県高校前着が2便で、計16便となっております。

神崎線につきましては、毎日8往復の16便で、うち2便が徳永口が発着となっております。

板取線につきましては、出戸から高富方面へ毎日10便、高富から出戸方面へは毎日8便となっております。

なお、乾線につきましては、平成21年の11月から運行を開始しましたので21年度の補助金には含まれておりませんが、現在、月曜日、水曜日、金曜日の運行で、1日3往復の計6便となっております。

続きまして、1便当たりの平均利用客数についてでございますが、伊自良線が5.2人、大桑線が1.7人、循環線が2.4人、岐北線については、発着点が違うことから、合計輸送人員を合計便数で割りますと9.6人、神崎線が0.9人、板取線は関市との補助金の案分割合から計算をいたしまして、5.9人となっております。また、乾線につきましては、運行を開始いたしました昨年の11月からことしの8月末までの10カ月間の実績ではございますが、1便につき1.2人程度となっております。

続きまして、2点目の御質問の、各路線ごとの補助金の内訳についてでございますが、伊自良線につきましては1,212万8,000円、大桑線につきましては1,652万4,000円、循環線は3,331万9,000円、岐北線は4,268万6,000円、神崎線は1,410万6,000円、板取線2,052万3,000円の合計1億3,928万6,000円となっております。

続きましての3点目の御質問で、昨年9月の定例会で乾線を平成21年11月1日から運行し、1年間様子を見ることであったが、その結果と結論はどうであるかとのことでございますが、運行開始をいたしましてからまだ1年が経過しておりませんので、結論を出すまでには至っておりませんが、利用状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1便当たり1.2人程度と、利用が極めて少ない状況でございます。こうした状況等を踏まえながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の御質問で、20年8月1日から1日に東回り4便、西回り4便とし、21年の11月から各2便としている循環線についてでございますが、2年間の実績を見ての感想とのことでございますが、まず、1年目の状況といたしまして、第2点目の御質問に対する答弁でも触れましたが、3,000万円を超える補助金を要する一方で利用が少なかったこと等から、運行内容を見直しまして、21年の11月から便数を減らして運行すると

ともに、日曜日、祝日についての運行を取りやめたところでございます。

こうしたことから、今年度の補助金額につきましては減少となることが見込まれるものの、昨年11月から今年の8月までの1便当たりの平均利用者数は4.3人と、平成20年10月1日から平成21年9月30日より増加しているように見えますが、先ほども御説明申し上げましたように、便数が半分になっておりまして、依然として低迷していることから、これらの利用状況や財政的なこと等を総合的に勘案しつつ、今後、この循環線のあり方についても慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） そういたしますと、ただいまの答弁からして、補助金の要らない体質にしようとする、現在の利用者数などから、どのような形態になればいいということになるのでしょうか。

さて、この状況から見ますと、一般企業の視点で見ますと、すべて廃止路線の対象にならざるを得ないというふうに思います。そんなことから、したがって、岐北線に5,680万円と、板取線に2,052万円を、岐阜バスに補助金を支払わないと、岐阜バスが動いてくれないわけでございます。

そこで、行政の住民サービスの立場からいたしますと、多額の税金をつぎ込んででも住民の交通の確保を守らねばならないわけでございますが、だからといって、いつまでもこうした状況が続けられるとは考えられません。例えば、県の補助金や国の特別交付税もいつまで続けてくれるかわからない状況であります。

そこで、ただいま、今後自主運行バスについて慎重に検討してまいりたいとの答弁でございますが、山県市過疎地域自立促進計画の中で、交通体系整備の問題として、通院や通学など、住民生活を支える地域交通の維持、確保が極めて大きな課題となっており、自主運行バスの運行補助を引き続き維持するとともに、関係業者等との協議を通じて、ここからが大事でございますが、住民が主体となった地域に適した生活交通手段の導入を検討する必要があると書いておりますが、まさにそのとおりだと思います。

そこで、私は次の提言を申し上げたいと思います。

改革というのは、住民にとりましても、また、行政側にとりましても、双方がよくなるのが理想であります。例えば、利用者にとってなお一層便利で、その上、運賃を無料にする。無料であれば、いろいろな輸送規則に束縛されることがありませんので、自由に独自の方法が考えられます。例えば、車の大きさも、現在の利用客数であれば、もっと小さなもので十分だと思います。であれば、地域のボランティアの方を募り、車を

提供していただき、地域に合ったコースや、また、取り組み方を工夫すれば、こんな大きな補助金はかかることはありません。また、素晴らしい成果が出るものと思います。その点につきましてお考えをお伺いしたいと思います。

また、そうした温かい気持ちでボランティア活動に御協力いただける方は、必ず山県市の住民の方々の中においでになるものと確信をいたしておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、利用者が、1人当たりになると、あと幾ら払えば欠損額がなくなるかということでございますが、平成21年度の自主運行バス、ハーバスの補助金は1億3,928万6,000円でございます。これを伊自良線、大桑線、循環線、岐北線、板取線、神崎線の利用者総数約18万9,000人で割りますと、約730円ほどとなります。したがって、現在、利用者の方々に支払っていただいている運賃に平均約730円を追加していただくことで、欠損額がなくなることになります。

ちなみに、1路線当たりの一番安い単価は岐北線でございますが、1人当たり357円ほど。これは100円を差し引いたものでございますし、最高額は循環線で1人当たり4,893円かかっております。

続きまして、御提言いただきました件につきましてでございますが、地域のボランティアによる運行、こういった方法でございますけれども、こういった地域の皆様が主体となって、主として働いていただけるということは、地域の活性化も期待がされます。ただし、地域によるバスの運行は、公共的なバスの運行でございますので、課題も多いことから、市といたしまして、この方策についてよく検討いたしまして、また、地域住民の利便性の向上や市の財政にも有効な交通手段となればとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） くどくなりますが、いずれにいたしましても、21年度決算での自主運行バスに補助金1億4,000万円は、県下の人口比率からいきますと、1番か2番ではないのでしょうか。そうした厳しい財政状況の中で、国や県の補助金の一部あるとはいえ、それもすべては税金でありますので、山県市として23年度の重要課題として早急に住民参加による懇談会を立ち上げていただき、慎重に御検討いただきますよう要望し、質問を終わりますが、答弁は結構でございます。

議長（久保田 均君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 7 番 尾関律子君。

4 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております 3 点について質問をさせていただきます。

初めに、ダイヤモンド交通システムについて総務部長にお伺いいたします。

ダイヤモンド交通システムについては、2 年前になりますが、平成20年の 9 月議会にも質問をいたしました。また、平成21年と平成22年の予算要望の項目にも上げ、システム導入を要望してきました。その都度、検討していきます、また、地域格差のない公共交通の確保に努めてまいりますというお答えでございました。

ダイヤモンド交通システムとは、事前に登録した利用者が電話等で予約をし、自宅から区域内の目的地まで移動する乗り合いタクシーのシステムです。利用者があるときに運行するので無駄がなく、経費が安くなります。平成20年には岐阜県内で大野町が導入をされていましたが、今では郡上市、飛騨市、多治見市、可児市などで導入されています。少子高齢化が進み、高齢者の単独世帯が増加しています。団地なども高齢者が増加し、移動手段がない方が多くなっています。

現在の山県市の状況は、地域格差のない公共交通の確保はできていないのではないのでしょうか。ダイヤモンド交通システムは、一定の区域内を柔軟なルートで運行ができるので、路線バスでは採算が合わない地域でも運行ができます。買い物や病院などへの移動手段として多くの地域で導入されています。過疎地域だけでなく、今住んでいる場所に住み続けられる環境を整えていくことが大切なことと思います。

そこで、1 点目、自主運行バスの利用状況についてお伺いいたします。他の議員の質問にもありましたので、簡潔にお答えください。

2 つ目、地域格差のない公共交通の考えについて。

3 つ目です。ダイヤモンド交通システムの導入について。

以上、3 点についてお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、自主運行バスの利用状況につきまして、簡潔にお答えさせていただきます

たいと思います。

まず、1便当たりの平均の利用客数でございますが、伊自良線が5.2人、大桑線が1.7人、循環線が2.4人、岐北線については発着点が違うことから、合計輸送人員を合計便数で割りますと、9.6人でございます。また、神崎線が0.9人、板取線は関市との補助金の案分割合から計算いたしまして5.9人となっております。また、乾線につきましては、運行開始した昨年11月からことしの8月末までの10カ月間の実績ではございますが、1便当たりおおむね1.2人程度となっております。

続いて、2点目の御質問の、地域格差のない公共交通の考え方についてでございますが、従前は一部地域について自主運行バス路線が設定されておらず、公平な公共交通の確保が求められていましたが、昨年11月から、以前、岐阜バスの路線として運行されていた乾線を新たに運行開始するとともに、美山地域の相原・青波地内と伊自良地域の小倉から掛地内へ循環線を迂回させ、公共交通の空白地域対策を図ったところでございます。

また、利用状況などから各路線のバス運行本数に差はございますが、山縣市全体の地形から人口の密集する主要な地域には公共交通が整備されておりますことから、現在のところ、おおむね公平性が保たれているのではと考えております。

次に、3点目の御質問でございますが、議員が以前に一般質問された際に答弁させていただきましたが、ディマンド交通システムは乗車のたびに事前予約が必要であること等を勘案いたしますと、市民の方が日常的に公共機関を利用された場合の利便性において、また、乗り合いタクシーを待機させておくことから、それなりの費用がかかることとなることなど、課題も多くございます。

地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する山縣市公共交通会議では、昨年度、公共交通運営形態について検討をいたしてまいりました。運行形態の種別として、現行の岐阜乗合自動車に運行を委託する方法、市がバスを保有し、みずから有償運行を行う方法、ディマンド方式により運行を行う方法、市や地域の組織などが無償で運行を行う方法等につきまして比較検討をいたしました結果、バスの運行管理が充実しており、安全で利便性の高い旅客運行が期待できることから、当面は現行の自主運行バスを継続することとしたものでございます。

また、一方で、今回提案させていただきました山縣市過疎地域自立促進計画には、地域組織による地域住民の交通の利便性を確保するために、地域内でバスを運行する計画を上げております。この運行形態については、各地域で検討していただき、ディマンド方式をとっていただくことも可能かと思われまます。地域によるバス運行は、それぞれの

地域組織で進めることが可能であるかなど、課題も非常に多いことから、市といたしまして、この方策につきましてよく検討し、地域住民の利便性の向上や市の財政にも有効な交通手段となればと考えておるところでございます。

このようなことから、市が事業主体となるディマンド方式について現在のところ予定はございませんが、地域組織が地域内でバスを運行される方法についても、ディマンド方式同様の利便性が得られるのではないかと考えております。

なお、地域でバスの運行業務を行うことは、当該地域の皆様の自主的な体制づくりなどへの御理解が大前提でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、答弁いただきました自主運行バスですが、6路線の1便当たりの利用状況は多いところで9.6人、少ないところで0.9人という状況です。先ほども補助金のお話もございましたが、20年の決算から見て、補助金総額は1億1,826万1,000円、そのうち市の負担は9,079万2,000円。21年度の決算から見まして、補助金は総額が1億3,928万6,000円、そのうち市の負担は1億1,103万4,000円。この1年間での市の負担額は2,024万2,000円の増加となっています。この金額には、乾線は入っておりません。この負担額の増加には問題があると思います。公共交通の考え方については、山州市の地形から、去年の乾線の開通と路線変更でおおむね公平性が保たれているとの考えでしたが、現在の自主運行バスのバス停まで歩いて20分、30分かかる地域もあります。過疎地域だけでなく、交通空白区域があるわけです。また、今は車に乗れるからいいけど、車に乗れなくなったらここに住んでおれるやろうか、いつもいつもタクシーというわけにはいかないしなどの声を聞くことがあります。おおむね公平性が保たれているとの考え方には疑問を感じます。

そこでディマンド交通システムを提案しているわけですが、今議会に提案されている山州市過疎地域自立促進計画には、ディマンド方式をとっていくことも可能かと思われるとのことでした。けれども、市が事業主体となることは予定していませんということです。実施するには、地域組織による当該地域の皆様の自主的な体制づくりが大前提ですとのことでした。

そこで、今回提出されております山州市過疎地域自立促進計画が実施されたときには、22年度からの予算化ができるのでしょうか。また、地域の皆様がディマンド方式の体制づくりができたならば、実施できるのでしょうか。この2点について、総務部長に再質問をいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

山縣市過疎地域自立促進計画が実施されたときには、本年度の22年度から予算化できるかとのことですが、これには地元の皆様を初めとします関係団体や関係機関等々、詳細な調整を進めていく必要がございます。そうしたことから、時間的に考えますと、本年度の22年度の予算化というのは難しいのではないかと考えております。

そうしたことを踏まえまして、さまざまな検討事項やら、また、調整がスムーズにいきまされた暁には、できるだけ早い機会をとらえまして、また議会にお諮りをしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

このディマンド方式につきましては、喫緊の市民の利便性、交通の利便性の確保という観点から、早急に検討すべき運行手段の1つであると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 喫緊にというお答えがございましたので、22年度は難しいということですが、生活に密着したことです。せめて23年度には予算化をして実施できるように要望しておきたいと思っております。

続きまして、次の2点目の質問に移ります。

女性の健康を守る支援について保健福祉部長にお伺いいたします。

平成21年度より、国の施策でほぼ全国的に女性特有の乳がんと子宮頸がんの検診に、5歳刻みですが、検診無料クーポンが発行されました。けれど、平成22年度は、国が無料クーポンの予算を216億円から76億円に、約3分の1にカットしてしまいました。幸いにも、本市においては、市長さんの温かい配慮により継続していただいております。生命と健康を守ることは、政治の最優先課題だと思います。今後も検診無料クーポンの配付の継続を願うものです。

がんは、検診することにより、早期発見、早期治療で生命が守られます。そして、医療費を軽減することもできます。日本は、子宮頸がんの検診受診率がOECD30カ国中最下位です。欧米は70%から80%、90%というところもあります。日本は、無料クーポンで受診率が少し上がっても、24.5%と非常に低いのが現状です。また、日本は世界有数のがん大国です。がん対策の柱の1つであるがん検診について、がん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。子宮頸がんの検診方法として、細胞診とHPV、ヒトパピローマウイルス検査を同時に行う併用検診が

注目されています。併用検診を行うことで、一番精度が高く、効率がいい検診ができる。また、細胞診、HPV検査とともに陰性で異常がなかった場合、3年間は発がんの心配がなく、検診を受けなくても済む。そうすることで、自治体の検診費用も3割削減できるという効果があるそうです。

一方、子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効とされています。予防ワクチンの接種は、自己負担が1回に1万5,000円と高額で、6カ月間に3回接種することから、自己負担の軽減のため、多くの自治体で公費助成が始まっています。ことし3月、厚生労働省が全市区町村を対象に公費助成の調査を実施し、定期接種や任意接種を含む予防接種への公費助成の状況などについて、実施予定も含まれますが、1,744市区町村から回答を得た結果、一部は6月に再度追加調査も含まれますが、114の自治体、6.5%が公費助成を行い、そのうち78の自治体、68.4%が1万2,000円以上の助成を行っています。

新聞の社説に、子宮頸がんワクチンの接種費用への公費助成に、ようやく国が重い腰を上げ始めた。これまで世界の主要国の中で日本のみが公費助成をしていないだけに、早急に始め、おくれを取り戻すべきだと指摘しています。また、子宮頸がんが注目されているのは、現代医学で予防できるようになった唯一のがんだからであり、予防が徹底すれば、長期的に見て医療費が少なくて済むため、30を越す国が接種費用を助成している。ほとんどの国が10才前後から接種を進め、学校で集団接種している国も少なくない。出足のおくれた我が国は、こうした国の経験に学び、効率的な接種体制をつくる必要があるとあります。

公明党山県支部として、ことし3月19日には市長に要望書を提出しております。内容は、1、子ども医療費助成の通院を中学3年生まで拡充、2、インフルエンザ予防接種の助成、3、Hibワクチン接種の助成、4、肺炎球菌ワクチン接種の助成、5、子宮頸がんワクチン接種の助成、以上5項目です。市長に提出したとき、できることから順にと言われました。どれも実施していただきたいことですが、今、国は、来年度の厚生労働省の予算概算要求に、子宮頸がん予防ワクチン助成事業として150億円を盛り込みました。これは、予防ワクチンの公費助成を実施する市町村に対して、3分の1相当を国が助成するものです。実施していない市町村は含まれません。ぜひ子宮頸がんの予防ワクチンの接種を実施していただきたいと思います。

そこで、1、検診の内容と受診状況について、2、受診率向上への取り組みについて、3、予防ワクチン接種の公費助成について、以上3点についてお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

まず、本市における子宮頸がん検診については、18歳以上の方を対象に、地域の公民館において検診バスにより行う集団検診と、医療機関で行う個別検診の方法で行っております。検診内容は、独立行政法人国立がん研究センターのがん予防・検診研究センターが推奨しているがん検診ガイドラインに基づき、視診、内診、子宮頸部擦過細胞診により実施しております。実施状況といたしましては、合併時は1,300人を超えていた受診者が、昨年は1,000人程度まで落ち込み、受診率も約18%と低くなっています。

次に、2点目の受診率の向上に向けては、毎年さまざまな取り組みを行っております。今年度は検診の内容を全世帯に送付するとともに、各種検診受診の相乗効果が得られるよう、すべての検診の受診票を1つの封筒にまとめて送付しております。また、集団検診においては、乳がん検診と子宮頸がん検診を同時に行っています。個別検診については、山県市近郊の岐阜市内の産婦人科5医療機関においても受診できるよう、検診の受け入れ体制を見直し、より受診しやすい環境を整えています。さらに、検診の前日に、受診日をうっかり忘れたということがないように、同報無線により検診の案内を放送し、検診を受診していただくよう啓発を行うなど、受診率の向上に努めています。

次に、3点目の予防ワクチンの公費助成につきましては、昨年10月に子宮頸がんの予防ワクチンが認可を受けました。これにより、子宮頸がんは、ワクチンによる予防手段がある、予防できる唯一のがんと言われ、有効性も10年以上継続すると言われております。ワクチン接種の対象年齢は11歳以上とされていますが、まず、接種が推奨されるのは、11歳から14歳程度の女性が対象と考えられます。今年度、岐阜県下で予防ワクチンの助成を行っている市町は1市3町で、いずれも小学生の高学年から中学生を対象としています。本市におきましては、近隣市町の動向を踏まえ、検討していきたいと考えています。

なお、子宮頸がんに限らず、すべてのがんに言えることですが、何よりも早期発見、早期治療が重要です。日本では、まだ子宮頸がんの検診率も低く、悪化するまで気がつかないという人も多い現状にあるようです。御自身の健康のために、ぜひ定期的に検診を受診していただくことをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、御答弁いただきました。検診の受診率は伸び悩んでいる現状ですが、今年度は受診率向上の啓発に御努力されております。9月は、がん征圧月間で、12日には岐阜市で乳がんの早期発見、早期治療の大切さを呼びかけるピンクリボンフェスティバル2010が開催されました。昨年も開催され、岐北厚生病院の院長さんや、乳がんを克服されたアグネス・チャンさんが講演され、パネルディスカッションをされるな

どの催しがあり、体験をされた講演は感銘を受けました。

また、8月22日には、兵庫県神戸市で兵庫県産婦人科学会主催で、「ママとわたしと子宮がん予防ワクチン」のテーマで、兵庫県民公開講座が開催されました。このときには、医師の立場から、子宮頸がんは予防できるとして、島根県立中央病院母性小児診療部長、岩成先生、妊婦のがんとしてと題して、兵庫県立がんセンター院長、西村先生、行政の立場から、子宮頸がん予防ワクチン全額補助への経緯として、北口明石市長、患者、女性の立場からとして、幸せを守るために患者そして女性の立場からとして、作家の玉岡かおる氏によるものでした。特に患者としての玉岡かおるさんの実体験は、突然訪れる死の恐怖、1人の人として、また、母として、病に負けない姿勢に大変感銘を受けました。

10月は、がん検診受診率50%達成集中キャンペーン月間です。このような講演などを開催し、受診率向上を図ってはと思いますが、いかがでしょうか。また、予防ワクチンの公費助成について、近隣市町の動向を踏まえて検討とのことですが、この9月議会において各市が続々と来年度予算に計上していくと表明されています。本市もおくれることなく来年度予算に組み入れることで、地域格差がないように本市の子宮頸がんの予防がより実現していくよう実施していただきたいと思いますが、保健福祉部長に再質問いたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

女性特有がんにつきましては、早期に発見すれば治癒率が非常に高い疾患ですが、残念なことに、多くの女性が受診していない現状です。9月はがん征圧月間、10月は乳がん月間、ピンクリボン運動で各地でイベントが展開されると思いますが、本市においては、今年度は考えておりません。来年度以降、受診率の向上に向けて、早期発見の大切さの普及啓発活動を、キャンペーン事業を含めて相対的に検討してまいりたいと考えております。

また、予防ワクチンに関しましては、子宮がんの予防手段として有効であるとされており、来年度に向けて前向きに検討してまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、啓発に関しては、来年度、また考えていこうというような前向きなお話だったと思います。また、ワクチンのほうも来年度へ向けての前向きな検討ということでしたので、命を守るこういったワクチンにぜひ補助を出していただきたい

ということを要望して、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

次に、3点目の、デージー教科書について、教育長にお伺いいたします。

デージー教科書は、パソコンなどを利用し、通常の教科書の文章を音声で再生したり、対応する文章を色で強調するなどして、教科書の内容を発達障がい児が理解しやすくするものです。2008年9月の教科書バリアフリー法の施行などを期に、財団法人日本障害者リハビリテーション協会がCD-ROMにし、実費で提供されています。

発達障がいなどで読むことが困難な児童・生徒のためのマルチメディアデージー教科書について、5月に文部科学省より、児童・生徒本人のみに限定していた従来の方針から、指導する教員への配付が可能となりました。また、一定の条件でインターネット上に配信提供できるようになりました。この協会の作成したガイドラインに則して提供を許可された児童・生徒が、ネット上から無償でデージー教科書を手にするのを可能にしました。また、在籍学年よりも下の学年のデージー教科書が必要な場合についても、配付が可能となりました。

2009年12月において、約300人の児童・生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されています。デージー教科書の普及推進への期待が高まっている状況です。

そこで、本市の小中学校の発達障がいの現状と支援について、2つ目に、発達障がいの児童・生徒へのマルチメディアデージー教科書の使用の推進について、以上2点についてお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、本市の小中学校での発達障がいの現状と支援についてお答えをいたします。

平成22年9月1日現在、市内の小中学校に、自閉、情緒障がい児、広汎性発達障がい児、学習障がい児、注意欠陥・多動性障がい児、言葉のおくれ気味な子供が、市の就学指導委員会の判定を受けて、合計16名在籍しております。これらの児童・生徒は、通級指導教室に10名通い、特別支援学級に5名、通常学級に1名が在籍しております。それぞれの学級では、障がいの特性に応じた個別の指導計画を立て、個人に応じたきめ細やかな指導、支援を行っております。

また、各校の特別支援コーディネーターを中心に指導のあり方を検討するとともに、必要に応じて特別支援学校や専門機関と連携を図り、支援の改善に努めております。

さらに、市独自の対応として、学習支援員、または教育サポーターを各校に1名配置し、学校の実情に応じた支援を行っております。また、学習支援員・教育サポーター研修会、特別支援コーディネーター研修会をそれぞれ年2回開催し、指導者の資質向上にも努めております。

2点目の、発達障がい児の児童・生徒へのマルチメディアデジター教科書の活用の推進についてお答えをいたします。

発達障がいのある児童・生徒への対応は、どこに不自由さを感じているのかをよく理解し、将来、社会生活で自立するために適切な支援を行うことが大切です。電子機器類の活用は、発達障がいのある児童・生徒にとっては不自由さを改善する手段の1つであり、こうした機器類を活用して学習支援を行うことは有効であるというふうに考えております。デジター教科書もそういった電子機器類の1つであり、活字印刷物を読むことが困難である児童・生徒にとって、読書を楽しんだり、学習するために有効な手段であると考えております。

現在、市内に在籍する児童・生徒で、専門機関において読み書きが大変困難であると診断された児童・生徒の報告はない状況でございます。今後、読み書きが困難と診断された児童・生徒が在籍した場合を想定いたしまして、マルチメディアデジター教科書の図書の利用方法について、国の教科書無償給与、これは法律でございますが、無償給与の今後の動きとか先進自治体の事例等ももとにして、研究をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、今後のことを考えて、事例等も研究をしていきたいということでした。本市の教育センターの活動とか、教育支援がすごく充実しているというのはすごくいいところだと思います。今後もこうした活用ができるデジター教科書のような教材を早く取り入れて、教育環境を整えていただくよう要望して、質問を終わります。

議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位8番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に沿いながら質問をいたします。

最初に、平和都市宣言について副市長にお伺いをいたします。

私は、伊自良の藤倉という地区に生まれ育っております。ちょうど藤倉が、全体が見

渡せる里山の懐に、太平洋戦争で藤倉から出兵してお亡くなりになりました13柱の石碑が建っております。遺族がああ敗戦の混乱期の中でお金を工面して建立したというのが現実でございますが、こういった例はほかの地区にはないのではないかと伺っておりますけれども、実際は調べたわけではございませんので、よくわかりません。少ないということは言われております。

毎年、お盆が近くなりますと、遺族が出て掃除をすることになっておりまして、最近では、8月の第1日曜日の5時から掃除を行うというふうになってきました。ことしもちょうど消防操法大会ですか、あの日に出かけて行って、帰ってきてから私も掃除に出かけました。1時間ほど掃除をして、みんなで休憩をしたわけでございますけれども、80歳になる古老がこんな話をいたしました。

この方というのは、若いときにお父さんを亡くされて、20代から村役などに出ていらっしゃる村の行事の生き証人みたいな方でございますけれども、この石碑を建立して二、三年たったころに、藤倉の区長、今で言う自治会長が、こうして今我々が幸せに暮らしているのも、背後に戦争によって犠牲になられた方が支えておってくださるんだと。ひとつ藤倉全体で戦没者の慰霊祭をやったらどうかという提案をされて、全員が賛成して、この地で慰霊祭を行ったと。

当時、藤倉は70世帯と言われておりました。全員が参加したんだよということでした。今は153世帯に膨れ上がっておりますけれども、おい、どうやろう、今そういう提案をして、慰霊祭はできるやろかなということを、しみじみと昔を思い出しながら話されました。

また、この石碑が建立されたのは昭和27年でございますけれども、26年ぐらいから話が始まりまして、そうして現金で8,000円をそれぞれの遺族が工面したと。大変なお金だったんだよということでした。私もふっと27年を思い起こしますと、小学校2年生でした。お寺の縁日なんかに行きますと、大体5円も出せばくじが引けて、あめが買える、そういうような時代でございましたので、8,000円を工面するということは本当にしみじみ大変だったんだろうなということを思い起こしました。

戦後、これも本当に遺族や部落の人たち、本当に熱い心があったことなので、今はなかなかそういうことはできないだろうという話を、これもあわせておっしゃって見えました。

戦後65年が経過しまして、遺族も親の代から2世、3世にかわってきております。私もその3世でございますけれども、中には遠くへ移住された方もいらっしゃいます。また、跡取りが亡くなってしまって、そのうちがなくなったという例もございまして、13

柱のうち集まれるのは8名というような現状に変わってきております。

戦後生まれが8割を占めるという今日、多くの国民を本当に悲惨の底に陥れたそういう戦争の惨禍というものは日に日に風化しておりますし、また、その戦争の痛手というものも意識から薄くなっているという現実があります。また、こうして平和に暮らしているという、そのこと自体が極めて当然のごとくになってしまいまして、意識の俎上に上ることもなくなってきたかと思えます。

しかし、私たちは、やはり過去を直視しなければならないと思います。同時に、謙虚に歴史に学んで、再び過ちを起こさないという、そういう毅然とした強い意思も、その学びから生まれてくるように思います。ちょうど、8月1日にこういう古老のお話を聞いて、8月5日、6日と三重県の亀山市と南伊勢町へ視察に出かけました。南伊勢町は山県市よりも人口は少ないわけでございますけど、その調査の南の100メートルほどのところに、平和都市宣言という、こういう看板のような大きなものが掲げられておりました。そういう古老の話をしみじみ聞いた後でございましたので、大変触発をされました。

山県市も戦没者追悼式を挙げておっていただきます。しかし、これはどちらかというと、私が思うのには、遺族が対象になっているのではないかと思います。広く市民を巻き込んだ、そういうものではないように思います。どうでしょうか、平和都市宣言をして、この平和創造の気概を山県市から発信し、示していったらどうかと思いますが、市の考え方を副市長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

今日のように文化的水準の高いすばらしい日本がございますのは、終戦後65年間にわたって戦争をしてこなかったことにほかならないと思いますし、その根底には、かつての戦争によって亡くなられた多くの方々の犠牲があることを、私たちは忘れてはならないと思います。そして、現代に生きる私たちは、世代が変わろうとも、このことを後世にまで引き継いでいく義務があると考えております。

そもそも世界の恒久平和は人類共通の願いでございますし、また、人類生存に不可欠な要件でございます。その重要性は、日本国憲法の前文等においてもうたわわれているとおりでございます。

そこで、本市、山県市には市民憲章がございますが、こうした平和を直接うたっている項目はございませんが、市民憲章をつくられた過程には、こうした日本国憲法を受けてつくられた市民憲章であると思っております。私どもは、この市民憲章の背景にはこうした思いが当然に込められているものと考えておるところでございます。

ときに、市民憲章につきましては、制定後の推進運動を通じまして、市民参加のまちづくりの総合的な根拠になり続ける行動規範であると言われるのに対しまして、都市宣言につきましては、その時々々の社会状況を反映した特定の思想、あるいは姿勢を都市の内外に表明するものと言われていることがございます。

したがって、私たちはこの市民憲章の持つ意味をよく理解しまして、引き続きさまざまな教育の現場で市民の皆様方にさらに周知していく必要があるものと考えておるところでございます。

一方、国内におきましては、各種の都市宣言がなされております。こうした中で、本市が市内外に向けて宣言、表明することとすれば、そのテーマは平和ということも1つのテーマでございますが、ほかには、御存じのように、人権とか環境、福祉、健康、教育、また、交通安全など、さまざまなことが考えられますので、今後より多くの市民の皆様方の思いを集約いたしまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ただいまの回答では、市民の思いを集約してということでございますので、集約していただいて、ぜひ前向きにお願いしたいと思いますが、私はけさ、13柱の人たちに線香を供えて、きょうはこういうことをお願いしますよということを報告をしてここに臨んでおります。

私の父の弟が亡くなっておりますけれども、ちょうどガダルカナルの南の小さな島、私、調べましたんですけど、小中学校の地図帳には載っておりません。高等学校の地図帳に載ってございましたけれども、ガダルカナルの南の小さな島、コロンバンガラ島という島で野戦病院で病死をしております。20代でした。

隣のおうち、本家新家の関係でございますけれども、日本の駆逐艦空母と言われましたラバウルで戦後亡くなっております。戦後といいますのは、泣く子も黙る憲兵と言われましたように、憲兵をやっておりまして、そして、戦後になって戦犯としてアメリカ軍によって銃殺刑になっております。遺書も残っております。読みますと、涙を誘うような内容になっております。すべて20代でございます。伊自良から出兵して亡くなったのも、139柱だったと記憶しておりますが、7柱かもしれませんけれども、すべて写真を見ますと、20代の若き人たちが命を落としているわけでございます。きっとふるさとの土をもう一度踏んでという思いが強かったと思います。そういう人たちに、何か平和都市宣言をすることによって、少しは報われることが出てくるのではないかなという思いがしないわけではありません。

また、この平和都市宣言をするそのタイミングといいますと、どうでしょうか、オバマ大統領が核のない平和な世界ということを演説いたしまして、この65年たったことし初めて広島原爆記念碑に大使が参列をしました。他方、中国を見ますと、何か尖閣列島で揺れておりますけれども、非常に日本の軍備拡張は批判しますけれども、最近、空母を建造する計画を大きく報道をしております。

和して、北朝鮮はどうでしょうかね。刻々と核開発をやっているような気持ちになります。私は専門家に聞いたことがあるんですけど、日本の都市へ7発落とせば、日本は全滅しますよということでございます。

私は、タイミングとしても非常にグローバルな意味を持っていいのではないかと考えております。また、財政的な面でいいますと、確におっしゃったように、人権とか、環境とか、福祉とか、交通安全の都市宣言も私はあると思っています。しかし、一つ一つ考えていきますと、大変お金の要ることではないかと思えます。平和都市宣言というのは、比較は悪いんですけど、私、栗まつりのお金に比較しますと、本当に6分の1、7分の1でできるのではないかと考えております。

内容的には非常に精神性の深いものでございまして、お金を使ってどうこうするというものではないと思えます。青少年の健全育成なども物すごくかかわってくる内容だというふうに思っております。平和、命、そういうものを今訴える機会というのは非常に少ないわけです。おい、君たちな、これから1時間話すでしっかりと聞いてくれよと言わなくても、青少年の方、みんな目を輝かせて聞いてくれますよ。涙ぐむ子も出てきます。そういう意味でも、私は意義のあることだというふうに思えます。

そこで、再質問でございますけど、いつごろ、どんな内容で検討していただけるのか、その辺だけちょっとお聞きをしたいと思えます。

議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えしたいと思います。

旧高富町で御存じかと思えますけれども、健康づくりの町宣言を行ったことがございます。また、旧伊自良村とか美山町では青色申告の町宣言を行ったという話を聞いておまして、それぞれの町、村でそういうことを行われたことがございます。合併で誕生した山県市には、これらを引き継いでおりませんが、過去にはこうした経緯があったということでございますので、今後におきましては、御質問のどういうことをやるんだということに対しまして、私からは何らかの節目とかきっかけをとらえまして、議員御発言の平和都市宣言など、何らかの形で都市宣言を行っていくことにつきまして、研究していきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、さまざまな都

市宣言がございますので、財政的なことは問わず、今後この場で具体的にこうしようとかということは今すぐ申し上げることはできませんので、その点は御理解賜りたいと存じます。この辺は、また議会の皆様方と御相談申し上げながら、また、御指導賜りながら、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をちょうだいいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ぜひ前向きに検討をいただきますようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

市民相談室の利用状況と充実強化について、市民環境部長にお伺いをいたします。

おれおれ詐欺に代表されるように、各種の悪質な誘いといいますが、そういったものが多くなっている社会状況にあると思います。消費者のトラブルも大変多くなっているというふうに聞いております。景気の低迷、あるいは社会そのものが複雑化することによって、不安や悩みを持つ人もふえてきております。同時に、本当はだれかに相談をしてという気持ちを持っているんだけど、核家族の影響もあって、なかなか気軽に相談をする人もいなくて、1人で悩み苦しんでいる人も多くなっていると、こういう報道もなされております。

報道によりますと、昨年に国のほうで消費者安全法というのが施行されておると。その中には、生活者に身近な市町村に消費生活センターというものを設置する努力義務が課されたというふうに聞いております。

岐阜県内では、42市町村でしょうか、そのうちの半数が設置ということで、未設置の理由は、人材不足、それから財政がネックになっているというようなことが報道されております。山県市は、昨年、たしか市民相談室が開設されたと思います。こうした関連、利用状況、相談内容についてお伺いをいたします。

以下、5点お尋ねをいたします。

第1点、どんな内容の相談窓口を開設しておられますか。

2つ目、開設以来の相談件数はどれほどでしょうか。わかれば相談内容も。差し支えがあれば、結構です。

3つ目、消費生活相談窓口というのは、いつ開設をされたんでしょうか。消費生活センターとの関係でお聞きをいたします。

4点目、市民への啓発や案内というのはどのようにして行われていますか。

5点目、今後、相談業務の充実と効果をどのように図っていくおつもりでしょうか。

以上、市民環境部長にお願いをいたします。

議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

市役所庁舎1階の西側でございます市民相談室は、昨年、消費生活相談スタートアップ拡充事業として、県の消費者行政活性化基金を活用し、事務所スペースを改修し、相談室として11月から運用をしております。

1点目の、どんな内容の相談窓口を開設をしているのかとのことですが、相談としましては、主に消費者生活相談として多重債務、住宅ローンや借金返済に関する相談、健康食品などの過量購入によるトラブルの相談、商品、役務のクーリングオフなど手続きのあっせんなどを行っております。相談事案によりましては、県生活センターと連携を図り、消費者被害の救済に努めているところでございます。

また、市民相談室は、弁護士相談、人権相談や行政相談にも毎月使用しているほか、弁護士相談におきましては、偶数月に夜間窓口を開設しております。

このほか、多様化する市民相談の窓口として、ワンストップを基本に、相談内容によっては、消費者問題だけではなく、社会福祉に関する相談、児童相談、納税相談、就労に関する相談などについては、担当部署と連携を図り、相談を行っているところでございます。

2点目の、開設以来の相談件数はどれほどか、また、相談内容の概要も含めてとのことですが、相談件数につきましては、平成18年度までは年平均30件ほどでしたが、その後、多重債務の増加や架空請求や振り込め詐欺事件などの発生に伴い、面談と電話による相談や複数相談を含めまして、平成19年度で90件、平成20年度で80件、新たに市民相談室として拡充いたしました平成21年度で118件の相談を受けております。今年度は8月末で35件です。

相談内容につきましては、多重債務や住宅ローン返済でお困りの方からの相談が多いのが現状でございます。

3点目の、消費生活相談窓口はいつ開設されたか、また、消費者生活センターの類も含めてとのことですが、納税相談窓口につきましては、合併当初から消費者行政を担当部署において相談窓口を開設しております。消費生活センターにつきましては、センターとして定義づけられていますのは、独立した専門相談室の設置、資格を有する消費生活相談員を配置し、週に4回以上設置していること、全国消費者生活情報ネットワーク・システム、いわゆるP I O N E Tの端末機が設置されていること、県内市町村では、岐阜市と大垣市に消費生活センターが設置されております。その要件に満たない市町村

では、消費相談窓口として設置し、本市を含めて21市町あります。その他の市町村でも相談を受けられますが、相談窓口として明確にされていません。

P I O N E Tとは、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター、消費生活相談窓口をネットワークで結び、相談者からの苦情処理を記録、蓄積し、各種自治体が被害者救済に役立てるものでございます。

本市におきましても、昨年11月に国民生活センターより配備していただき、市民相談窓口を設置し、今年4月から運用を開始しており、相談業務の迅速な処理に向け活用しているところでございます。

4点目の、市民への啓発や案内をどのように行われているかとのことですが、市民相談室として窓口の拡充を行いました平成21年度に、広報8月号で時事性のある消費者トラブルを紹介し、被害防止の呼びかけを行うとともに、消費者相談室の新設予定を周知し、広報11月号で位置図を紹介し、消費生活相談窓口の周知と啓発に努めました。今後とも機会をとらえ、市民への広報を行ってまいります。

5点目の、今後の相談業務の充実と強化をどのように図っていくかとのことですが、平成21年度におきましては、消費者行政活性化基金を活用し、消費者教育活性化事業として講演会を開催したほか、山県警察署や寸劇グループに御協力いただき、高齢者を対象とした勉強会を高富、伊自良、美山地区で開催し、不審な電話や訪問者があった場合には、どんなささいなことでも消費生活相談窓口に連絡をいただくように呼びかけをいたしました。

こうした消費者教育啓発活動を今年度も同様に展開していくほか、担当職員の専門性を強化するため、研修や勉強会などへ積極的に参加し、相談業務の充実を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 大変詳しく、わかりやすく説明いただきました。相談内容などを聞いておりますと、今日的な内容の相談だなということを実感いたしました。

私は、電話相談にしる、面談にしる、相談をする側から言えば、相当に勇気が要ることではないかと思えます。また、市役所に出かけてくるということは、そういう人たちから見れば、非常に敷居が高い。なかなか気軽に行けないのではないかと思うのでございます。ぜひ気軽に、しかも楽な気持ちで相談をできるような、そういった面での充実強化を図っていただきますようお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

児童虐待防止の取り組みについて、保健福祉部長にお伺いをいたします。

児童虐待防止法は2000年に施行されておりました、ことしで10年を経過いたします。この法律によって、虐待のおそれがある場合には児童相談所の職員等が自宅へ訪問できるというようなふうに改正されて、施行の内容に入っております。

また、3年後にはこれが改正されて、必要があれば児童相談所の所長、あるいは都道府県の知事が警察署長に援助を要請して行くということも可能になってきまして、警察署長は速やかに処置をしなければならないということになっております。また、国民に対しても、虐待の証拠がなくても、虐待を受けたと思われる子供を発見したときは、速やかに通告するという義務づけがなされております。

さらに、2007年には、裁判所の許可令状がとれば、それによって強制捜査ができるということになってきております。私も児童虐待に直接関連したことがございまして、こういった法律の壁にぶち当たったことがございますので、大変法律が変わってきたなということを実感しております。

しかし、虐待の相談件数というのは減ってきておりません。2001年に1万件、2007年に4万件、驚くほどの増加でございますね。昨年は、過去最高を記録しまして、4万4,210件の相談があったというふうに報道されております。また、警察の検挙数も過去最高ということで、335件ということでございます。

こういった背景には、社会全体がそういう児童虐待への認識が高まってきているということと、あわせて実数も多くなってきているというふうに厚生労働省のほうは分析をしております。また、同時に、厚生労働省はこういった実態を勘案して、各市町村に積極的な対応をするようにという通知を出したという報道もされております。

そこで、次の4点についてお伺いをいたします。

- 1 点目、市民からの情報提供への対応や相談体制はどのようになっていますか。
- 2 点目、児童相談所や警察との連携はどのようになっていますか。
- 3 点目、学校や保育園等との連携はどのようになっていますか。
- 4 点目、市民への情報提供や通告などへの啓発活動というのはどのように行われていますか。

以上を保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えいたします。

児童虐待防止につきましては、平成19年度に山県市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童福祉や教育、保健、医療等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子供を

初めとする要保護児童及びその保護者の早期発見や虐待防止等に努めているところでございます。

この協議会は、関係機関の代表者で構成する代表者会議、実務担当者による実務者会議、個別のケースについて担当者レベルで適時検討する個別ケース検討会議の3つの会議により構成されています。

さて、御質問の1点目でございますが、関係機関や市民からの情報提供及び相談があった場合は、関係機関に事実確認を行うとともに、親や子供の生活状況などを把握するため、担当者と保健師が家庭訪問することとしています。また、保護者からの育児相談については、保健師が電話や面談により対応しております。相談内容によって、緊急を要する場合や継続的にかかわっている個別の事例については、関係機関によるケース会議を開催し、要保護児童の状況の把握や問題点の確認、今後の支援方法などについて検討を行っております。

2点目でございますが、代表者会議において県中央子ども相談センター及び警察と連携の確認を行っており、重篤なケースの場合は緊急ケース検討会議を開催し、子ども相談センターの指導を仰いだり、同行訪問する体制をとっております。

3点目でございますが、学校や保育園との連携についてですが、各中学校区で学校が主になって保育園、小中学校の子供支援会議を開催し、各機関の情報の共有や支援の方法等について協議を行っているところであります。また、虐待相談における情報源は保育園及び学校からが多いことから、日ごろから連携を密にしているところであります。

4点目でございますが、市民への情報提供や通告などの啓発については、児童虐待を予防するため、広報紙への掲載、チラシの配布を行っております。また、11月の児童虐待防止推進月間にちなみ、子供たちの明るい未来と虐待のない社会を目指して、岐阜オレンジリボンたすきリレーが開催され、ことしも11月14日に県内で3コースが設定されており、そのうちの中濃コース9区間のうち3区間を本市で受け持ち、養護施設の職員等が完走する予定となっております。

子供の虐待は、一援助者、一機関、あるいは一専門分野のみで解決される問題ではありません。関係機関や関係者、地域の皆さんの御協力が不可欠であり、地域全体でネットワークを確立し、情報の把握や支援体制を強化し、児童虐待の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 一生懸命取り組んでいただいているところはよくわかりました。

ただ、私は、児童虐待というのは非常に見えにくいんです。私も直接かかわりましたので。内容はプライバシーの問題ですから具体的に申し上げませんが、子供に食事を与えない、ここからスタートするわけですね。そして、暴力を振るう。そういった具体的な情報というのは、なかなか入ってこないんです、見えにくいから。したがって、こういった情報を、たとえ小さくても、私はトップが迅速に動かなければいけない。それは、会議を開くことも大事ですよ、報告もしなければなりませんので。そんなことよりも、私はトップが迅速に動く。そのことによってしか、1人の子供の命は救えません。ほかの情報を待っていたら絶対いけません。

私は朝3時に起きていきましたら、どんとたたいておりましたら、隣のおじいさん、おばあさんが出てきました。名刺を渡しましたら、わーっと言って、実はね、朝方危ないんです。朝方お母さんがどうも暴力を振るようですよということでしたので、次のときから2人で出かけて、実情を調べに行きました。こういうときは大体2人で行かないとだめなんです。2人で行くと証拠がきちんとつかめますので、だれだれが来た。そうして迅速に動いているうちに情報が入ってくるわけですから、それをトップが整理をして報告すれば、かなりの部分、助けることができます。

ところが、会議をやったり、いろんな情報収集をやって報告している間にどんどん進行して命を落とすという例も、新聞報道なんかを見ておりますとあります。ぜひ、小さな情報でも、おそれがあるという場合はトップがまず動く。これは厳しいわけですが、そういうことによって子供の命を救う道筋を見つけていただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時30分。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず最初に市長にお伺いしますが、随意契約の相手方を選んだ理由、これを市は公表していないんですが、これは違法ではないかという趣旨でお尋ねします。

公共工事や物品の購入、委託事業などにおける談合をやめさせるには、情報公開が必要であるとされています。その観点において、政府は、2001年、平成13年に公共工事の

入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法を制定し、入札における情報公開を国機関と地方自治体に求めてきました。随意契約については、癒着が起こりやすいため地方自治法で制限をされていますが、外郭団体との契約ではほとんどが随意契約であったという調査の例もあります。市の取引においても、また、今後も増大するであろう指定管理者の選定に関しても入札が望ましいのは当然として、仮に入札をせず随意契約する場合は、透明性と公正性の確保のためにも、その選定理由の公表は不可欠です。

そこでですが、入札契約適正化法は、第8条で、地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならないとし、第1項で、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項、第2項、契約の内容に関する事項としています。

施行令の第7条、2項の10号においては、随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由も規定しています。しかし、山口市はこの随意契約の相手方の選定理由を公表していません。そこで尋ねますが、公表していないこと、これは入札契約適正化法に反した違法なことですが、市長はどう考えるのでしょうか。

2つ目、なぜ違法に公表しなかったのでしょうか。

3つ目、過去に情報公開請求された中に随意契約の相手方の選定理由、これが含まれていた場合に、公開してきたか、非公開としてきたか、どちらでしょう。

4つ目ですが、今後、情報公開請求されたら公開するのでしょうか。

5つ目、ともかく、今後は法令の規定に従い、市が当然に自主的に公表するのか否か、どちらでしょう。

以上、お尋ねします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

1点目でございますが、御質問のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、一般的に入札契約適正化法と言われていますが、入札及び契約の適正化の促進により公共工事に対する信頼確保と建設業の健全な発達を図るために、透明性の確保や適正な施工の確保、不正行為の排除等について規定をしております。同法施行令では、予定価格が250万円を超えるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関係する公共工事であって、当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除き、公共工事につきましても、随意契約を行った場合、契約の相手方を選定した理由を公表することが義務づけられておりますので、本市においても早急に公表する体制を整備する必要があると考えております。

また、2点目でございますが、本市においては、発注見通しや入札金額、落札金額などの公表は既実施しておるところでございます。随意契約における選定理由につきましても検討しておりますが、結果として今日まで公表に至っていない状況でございます。

3点目でございますが、平成22年度に山県市情報公開条例に基づき開示決定したもののうち、平成18年度中の公共工事以外の案件で随意契約における選定理由に関する文書が含まれていたものは1件ございましたが、当該文書についても全部開示をしておるところでございます。

4点目でございますが、今後、山県市情報公開条例に基づきまして開示請求があった場合につきましては、同条例第5条の規定する不開示情報に該当する部分を除き、従来どおり原則として開示してまいります。

5点目でございますが、法令で公表が義務づけられているものでございますので、速やかに公表するため、体制を整備し、対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 市長、ちょっとお待ちください。今の答弁の中で、予定価格250万円を超えないものなんですが、超えるものとお読みになっておられます。訂正をしてください。

市長（平野 元君） 訂正させていただきます。予定価格の250万円を超えないもの及びということです。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 市長から、一応、法律の定め反して公表していなかったということ、今後は速やかに公表していくということが明確に答えられましたので、これ以上深入りはしませんので。

次、2番目ですけれども、予算編成過程の情報公開で市民参加の実現をとということで、副市長にお尋ねいたします。

市民に開かれた予算づくりのあり方が求められている中、予算編成の市民参加の機会を高めるため、ホームページで関連情報を公開することが全国に広がっています。私は、2年前の9月議会で、予算編成過程の情報を逐次公開すべしという趣旨で一般質問をしました。副市長の答弁は、次の2点の理由を挙げて公開しないとしました。その理由は、予算査定の段階からの公開は、多くの利害関係者の方から職員への圧力が加わる可能性がある。もう一つは、自治体の首長に予算編成する権限があり、その政策も関係するというものでした。

この前者の理由は、関係者からの意見に対応するのが面倒、後者の理由は、山県市の

ことは市長が決めればいいと受けとめられます。しかし、全国の流れは違います。予算編成の始まりの11月、12月から市民の意見を募集開始している自治体がありますが、利害関係者によるトラブルなどは聞きません。首長の施策的主要事業を中心に早目に公表し、意見を募集している自治体もあります。首長の政策的事業だからと、そういう考えがあるからです。市は、市の職員のために仕事をするのではなく、市民のために仕事をするのですから、次の年の予算をどう組み立てるか、当事者の市民に意見を聞くのは当然だと私は考えます。

予算の編成過程に関して、予算の編成方針から始まり、部や課、室、個別事業や支出ごとの予算要求、事業の内容や額、財源内訳など、そして査定、事務レベル、部長、副市長、市長など、こういった過程を順次書面での閲覧、それからインターネットで公開する。そして、市民が編成過程で意見を述べる機会をつくるべきだ。もちろん、議会の議員も同様です。予算編成過程の市民参加、議員の参加を実現するために質問いたします。

1つ目ですが、まず、前回、2年前の答弁のことについて、そのときは時間がなかったので反論しませんでしたので確認します。

まず1点は、他の自治体が圧力、それを気にせずに早くから公表しているのに、山県市が利害関係者の方から職員への圧力にこだわるのは、その意図や心理というのを私が分析すると、通常、強いものに弱く、弱いものに強い傾向があるから、あるいは、強い求めに屈したことがあると考えます。圧力に対しては頑と向かう、その姿勢があれば気にすることではない。答弁した副市長は、こだわりの原因をどう分析するのでしょうか。

もう一点ですが、予算編成権は長にあると。この考え方は古い自治体運営の考え方で、今の自治体の運営の考え方は、市民の意見を聞き、対応し、議会とも議論し、最終決定は長がするというものです。新しい自治体の姿勢に転換してはどうでしょうか。

2番目ですが、今後についてです。山県市も政策転換し、予算の編成過程について基本方針として公開する。つまり、書面での閲覧、それからインターネットで公開、これをしてはどうでしょうか。

具体的に提案をいたしますが、今までに市は莫大な経費をかけて役所のいろいろなシステムをコンピューター化してきました。その成果として、各課、各担当の予算要求書も、査定結果や修正もデータとして処理されています。これらのシステムを少し改め、改良し、各課、各担当の予算要求書、そして変更・修正をずっとそのままプリントし、書面での閲覧用にし、インターネットにもアップする、そういったことですぐできます。

そこで質問ですが、こういうときの役所のできないという理由の1つ、それは、意思

形成の過程の途中なのに、あたかも確定したかのように誤解や心配を与えると、こういったことがあります。しかし、予算編成過程であるということが明確なわけですから、だれしも順番に変わっていき得るものであるということは、説明すれば理解できます。市はそのように考えないのでしょうか。

もう一点ですが、ともかくこのようなことの実行は、それほど難しいことではない。ですから、やってみてはどうかと私は考えますが、市はどういう見解でしょうか。

それから、3番目ですけど、意見の募集ということについて。市民の意見、書き込みも、それから行政側の集計、これも合理的になるようにするには、一定の様式、フォーマットをつくって、それを前提に募集をするということ。そうすれば楽になるわけですが、このようなことの実行はそれほど困難ではないので行うべきだと私は考えるんですが、市はどうでしょうか。

4つ目ですが、以上の結論として、予算編成過程の情報公開を進め、市民参加の実現、そして議会との早期の対話の実現という政策をとってはどうか。

以上、お尋ねします。

議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

私の2年前の答弁をどのように分析したかという御質問でございますが、まず、寺町議員の私の答弁に対する分析は、議員御自身の御自由でございますけれども、少しばかり偏見的な分析ではないかと感じておりますけれども、私個人といたしましては、幼少のころから「赤銅鈴之助」とか「月光仮面」、あるいは「水戸黄門」とか、そういういろいろな番組を見てきまして、必然的に強いものには強く、弱いものを助けていくという精神は自分なりに備えてきたつもりで思っております。

私の職員への圧力という答弁は、予算編成過程の情報公開をすることによって、将来そういうことも生じてくるのではないかという一例を申し上げたのでありますが、もう一つ加えまして例を挙げさせていただきますと、どこの自治体でもそうでございますが、議員も御承知のとおり、各審議会、あるいは審査会、あるいは協議会などの組織がございます。山県市もしかりでございます。市長は予算にかかわるもの、あるいはそうでないものも含めまして、市の方針を決定づける重要な事案につきまして、それぞれ関連する組織に諮問申し上げております。それに対しまして、市民の代表であります各委員の皆様には慎重の御審議を賜り、そして答申をいただき、基本的にはこの答申を尊重しながら市長は判断しているわけでございまして、この現実をどのように整理していくかという課題がございます。そういうことで、私はこうしたいろいろな課題のある中でその

一例を申し上げただけでございまして、私は何も意図はございません。

次に、予算編成権は長にあるとの強調は古い自治体運営の考え方ということにつきましては、これは、地方自治法第149条では普通地方公共団体の長の事務を規定しております、予算を調整し、これを執行することとございまして、この法律が果たして古い考え方なのかわかりませんが、私は単にこのことを申し上げたのでございます。

一方、地方自治法第96条では地方公共団体の議会の議決権について規定しておりますけれども、このことにつきまして、市民の代表であります山県市議会の皆様、予算案の議会における審議について、果たして支障があるのかないのかなど、いろんな課題がございます。予算編成過程の情報公開で段階的に市民の皆様の御意見を聞いていくという方向に仮に進めるにいたしましても、議会と市長がお互いに今申し上げたそれぞれの権限につきましてどこまで歩み寄れるかという議論も前もって必要かと思しますので、御理解をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、2点目、3点目、4点目の御質問につきましては、関連がございしますので、一括してお答えしたいと存じます。

議員御承知のように、県内の市町村では、予算編成過程を公開している自治体はないものと思っております。そんな中で山県市は現在、当初予算編成方針、当初予算主要事業の概要、補正予算の内容、決算の成果説明等を公開しております。予算編成方針まで含めて公開している市町村は県内でも少ないと認識しているところでございます。

また、現在、市政座談会、自治会要望、意見書の設置、各種団体個人からの要望のとりまとめ、パブリックコメント的なことも行いまして、さらには議会各会派からの要望の取りまとめなど積極的に実施しておりますが、ただいま議員から具体的な御提案をいただきましたとおり、予算編成過程の公開は全国的にも広がりを見せているものと思われまので、1点目で申し上げました課題を十分な議論でもって整理いたしまして一定のシステムをつくることも考えられますので、今後とも議会の皆様の御指導、御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、2年前の答弁、私はある種、大した問題じゃないでしょうということについて、例えば圧力ということについては、将来起き得るであろう一例を想定して述べたということでした。そうであるなら、先ほど申し上げたように、そういう圧力があつたとしても、圧力を排除するという行政の強い姿勢で解決できるんだから、理由に挙げる必要ななかったはずで。それから、ほかにもあるのではないかと

う趣旨もちらっとありましたが、それも基本的には行政の姿勢でできるはずですよ。ということは、2つおっしゃったうちの1つは理由じゃないんじゃないですかということ。

それから、もう一つ、編成権は長にある。確かに法律で決まっていますが、予算編成をし、最終的に執行するのは首長です。これは今も変わらない、将来も変わらないです、法律が変わらないから。今、ここで議論したいのはそういうことではなくて、いろんなお金、税金、国から来るお金、それらを使って何をするかというときに、市民や議会と事前に話し合っただけではどうですかということを経験している趣旨なんですね。法律のことは言っているんじゃない。考え方のことです。そこで首長に編成権があると言ってしまったら、私が勝手にしようというふうに言われてしまう。そうではなくて、みんなで議論して決めていったらどうですかということを経験しているわけです。

最後におっしゃった、確かに議会とどうしていくかを相談しなきゃいけないよと。確かにそこは私の今質問しているところを超えていますので、それは今後の課題として、仮にそれができるなら、予算編成過程を都度都度公開していくことは可能であると考えての答弁だったでしょうか。そこは再度お尋ねします。再質問ですよ、いいですか。議会との調整がされるならという趣旨でした。それはどういうふうに具体的に考えて、いつごろ行くのかということ。

それから、再質問の2つ目ですけれども、先日、新聞にも大きく出た。これは全国の市民オンブズマンが富山で大会をやりましたが、そのための全国調査を行った。そして、岐阜県は、いろんな情報公開の中では1番だったけれども、実はこの予算編成過程については全国で最下位というデータが出てしまった。知事はびっくりしたということで、その後幾つか報道が出ていますが、岐阜県は直ちに順次公開を始めていて、いずれ全国一になりますと古田知事が答弁している。そんな状況が岐阜県の状況です。

そこで、市について考えますと、例えば市は約120億の一般財源、一般会計で事業を行っていますね。そのうち市税は約30億、交付税は約40億国から来る。交付税の性質というのは、やらなければいけない仕事に大体回っていきますので、余り予算でどうこうという議論の余地はないわけですね。ということは、30億、市の税金の30億、市民の税金30億、あるいは、時々借金という起債で、これが年によって10億から30億あります。こういったもので何をするかを決めていくという部分になります。そういったところの話をしているわけですね、今。

これについて改めてお聞きしますけれども、市の1年間の事業の50%から40%ぐらいですよ。この部分の話を今しているわけですが、その部分の使い方についてどういう事業に幾ら使うか。優先順位も、あるいは具体性も含めて、改めてこの秋から春までに行

政の皆さんが決めることを、市民や議会とオープンに議論していったらどうでしょうかということをお願いしているわけですね。

議会の議員として、議場の人は皆さん一緒でしょう。3月に提案されたときはもう決まっている。それに賛成か反対かということしか、ほとんど議会の力ってないわけですよ。そこで、改めて前向きな姿勢をお持ちかどうか、そこをお答えいただきたい。

以上、2点ですね。

議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、議会に関連しての御質問でございます。

私、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、予算の審議をしていただきまして、議決権しかないからそれしか無理だということ、今、議員おっしゃいましたけれども、私はその前に、そういう市民からの、予算の査定段階で、課長、部長段階でそれを公開していきますと、職員の圧力どころか、議会の皆様にも、おれたちの言った意見は聞いてくれたのか、聞いてくれないのかという問題がございます。そして、議会の会派の皆様からも私どもへ予算の確保等について御要望をいただいております、その話をどういうふうに議会の皆様方が考えられるかということでございまして、このことを解決しないと、執行部だけが我先という考え方でやっていると、ちょっと間違った方向に進む可能性がありますから、これは皆さん御存じ、皆さんが合意して、執行部と議会が合意して進めることが一番大事じゃないかということをお願いしているわけでございます。寺町さん初め、議会の皆様方がそういう方向に向かっていいよとおっしゃっていただければ、2年前の寺町議員の御提案でございました、まず主要事業からやったらどうかという御提案もございましたが、そういうことも含めて検討していきたいということをお願いしているものでございます。

2番目の御質問も同じような内容でございますが、私もインターネットでちょっと調べましたが、鳥取県の議会がオンブズマンの調査で1番だったということでございまして、そのときの埼玉県知事の答弁が、鳥取県の議会の皆様方が弱過ぎるんじゃないかというような答弁をしていらっしゃるんですけど、まさしく山県市もそういうことを、先ほど申し上げたことをきちっと整理しないと、山県市の議会は議決するだけであとは何も審議しないと、市民の御意見を聞いて、フォーマットの意見を聞いて、即座にそれだけを読んで議決しているんだという可能性も出てきますので、私は埼玉県知事さんの意見を尊重するわけじゃないんですけど、そういうコメントもございまして、その辺を皆様方の御意見を調整しながら、1つの山県市の方向性を定めていく必要があると、一定のシステムをつくる必要があるということをお願いして、答弁とさせていただきます。

す。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 言葉が、ちょっと私には理解しがたい。理解というのは、どういう答弁であったか、その趣旨がわかりにくいので再々質問するしかないわけですが、最後のほうでお答えがあった、市民の圧力がということも、ちょっと言葉ではありましたが、それはともかく置いておいて、議会の会派のことですよね。各会派の要望があるよと。私は別にそんな要望はしませんけれども、そういう会派の要望が出ていて、それが満たされているかいないかという議論が当然出てくるよという心配ですよね。それは心配じゃなくて、手間は確かに1つふえますよ。3月議会に提案して、通ったか通っていないかという議論以前にするわけですから。でも、その手間を惜しんではいけないというのが早目に公開するということの趣旨だと。市民の人とも手間を惜しまずに議論をして最終決定していこうよという、そこを私はお聞きしたいわけですね。

そうすると、議会ということが幾つか出てきたのは、話し合いの手間を行政が惜しまなければ、私は議会、あるいは議員たち、別にそこで十分な議論が秋の段階から可能ではないかと思うんですが、そういう意味のお答えだったのか、それとも、いや、従来どおりでいいんですということだったのか、どちらなんだろうということですね。手間は確かにどちらもかかりますよ。特に行政の人たちは確かに手間はかかりますよ。これから決めていこうと相談している途中に、また外の市民とか議員と話し合うわけですから。でも、私はその手間を惜しんではいけないんじゃないかということで、2年前もきょうもお聞きしているんです。

そういう意味で、手間を惜しんで、もう春でいいんじゃない、議員には情報を流しますが程度なのか、秋の行政が考えていく途中から市民や議会と話し合っていくという手間をふやす、当然ふえるんですよ、それを惜しまずにやるのか、どちらなんだろうかという、まさにやる気の問題だと私は思っているんです。逆にお金は要るんじゃない。時間は多少かかるけど、特別事業をするわけじゃないから、やる気さえあればできると思う。そこをお聞きしたい。

議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 前者じゃなくて、後者のほうなんです。私が申し上げているのは、そういうことが、みんなでやろうやということになれば、進めていきたいなというのが今の全国的な流れでございますので、そうしたことを申し上げたんですね。

私どもが先にこれをやるぞと申し上げても、議会の皆様方、ましてや先ほど申し上げました審議会、審査会の皆様は、何もそんな諮問をいただかなくても、市民の声を聞いて

てやればいいんじゃないかということになりますと、そういう組織も何も要らないわけになってきますので、そこら辺を事前にきちんと整理しまして、いわゆる書き込みがそういうものに値するかどうかはまた別にしまして、その方たちのそういう慎重な審議をどこまで評価していくかということもありますし、尊重していくかという意味もございまして、そこら辺を整理したいということをお願いして、議員おっしゃるように、前向きに議会がやっていこうということになれば、そういう方向でいきたいと思っております。

私が問題としましたのは、市民の方が議会の皆様方に、私はこういう意見を言ったのに、ちっとも酌んでくれんじゃないかという、そういう圧力があると、議員の皆様方に迷惑をかけると。それでもいいとおっしゃるのなら前向きに進めましょうということの意味を申し上げました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えてください。

12番（寺町知正君） 何しろ手間を惜しまない。話し合うということですよ。出てきた意見を全部そのまま行政が受けとめろということじゃないんです。それについてはやっぱりできませんということも含めて議論が必要じゃないか、それこそが今求められているんですよということをお話ししているわけですね、議員に対しても。

次に行きます。

3つ目ですけれども、公務員の人件費の削減と労働、賃金の分かち合いということで、総務部長にお尋ねします。

公務員は恵まれているという声は、相変わらず強くあります。官民格差の原因として指摘されることの1つに、次があります。すなわち、男尊女卑という言葉があるように、同じような言いならわしで、戦前からの官尊民卑が制度上あちこちに残っているという指摘です。元鳥取県知事の、つい先日総務大臣になられましたが、片山善博さんはこう述べている。公務員がさまざまな面で一般と違う手続になるのは、国家公務員が自分たちだけを特別扱いして制度設計し、地方も追隨してきた歴史があるためというものです。例えば、公務員の年金、共済年金と民間人の年金、厚生年金の格差、公務員の遺族年金の範囲、対象の広さ、これなども典型なんですね。そこで、改めて現状を確認し、また、正規労働と非正規労働の格差も強く指摘されているので、そのあたりの政策転換も求めます。

私がことしの3月10日のこの議場で予算案に関して総務部長に質問し、その答弁を前提にデータを整理すると、次のようになります。

山泉市の一般会計の職員だけの人件費、340人ですが、これは26億4,000万円、一般会計の支出総額に対する比率は21.5%。これに特別会計、企業会計も加えると、355人分で人件費は27億7,000万円、一般会計の支出総額に対する比率は22.6%。ここには市長らも入っていますけれども、これに対して、それ以外に臨時職員253人、これは保育所などの保険の加入の126人と、短期で保険の未加入の127人を合わせて、この賃金は約2億3,000万円、その他の特別職の人件費1,502人という数字でしたが、それと議員の関係というものがまだあります。特別会計、企業会計も全部含めた市の人件費の総合計というのは、32億4,000万円ということですね。この人件費の多さですね。山泉市の一般会計、120億円ほどですよ。そこで32億、約30%近く。それから、起債の元本償還が22億、利子だけで6億、合計28億を今返している。そういっていくと、人件費と借金を返すだけで今半分を使っているというのが実態なんですね。

そこで、借金は返さなきゃいけないのでしようがないとして、人件費をまず見直さなければならぬのではないかという結論が1つ出てくるわけですね。

そこで質問ですけれども、総務省のデータ、インターネットに出っていますが、例えば昨年の4月、21年4月段階では、山泉市の一般行政職は平均年齢45.8歳、平均給料月額と諸手当の月額、平均給与月額として38万4,420円というふうにインターネットに出ています。ここにボーナスとか諸手当、加算を含めた総額は、大体12カ月プラス4.数カ月という計算が岐阜県の自治体ですから、大体1年間で17カ月分、18カ月分でしょうとなりますね。38万の十七、八カ月分ということです。

そこで、一般の職員の年間の総所得、基本給、諸手当、加算分、これらを含めて、当然額面ということですけど、これをとりあえず100万円台で見た場合に、その人数はどういうふうに分布しているんでしょうか、そこをお答えください。

2つ目ですけど、職員給与に関する政策転換を図るべきということですけども、職員の給与を見直すべき理由というのは、民間の給与実態が厳しいということが続いている。それから、自治体財政も厳しいと、そういったことが挙げられます。実際に職員の給与を10%前後引き下げる自治体がありますし、岐阜県でも6%から13%削減というふうになっています。名古屋市長は人件費総額10%削減としているように、この傾向は強まっています。

そこで質問ですが、山泉市において一般職の職員の基本給を10%削減した場合の、職員の年間の総所得はどのようになるのでしょうか。それから、一般行政職全体の年間の総所得の合計、市の人件費総額との絡みですけど、これはどなるのでしょうか。

それから、次に、基本給10%減の場合の、市の人件費支出への影響の額と率はどのよ

うでしょうか。

3つ目の項目ですけど、現在も昇給や勤勉手当等で職員の成果などは評価していると、各自治体ほとんどのところでそういったことが行われていますが、多分それは形式的で一律的なんですね。もっとやる気のある職員、成果を出す職員の待遇を明瞭に引き上げる、そういったことが必要で、これは職員の潜在能力を生かすことにもなるというふうに考えます。つまり、基本給は少し下げて、他方でメリ張りのある成果給や業績給、やる気給を導入すべきだと私は考えますが、市はどうでしょうか。もちろん、これは職員を選別するとか格付ではなくて、要はやる気、しかも市民のための仕事をするというやる気を養うことだと考えます。

4つ目ですが、現在、多くの役所で臨時職員など、非正規の職員に負うところが増大しています。しかし、同一労働、同一賃金の原則に反するとか、格差社会の助長であるとして批判も高まっています。社会の望ましい姿とは逆の方向に、自治体、役所が邁進していると私は考えます。以前から、ワークシェア、仕事の分かち合いということを考えるべきと指摘されています。つまり、労働者1人当たりの労働時間、仕事量を減らすことで、社会全体での延べ労働時間、仕事の総量を小分けにして分配し直し、より多くの労働者で仕事を分かち合うということを言われています。非正規職員頼みになるのは、この山根市の市役所も同じです。これからは、市の方向性として、正規職員と非正規職員が賃金をシェアするように転換すること、これを真摯に検討すべきではないでしょうか。俗な言葉で言えば、まず、非正規職員の小手先ではない本質的な待遇改善に取り組むべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、平成21年分の一般職の全職員の年間総所得の100万円台単位ごとの人数分布はということでございますが、200万円代が4人、300万円台が44人、400万円台が86人、500万円台が47人、600万円台が75人、700万円代77人、800万円台9人となっております。

次に、2点目の1つ目の、一般会計の職員の基本給を10%削減した場合の職員の年間の総所得は、平均年齢であります43歳の場合、現行では532万3,992円が、削減後479万3,993円となります。

次に、2つ目の、一般会計の職員全体の年間総所得の合計は、340人で、現行では17億7,323万6,000円、削減後、17億8,550万1,000円となります。

次、3つ目の、基本給10%減の場合の市の人件費支出への影響額と率は、一般会計ベースで1億8,773万5,000円の減。支出総額に対する比率は、現行の21.5%から1.5ポイント下がり、20.0%となります。

次に、3点目の、基本給を下げ、メリ張りのある成果給、業績給、やる気給の導入につきましては、自治体の業務は、市民課や税務課など窓口における住民サービスを実施する分野から、産業建設部門などの道路や河川などの基盤整備を行う分野、高齢者や乳幼児などの福祉部門、あるいは教育部門など幅広く、また、職務も企画的事務から、会計や庶務的なものまで多岐にわたっております。民間のように、売上金額や生産金額など、数値にて客観的かつ公平にあらわすことが困難であることから、成果給などを導入することは難しいのではないかと考えております。

職員の勤務成績を反映させるものとしたしましては、市においては人事評価を実施しており、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で、勤務成績の評価を行う能力評価を年2回実施しております。その評価に基づきまして、勤勉手当の成績率の決定や昇給、昇任を実施する際の参考といたしております。

市民のための仕事をするということにつきましては、今後、国において地域主権が推進され、地方に権限が移譲され、今まで以上に市が行う業務が増大することを考えますと、職員の能力開発と意識改革は不可欠だと言えます。

次に、4点目につきましては、現在の臨時職員の総数は242人となっておりますが、このうち社会保険の非加入者108人につきましては、1日当たりの時間数が2時間ないし3時間程度の勤務時間で、年間20日程度の健診補助業務や週の勤務時間が20時間に満たない児童施設や教育施設の臨時職員であります。また、社会保険加入者134人のうち40人は国の緊急雇用対策により約6カ月を期間として雇用している者であり、一般行政職と同一労働、同一賃金の原則に反する勤務形態とは言えないと考えております。

なお、本市におきましては、庁舎勤務の一般行政職と同じ職務を行う臨時職員は雇用しておりません。非正規職員頼みになりつつあるということは、当てはまらないと考えております。

次に、非常勤職員制度の改善につきましては、官製プアを生み出しているとの指摘もございませぬ。本年度に、人事院より日々雇用の非常勤職員の任用、勤務形態の見直しや育児休業等の制度改正などの勧告がなされているところでございませぬ。本市におきましても、今後その動向を注視しながら、しかるべき対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 具体的な数字をお答えいただきました。またそれは追って整理をすることで、今の答弁の中で、例えば職員の成果給などについて、いろんな職種がある、建設とか教育とかいろんなところがあってということで、成果給は難しいのではないかという答えがあったと受けとめましたけど、私はそれは違うと思うんですね。まさにそういうを導入するかどうかという、やる気さえあれば、その職種の違いは当然である、その中でそれを越える方法を見つけられると思う。やる気がないから難しいという答えになるだけだと私は考えます。

それから、非常勤の職員のことですけれども、同一労働、同一賃金と言える労働形態ではないということでしたが、それも見方によってそういうふうに答えられるだけで、決して現状、見方を変えれば、大きな問題があると私はとらえます。そういったことの議論は別の場で改めてしたいと思いますが、そこで、限られた時間ですから、再質問しますけれども、他の自治体、岐阜県の例は出しましたけれども、例えば大阪が14から3.5%職員給与を引き下げるとか、岡山、鹿児島も10%ぐらいとか、そういうのは総務省のデータとして出ていますが、そういった現在定められている職員の給与などを引き下げるということ、それも10とか十数%、15%、あるいは時には20もあるんでしょうけど、そういったことというのは、法律的に考えたときに許されないこと、いけないことか、あるいは結局政策判断として適法な中で、もちろん理解は必要ですけれども、可能であると考えていいのかわかるかですね。大阪にしても、岡山にしても、岐阜県にしても、違法なことをやっているとは思いませんが、私は。そこを現行より大幅に下げていくことは違法であるのか違法でないのか、いかがでしょうか。

議長(久保田 均君) 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 再質問にお答えをいたします。

職員の給与全体の削減につきましては、十分行財政改革の中でも進めておるところでございますし、合併以来、80人ほどの職員の削減がございますし、本年度までに第2次の山県市定員適正化計画におきましても5年間で61人の削減を行っておりますし、また、今年度中には、第3次の職員の適正化計画を作成したいと考えて……。

〔「職員削減じゃない。基本給を下げるのが法律違反かどうかです、聞いているのは」と呼ぶ者あり〕

総務部長(林 宏優君) そういったことから、全体の中からの削減につきましては今後におきましても進めていきたいと思いますが、ただいまの御質問の、職員給与を下げるということにつきましては、違法という行為ではないということ、そういう認識であります。県内の市町村を調べましても、1市のみ実施されておりました、多治見市では、

職員手当、給与ではございませんが、手当を1カ月当たり1,000円から2,000円、地域手当を一律1%カットと、そういった事例が県内の42市町村ではございました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、時間がもうちょっと。再々質問ですけれども、今、政府も検討している人事院勧告、これをさらに引き下げたいという政府の意向を今、調整するというのを総務大臣が最近も答えていますけど、人事院勧告が出れば山県市もいずれその影響を受けるわけですが、上回るといふのかな、人事院勧告以上に、今回引き下げですから、それ以上に引き下げるといふことを検討してはどうかと、山県市は。その点、どうされますか。執行部のどなたでもいいですけど、教えてください。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 本市の給与水準は、ラスパイレス指数で申しますと、県内の中でもワーストファイブに入る給与水準でございますので、この段階で、今の段階で全体を引き下げるといふ考えはございません。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。22日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、22日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、22日は休会とすることに決定をいたしました。

なお、24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時16分散会

平成22年 9 月24日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 9月24日(金曜日)

議事日程 第4号 平成22年9月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について

議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第3 討 論

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第4 採 決

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)

議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について

議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第5 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 発議第4号 障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について

日程第14 質 疑

日程第15 討 論

日程第16 採 決

日程第17 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）

日程第3 討 論

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 採 決

- 議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第4号 障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 議員派遣の件

出席議員(16名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |

7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題といたします。

本件について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教委員長 藤根圓六君。

総務文教常任委員会委員長(藤根圓六君) ただいま議長の許可をいただきましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月14日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する議第48号、議第49号、議第58号の条例案件3件、認第1号の決算案件1件、議第50号の補正予算案件1件及び議第57号のその他案件1件の6議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務文教関係）では、常備消防事業について、救急医療情報案内の内容。防災対策事業について、非常食更新に係る賞味期限を過ぎたものの処分の方法。小学校就学援助事業について、国の補助の割合及び市の負担、子ども手当を給食費に充てることの可否。保健体育施設指定管理者委託事業について、各施設の指定管理委託料の額、指定管理制度を始めた時期、指定管理制度を立ち上げてから現在までの委託料の額の変化について。小中学校スクールバス業務委託事業について、契約の年数、委託業務を請け負う場合の条件、業者を決定する方法。男女共同参画社会推進事業について、予算額に対し決算額が4分の1になった理由。自主運行バス補助金について、委託入札に係る業者の数、市内における自主運行バス該当業者の有無。総務課公共施設地上デジタル放送対応事業及び小学校ICT環境整備事業、デジタルテレビ及び周辺機器購入について、テレビ等購入に係る予算額及び執行額の内訳。歳入について、雑入における保険取扱手数料の内容、オータムジャンボ宝くじ交付金の交付基準。議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定については、本計画の今年度事業の内容、優先順位のつけ方、富永橋の改良の内容、実施計画の有無、事業実施と予算の関係などの質疑応答がございました。

採決の結果、認第1号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきと決定しました。

議第48号、議第49号、議第50号、議第57号及び議第58号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 続きまして、産業建設委員長 小森英明君。

産業建設常任委員会委員長（小森英明君） 産業建設委員会委員長報告。

本委員会は、9月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました所管に属する認第1号の決算案件1件、議第50号及び議第59号の補正予算案件2件の3議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成21年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（産業建設関係）では、高能率農業機械購入事業について、団体名、担い手への補助率及び補助金額。畜産環境衛生事業について、ハエの駆除、臭気の抑制に必要な薬剤購入を行っているが、臭気の抑制について効果があるのか。野生鳥獣被害防止事業について、野生鳥獣による農産物等の被害がふえてきているが、その捕獲方法、野生鳥獣の捕獲助成単価。道路改良事業について、道路改良工事の不用額が生じた理由。道路除雪委託事業について、基本積雪量を超えた段階で業者は自主的に除雪を行うのか、また、除雪路線の優先順序・河川除草委託事業について、市は1級河川及び準用河川の除草を行っているが、同等の普通河川は対象になるのか。学校給食地産地消推進事業について、各小中学校へ地元でとれた野菜等の納品方法と県補助金関係での規制。土木使用料滞納繰り越しについて、土木使用料及び市営住宅使用料の内訳。議第50号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第4号）（産業建設関係）では、緊急雇用創出事業について、雇用の内訳などの質疑応答がございました。

採決の結果、認第1号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきと決定しました。

議第50号及び議第59号につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 続きまして、厚生委員長 横山哲夫君。

厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第47号の条例案件1件、認第1号及び認第2号の決算案件2件、議第50号から議第56号、59号の補正予算案件8件の議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、認第1号 平成21年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認

定について（厚生関係）、総務費では、賦課徴収費の業務委託事業の内容と随意契約にしなければならない理由について、特別土地保有税の内容と不納欠損となった理由について、戸籍上で市が把握している居住不明の高齢者数と今後の対応について。民生費では、民生児童委員協議会補助金の内容と内訳について、社会福祉協議会補助金の人件費分の内容について、家具等転倒防止器具設置推進補助件数の減額となった理由について、緊急通報システム設置事業の移動と撤去工事の内容、利用件数と事業効果について、福祉医療費助成事業の不用額の内容と、受給者数と受診件数の内容について、子ども医療費が国民健康保険税に与える影響について、障害者自立支援給付事業の不用額の内容について、通所サービス利用促進事業で通所者の通所回数が下回った理由について、放課後児童健全育成事業の不用額の内容について、生活保護費の中で光熱水費の割合及び低所得者への減免制度利用への周知について、犬猫等収集処理委託事業の昨年度との比較で処理件数と金額の内容について、公害対策事業の昨年度との調査箇所の比較について。国民健康保険特別会計では、葬祭費の支給内容について、市税に対し国保税の収納率が悪い理由について。公共下水道事業特別会計では、市債元金償還金の今後の推移と償還金利子及び割引料の不用額の多い理由について質疑応答がございました。

採決の結果、議第47号の条例案件1議案については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

認第1号及び認第2号の決算案件2議案については、全会一致で原案のとおり認定すべきと決定しました。

議第50号から議第56号、59号の補正予算案件8件の議案については、全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

提出のあった意見書について、委員会の取り扱いを審議した結果、保育制度改革に関する意見書の提出については、反対討論として、保育制度改革の幼保一元には賛成であるので、反対する旨の意見がありました。賛成討論として、市政を後退させるという一部の意見もあるが、保育制度の趣旨は大いに賛同できる旨の意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択することになりました。

民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書の提出については、反対討論として、内容が保育制度改革の意見書と酷似していることから、不採択の意見がありました。賛成討論として、一般財源化ということを明確に示している観点から、必要である旨の意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出については、

全会一致で採択となりました。

選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書の提出については、反対討論として、選択的というのが重要である旨の意見と、すべての人に強制されるものではなく、時代に逆行している旨の反対意見がありました。賛成討論として、他国をまねすることなく、昔からの日本の考えである旨の意見と、慎重に対応するという意見書なので、採択する旨の意見がありました。

採決の結果、賛成起立、反対着席同数であり、委員長が委員長裁決により採択となりました。

以上、採択された3件につきましては、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、厚生委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で各常任委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（久保田 均君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑なしと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、第47号議案から第59号議案までの15議案に対する討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第47号から議第59号までの15議案に対する採決を行います。

最初に、議第47号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認第1号 平成21年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 平成21年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議第50号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 平成22年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 平成22年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 平成22年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 平成22年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 平成22年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について

議長（久保田 均君） 日程第5、発議第3号 保育制度改革に関する意見書について。
提案者の説明を求めます。

厚生委員長 横山哲夫君。

厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

現在、国においては、地方分権を名目に、待機児童の解消のために保育所に係る最低基準を緩和し、地方自治体にゆだねる方針を明らかにされ、直接契約・直接補助方式の導入など、市場原理に基づく保育制度改革論に加え、幼保一体化を含めた制度改革の検討が進められようとしています。

この改革案は、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任者を大幅に後退させるものであり、保育の市場化が進むとともに、家庭の経済状況により、子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることとなりかねません。全国、どの地域においても子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠であります。最低基準を地方自治体にゆだねるのではなく、国の責任において底上げし、財政の保障を行うこととあわせて、規制緩和の推進ではなく、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、保育施策を拡充することが求められています。

よって、本意見書を提出し、保育制度改革の議論を進めるに当たっては、子供の権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とするよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

議長（久保田 均君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第3号の質疑を行います。

発言をどうぞ。発言、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

議長（久保田 均君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

尾関律子君。

4番（尾関律子君） この保育制度改革に関する意見書の提出に、反対の立場で討論いたします。

保育制度の成り立ちは、戦後、御主人を亡くされたり、息子さんを亡くされた女性が働いて子育てするために、子供を預かるという福祉政策として始まりました。現在では、核家族の増加や共働きの家庭の増加、また、子育てに対するさまざまな不安やさまざまな状況に手を差し伸べていくことが求められていると思います。

保育制度改革には、幼保一体化を含めた制度改革の討論が進められています。この幼保一体化とは、保育所と幼稚園のそれぞれの長所を生かして、就学前の子供の多様なニーズに応じたきめ細かな保育を行うものです。認定こども園として実施しているところもあります。また、1歳から3歳の保育と、4歳、5歳の幼稚園教育というように実施をされているところもあります。

そこで、本文には、このように幼保一体化などを含めた改革が市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、規制緩和による保育の市場化を進めるものであるとの表現には、賛同できるものではありません。

次の、記の1から6のすべてに反対するものではありませんが、1の現行保育制度を堅持との表現ですが、今、現行の保育制度では対応できていない状況があり、制度改革が進められていると思います。

また、3の直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革を行わないことという、この決定をされているという、この部分が賛同できないので、反対といたします。

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（久保田 均君） 日程第8、ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第4号 障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について

議長（久保田 均君） 日程第9、発議第4号 障害者自立支援法「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について。

提案者の説明を求めます。

厚生委員長 横山哲夫君。

厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

政府は、障害者自立支援法の廃止を決め、障がい者制度改革推進会議を設置しました。しかし、新法制定は4年後と言われています。障害者自立支援法施行以来、障がい者は、導入された応益負担によって、生きていくために必要な支援を受けることに対し重い利用料負担を課せられています。また、施設経営についても、日額払い方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、運営が困難に直面しています。

国が、新法制定までの間、撤廃を決めた障害者自立支援法をそのまま放置していくのは矛盾があり、問題点を改善し、障がい者の生きる権利を保障するよう、早急に手だてを打つ必要があります。

よって、本意見書を提出し、障害者自立支援法の応益負担を応能負担に、日額払い方

式を月払い方式に早急に変更されるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

議長（久保田 均君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第4号の質疑を行います。

発言をどうぞ。発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

議長（久保田 均君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第4号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

議長（久保田 均君） 日程第12、ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について

議長（久保田 均君） 日程第13、発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について。

提案者の説明を求めます。

厚生委員長 横山哲夫君。

厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

現在、政府は、選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ民法改正に向けた取り組みを進めています。

かねてより、夫婦別姓については、法案提出が具体化するたびに見送られてきたのは、その利点以上に多くの問題があるからであります。何よりも、夫婦別姓は家族別姓ということであり、それによってもたらされる事態に危惧を感じざるを得ません。現在、離婚や家庭内暴力の増加など、家族の崩壊が問題視される中、夫婦別姓が導入されることになれば、この傾向を一層助長するおそれがあります。

家族別姓の一番の被害者は、子供たちであります。子供の教育にとって何よりも大切なものは、家族のきずなであり、一体感であります。夫婦が同姓であることは、その一体感を最低限担保するためには必要であります。

よって、本意見書を提出し、選択的夫婦別姓制度の導入には慎重に対応されるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ求めるものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第14 質疑

議長（久保田 均君） 日程第14、質疑。

ただいまから、発議第5号の質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第15 討論

議長（久保田 均君） 日程第15、討論。

ただいまから、発議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

尾関律子君。

4番（尾関律子君） この選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書の提出に、反対の立場で討論いたします。

法務省の法制審議会が1991年から5年間にわたって法曹界など各方面の意見を聴取し、国民世論の動向も考慮しながら見直しを行って、選択的夫婦別姓制度の導入を答申に盛り込んだという、このような経緯があり、選択的夫婦別姓制度は、これまでの夫婦同姓を継続する一方で、別姓を希望する人のために選択肢を広げたものです。憲法の定める個人の尊重、両性の平等という理念にこたえるものです。

先ほどの本文の中での家庭の崩壊のような内容でしたけれども、それは別姓にしたい人はしなくていい、やりたい人がするという、そういう選択肢を広げるという点で、この点のお話は違うと思います。希望する人が別姓の選択を認めようとする、こういったものになっていると思います。

法制審議会が夫婦の姓について見直し作業を始めて既に10年が経過しています。新しい21世紀の共生社会を構築していくためには、すべての人々を画一的な枠に押し込めるのではなく、個人の多様な生き方を認め合う、許容度の広い法制度の整備が求められています。これからの時代は、女性が能力を発揮できる環境を整備し、女性の社会参加を積極的に推進していく時代であり、選択的夫婦別姓制度は、男女の平等や共同参画を図る上で必要な制度です。婚姻によって必ず夫婦同姓となるこれまでの制度のあり方を見直し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきときが来ていると思います。別姓を希望する人がいるならば、選択肢を広げていくのが政治の責任ではないかと思います。

以上のことから、選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書の提出に反対の討論といたします。

議長（久保田 均君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。

〔「議長、反対討論。賛成討論がなかったので、反対討論」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） もう一度、反対討論はありますか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、意見書に反対の立場で討論いたします。

まず、現在検討されている選択的夫婦別姓ということについては、別姓をすべての国

民に強要するものではないという意味で、国民のいろんな権利を尊重しようという新しい時代の考え方に沿ったものであるという意味で、当然間違っただけではないというふうに考えます。

また、いろんな理由がありますが、例えばこの意見書の文案の具体的な中身、例えば下から7行目ですね。子供の教育にとって何よりも大切なのは家族のきずなでありというふうに書いてあります。家族のきずなを否定するものではありませんが、いろいろな実社会の実態からいえば、父親と母親がいて子供がいる、そういう家庭の子もあるし、片親の家庭もあります。父親と子供だけ、母親と子供だけ。では、そういったいわゆる片親の子たち、あるいは両親ともいない子たちが間違っただけをされたか。決してそれは違う。統計上はそろっていろいろがそろってしまいが、結論にならないわけですね。大事なものは、父親的存在、母親的存在であって、それは片親でも可能であるということは、今認識されているわけです。そういう意味でも、子供の教育にとって一体感が大事であって、家族のきずなであるという考え方は間違っています。

それから、次の行にも、夫婦が同姓であることはその一体感を最低限担保するためにありますが、これもまた父親があり、母親がいなければ子供は育たないという誤った考え方であって、実際にはそうではないということは歴史が示しています。ですから、この意見書の考え方は間違っています。

それから、次の行の、改正による不利益は旧姓を通称として使用することで回避が可能であるとありますが、通称で回避が可能でないからこういう制度をつくらうという議論が高まってきて、認識が広がってきている、それが今の状況です。そういった意味でも、この意見書の主張する点には、事実誤認、あるいは状況認識が違っていると考えます。

そういった意味で、私はこの意見書には反対です。

議長（久保田 均君） ほかに討論はございませんか。

藤根圓六君。

13番（藤根圓六君） 私は、賛成討論をいたします。

この意見書は、あくまでも慎重に対応されるように求めるということで、確かに、今、世代間によって夫婦別姓ということに関しては温度差があると思いますけれども、少なくとも我々の世代は、やはり家族のきずなというのは、やっぱり同姓で、この文章にあるように、一体感というのは我々はそういう思いがありますので、この意見書はあくまでも慎重にということですから、今後また若い世代からいろんな意見があると思いますので、私は慎重に対応されるようにということですから、この意見書に対しては問題な

いと思います。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第16 採決

議長（久保田 均君） 日程第16、ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数でありますので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣の件

議長（久保田 均君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成22年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

3 番 議 員 杉 山 正 樹

11 番 議 員 後 藤 利 元